

平成 15 年度

# 特別案件等調査報告書

国別研修「中央アジア刑事司法セミナー」

2003 年 11 月

独立行政法人国際協力機構  
八王子国際センター

## 序文

中央アジア諸国は、1991年のソ連崩壊により独立を達成しましたが、同時に大きな変化と混乱にさらされています。旧ソ連時代は社会主義体制の下、中央政府からの強い統制を受けていましたが、今後は独立国としての基本的機能を整え、民主主義制度の確立や市場経済化などを進めていかなければなりません。このため当機構は、中央アジア諸国に対して、(1) 市場経済化支援のための人材育成、(2) 運輸・通信をはじめとするインフラ整備、(3) 日常生活にかかわる保健・医療の支援、(4) 環境の保全と改善、(5) 紛争を抱える国への民主化支援、の5つを協力の柱として、さまざまな形で協力を行っています。

当センターでは、独立後に内戦を経験し、1997年の和平合意後も組織犯罪や麻薬取引の増加、アフガニスタンからの難民、汚職、貧困の拡大に悩まされ、治安維持機能の強化が喫緊の課題となっていたタジキスタンを対象に、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の協力を得て、2001年度から「タジキスタン司法制度セミナー」を実施してきました。この研修コースでは、検察制度や国際組織犯罪捜査を取り上げ、好評を得てきましたが、コースの実施を通じて、刑事司法分野ではタジキスタン一か国だけでなく、周辺の中央アジア諸国にも対象を広げ、広域的に働きかけていく必要があることが認識されてきました。このため、「タジキスタン司法制度セミナー」終了後に、中央アジア5か国(ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン)を対象とした新コースの立ち上げを計画しています。

本調査報告書は、この新コースを立ち上げるにあたって必要な情報を収集するために派遣した調査団の調査結果をまとめたものです。日数の制約から、対象5か国全てを訪問することができませんでしたが、訪問した3か国(ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン)において約40の関係機関を訪れ、刑事司法分野の現状、問題点、研修ニーズについて、広範な情報を得ることができました。本報告書が、新規研修コースの計画立案のみならず、関係各位に中央アジアの刑事司法分野の現状を更に深くご理解いただくための一助となれば幸甚です。

最後に、今回の調査にあたりご協力いただきました在ウズベキスタン日本大使館、在キルギス日本大使館、在タジキスタン日本大使館、ならびに関係機関の方々に厚く御礼申し上げます。

平成15年11月

独立行政法人国際協力機構  
八王子国際センター  
所長 渡辺 正夫

## 目次

### はじめに

第1	調査団派遣の経緯と背景	1
第2	調査団の目的	2
第3	主要調査内容	2
第4	調査団員	2
第5	調査日程	3

### 調査結果

第1	総説	4
1	中央アジア5カ国	4
2	調査の手法及び制約	5
3	調査の経過	6
第2	犯罪情勢	8
1	一般的犯罪（治安）情勢	8
2	汚職	12
3	薬物犯罪	13
4	マネーロンダリング	16
5	少年犯罪	17
6	人身取引及び移住者の密輸	17
第3	刑事法に関する現状とその改革	19
1	刑法及び刑事訴訟法	19
2	刑罰のリベラリゼーション	20
3	国際協力及び条約の批准状況等	23
4	刑事法制及びその運用の実情に対する批判	25
第4	刑事司法に関する組織と人的基盤	27
1	初動捜査機関	27
2	予審機関	27
3	検察官	27
4	裁判所	33
5	処遇関係機関	36
6	法曹の養成及び研修	40
第5	刑事司法制度と運用の実際	45
1	概説	45

2	捜査・公判の基本構造	45
3	身柄拘束の規制	49
4	捜査手法	53
5	裁判手続の実際	54
6	判決の内容（刑罰の種類）	67
7	刑の執行	68
第6	少年非行	89
1	少年非行の背景と未然予防対策	89
2	少年に対する司法手続の変貌	90
3	教育的強制措置	91
第7	コミュニティのかかわり	94
1	ウズベキスタンのマハリヤ	94
2	タジキスタンのマハリヤ	98
3	キルギス	99
第8	課題と所感	101

#### 参考資料

1	面談記録	105
2	収集資料リスト	128

## はじめに

### 第1 調査団派遣の経緯と背景

JICA 八王子国際センターでは国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を実施機関として、「タジキスタン司法制度セミナー」を2001年度から3年計画で実施しており、今年度（2004年2～3月）が最終回となる。本国別研修コースは、組織犯罪や麻薬取引の増加、アフガニスタンからの難民、汚職、貧困の拡大などにより国内の治安維持機能の強化が緊急の課題となっていたタジキスタンにおいて、1996年に検察に関する法律が制定されたことを背景に、「検察官が特別な調査技術や新しい手法を学ぶとともに国際的に一般的となっている検察官の日常における仕事の方法や検察に関する法律についての知識を身に付ける」ことを目標として立ち上げられた。

立ち上げに際しては、2001年秋に現地調査の実施を予定していたが、米国同時テロの影響で調査が中止となったため、現地の検察システムに関する情報が少ない中での研修開始となった。このためタジキスタンと日本の検察を中心とする刑事司法制度の比較を1年目のテーマとして研修を実施したが、旧ソ連圏に属するタジキスタンと日本では検察の仕組み、権限が大きく異なることから、現地の制度を把握できないまま研修を実施することの困難さが認識された。2年目はタジキスタン側に事前に希望のテーマを聞き取り、国際組織犯罪を取り上げ、好評を得たが、1国だけでは対処が難しいテーマであり、周辺国へもあわせて働きかけていくことの重要性が認識された。3年目の今年度は、タジキスタン側の希望により非行少年の処遇を取り上げる予定であるが、依然として情報不足により手探りでの研修実施を余儀なくされている。

上述のように、本国別研修は今年度で修了するが、回を重ねるごとに、当該分野（刑事司法）についてはタジキスタンだけでなく周辺の中央アジア諸国にも対象を広げていく必要性が認識されてきている。このため、今年度「タジキスタン司法制度セミナー」が修了した後、引き続き2004年度から地域別特設コースとして「中央アジア司法制度セミナー（仮称）」を立ち上げる方向で検討している。

しかし一方で、「タジキスタン司法制度セミナー」は基本的な情報不足をその都度補いつつ、研修員の満足度の高いコースとして運営してきたものの、今後対象国を拡大して新規コースを立ち上げるにはやはり中央アジア諸国の刑事司法（裁判、検察、犯罪者の処遇）の制度、実際の運用、問題点、研修ニーズについての情報が不足している。右については報告書等の資料がそもそも少なく、また資料に書かれている情報がある場合にも、それと実際の状況が違うケースがタジキスタン司法制度セミナーの際には見られた。

以上のような経緯・理由により、2004年度に立ち上げる新規コースの対象者、ニー

ズの詳細、到達目標などを確認するため、本件調査を実施することとなった。

## 第2 調査団の目的

上述の新規コース立ち上げに先立ち、中央アジア諸国の刑事司法（裁判、検察、犯罪者の処遇）の制度、実際の運用、問題点、研修ニーズについて情報を収集し、あわせて刑事司法担当省庁との間で、コースの対象者、取り上げるテーマ、到達目標などについて協議を行う。

## 第3 主要調査内容

- (1) 調査対象国における刑事司法（裁判、検察、処遇）制度及び実際の運用状況
- (2) 調査対象国における刑事司法分野の問題点、研修ニーズ
- (3) 新設予定コースの実施時期、対象者、テーマ、到達目標を検討するにあたり必要な情報

## 第4 調査団員

氏名	分野	所属
三浦 透	刑事司法（総括）	法務省法務総合研究所国際連合研修協力部 教官（国連アジア極東犯罪防止研修所 教官）
横地 環	矯正保護	法務省法務総合研究所国際連合研修協力部 教官（国連アジア極東犯罪防止研修所 教官）
岡山 明日香	研修計画	国際協力機構八王子国際センター 業務課職員
岡林 直子	通訳（ロシア語）	財団法人日本国際協力センター研修監理部 研修監理員

## 第5 調査日程

日順	月日	曜日	日程	宿泊地
1	10月14日	火	13:30 成田発 (OZ101) 16:00 ソウル着 17:30 ソウル発 (OZ573) 21:10 タシケント着	タシケント
2	10月15日	水	10:00 JICA ウズベキスタン事務所 12:00 最高検察庁 15:00 内務省 17:00 在ウズベキスタン日本大使館	タシケント
3	10月16日	木	10:00 司法省 12:00 最高裁判所 14:00 タシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所	タシケント
4	10月17日	金	AM 移動 (タシケント→サマルカンド) 12:30 サマルカンド州検察庁 16:00 サマルカンド市 Bogishamol 地区マハリャセンター	サマルカンド
5	10月18日	土	移動 (サマルカンド→タシケント)	タシケント
6	10月19日	日	7:30 タシケント→ビシュケク (HY783) 13:00 JICA キルギス駐在員事務所 団内打合せ、資料整理	ビシュケク
7	10月20日	月	10:00 財務省 (援助窓口機関) 11:00 在キルギス共和国日本大使館 15:00 大統領特別代表事務局 16:00 最高検察庁	ビシュケク
8	10月21日	火	10:00 最高裁判所 11:30 司法省 13:30 内務省 16:00 未成年者のための教育コロニー (少年院)	ビシュケク
9	10月22日	水	9:30 Young Lawyers' Association との面談 10:50 女性のためのコロニー (女性刑務所) 14:50 ビシュケク発 (7 J 4850Y) 15:40 ドウシャンベ着 17:30 在タジキスタン日本大使館	ドウシャンベ
10	10月23日	木	10:00 大統領府 14:00 最高検察庁 16:30 「タジキスタン司法制度セミナー」 帰国研修員との面談	ドウシャンベ
11	10月24日	金	8:30 司法省 9:15 強化体制コロニー (男性刑務所) 11:30 特別学校 14:20 ドウシャンベ市裁判所 17:15 OSCE ドウシャンベ事務所	ドウシャンベ
12	10月25日	土	団内打合せ、資料整理 15:00 大統領府 17:00 ADB ドウシャンベ事務所	ドウシャンベ
13	10月26日	日	8:30 ドウシャンベ→ホジャンド (国内線) ホジャンド→タシケント (陸路)	タシケント
14	10月27日	月	10:50 最高検察庁 11:30 ザンギアタ教育コロニー (少年院) 14:00 OSCE タシケント事務所 16:00 赤十字	タシケント
15	10月28日	火	10:00 JICA ウズベキスタン事務所 11:30 タシケント市ユヌサバッド地区 Min-Urug マハリャ 15:00 タシケント法科大学 17:00 在ウズベキスタン日本大使館 18:00 対外経済関係庁 (援助窓口機関) 22:30 タシケント発 (OZ574)	
16	10月29日	水	8:50 ソウル着 11:30 ソウル発 (OZ104) 13:40 成田着	

# 調査結果

## 第1 総説

### 1 中央アジア5か国

中央アジアという場合、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンの5か国を指すことが多い<sup>1</sup>。いずれも旧ソビエト連邦共和国に属していたが独立したものであり、法制度等に類似性は見られるものの、民族、国情等にはかなりの相違がある。各国の基礎的なデータを記せば、次のとおりである<sup>2</sup>。

	ウズベキスタン共和国	カザフスタン共和国	キルギス共和国	タジキスタン共和国	トルクメニスタン
面積 1,000 km <sup>2</sup>	447	2725	200	143	488
人口 100 万人	25.6	16.0	5.0	6.2	4.9
首都	タシケント	アスタナ	ビシュケク	ドゥシャンベ	アシガバット
主要言語	ウズベク語、 ロシア語	カザフ語、 ロシア語	キルギス語、 ロシア語	タジク語、 ロシア語	トルクメン 語、ロシア語
独立年月	1991.8	1991.12	1991.8	1991.9	1991.10
国民総所得 (GNI) 100 万米 <sup>ドル</sup>	13,780	20,146	1,386	1,051	5,236
一人当たり GNI 米ドル	550	1,360	280	170	990

各国の所在地は、次頁の地図のとおりである。東アジアと西アジア、地中海世界、南アジア及びスラブ世界の中央に位置しており、草原、オアシス、山間部等地形も様々であり、様々な遊牧民、農耕民等が社会を作ってきた。基本的にイスラム教が広がった地域であるが、19世紀以降は帝政ロシアの植民地と化し、1917年のロシア革命を経て、ソビエト連邦を構成し、ソ連解体後に独立するに至ったものである。その後は、程度の差こそあれ、いずれもいわゆる権威主義的体制の国家運営がなさ

<sup>1</sup> 中華人民共和国内の新疆ウイグル自治区並びにロシア連邦内のタタルスタン共和国及びバシコルトスタン共和国をも含めて論じられることもある。

<sup>2</sup> 世界の動き社「世界の国一覧表 2003年版」による。

れているといわれている<sup>3</sup>。



民族的にも、ウズベク人、カザフ人、キルギス人、タジク人、トルクメン人等が各国において複雑な構成をなして居住しており、上記のような経済格差、資源の偏在、さらには領土問題、テロ・過激派対策等を背景に、中央アジア5か国といっても必ずしも一まとまりにはとらえ難い面がある。

## 2 調査の手法及び制約

今回の調査は、中央アジアの刑事司法の制度及び実情を調査し、もって、中央アジア諸国に対する研修実施に係るニーズを把握することを目的とするものであるが、日本を出発してから帰国するまでが16日間しかないという制約があったため、中央アジア5か国の刑事司法全般を調査することはもともと不可能であることを前提に、ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国のみを訪問し、調査対象とすることにした。各国において実際に訪問した機関等についてもこのような日程上の制約から限られたものとならざるを得ず（したがって、同一事項について3か国で同様な手法で確認するということが必ずしもできていない）、また、刑事司法の内容的な部分に係る調査を主として担当した三浦及び横地の専門がそれぞれ裁判及び保護観察の実務であることに関心からくる制約、岡林以外はロシア語を解さないため日本において補充的に文献調査を行うことがほとんどできないことによる制約等があったことも否定できない。

他方で、三浦及び横地が所属する国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」

<sup>3</sup> 宇山智彦「中央アジアの歴史と現在」（平成12年）42頁。

という)においては既にタジキスタン司法制度セミナーを過去2年にわたって実施してきたこと、ウズベキスタンについては法務省法務総合研究所国際協力部及び名古屋大学等による調査が既に相当程度行われていること、キルギスについてもUNAFEIを実施機関とするJICA研修においてしばしば研修員を受け入れてきたことから、調査日程及び面談時の質問内容においては、上記の各研修や資料によって情報が得られていない部分を優先する方針を採るなどして、効率化を図った。

以上の調査方法の制約から、調査対象国3か国についてそれぞれ十分な正確性を持った網羅的な記述をすることは困難といわざるを得なかった。しかし、中央アジア諸国の法制度には相当程度の類似性があることから、国ごとではなく、刑事司法の流れや主題に沿って、中央アジア全体のものとして記述する方が、我が国ではこれらに関する極端に情報量が少ないことにかんがみても、かえって分かりやすいのではないかと考え、そのような記述方法を採用することにした。その結果、以下の記述は、別々の国で断片的に聴取した事項や事前に入手していた情報をミックスしたような部分もあることに留意されたい。

今回の現地調査の過程で直接入手した以外の情報については適宜出典を明記するが、UNAFEIにおけるタジキスタンに関するこれまでのJICA研修は、次のとおりである。

- ① 平成13年12月13日から同月19日まで、大統領府国際関係局長 Safarov Amirkhon 氏、大統領府法律局長 Davlatov Juma Muhmadalievich 氏及び検察庁人事部長 Isoev Madvali Shaidulloevich 氏を招へいし、その間UNAFEIにおいて、タジキスタンの刑事司法制度に関してヒアリング調査を行った。
- ② 平成14年2月26日から同年3月23日まで、UNAFEIにおいて大統領府法律局法律企画情報部長 Mirzoev Khursandmurod 氏ら10名の研修員に対して、タジキスタンの刑事司法制度一般の運用の改善・向上を企図する研修を実施した。
- ③ 平成15年3月3日から3月21日まで、UNAFEIにおいて、大統領府法務部課長 Goulzorova Muhabbat 氏ら研修員10名に対して、「国際組織犯罪と国際協力～国連組織犯罪条約の実施を中心として～」を主要課題とする研修を実施した。

以下、①を事前ヒアリング調査、②を第1回タジキスタン司法制度セミナー、③を第2回タジキスタン司法制度セミナーとして引用する。

### 3 調査の経過

調査団は、3か国に対して、訪問前に2種類の調査表(添付省略)を送付し、回答を求めた。第1の質問表は、刑事司法における捜査から裁判の全体を把握するための基本的なもの、第2の質問表は、少年事件や処遇に焦点を当てたものであった<sup>4</sup>。各国からすべての質問に対してではないものの、回答を受領し、面談の際の質問の前提とすることもできた。

---

<sup>4</sup> タジキスタンについては、事前ヒアリング調査の際に既に第1の質問表に対する回答をもらっていたため、第2の質問表のみ送付した。

3 か国とも JICA 現地事務所をはじめとする入念な準備及びサポートに支えられ、関係機関との面談、視察等の経過は、円滑であった。各国の関係機関の対応は、おおむね調査団に対して協力的で、質問に対しても快く回答してもらうことができた。各国とも、民族の文化的な伝統を生かしながら近代化を成し遂げた日本には関心が高いということであり、新規研修コースの実施を歓迎する旨の発言が多かった。

他方で、今回得られた情報には、一定の限界があることも否定できない。すなわち、今回の調査では、客観的な統計情報がほとんど得られなかった上、面談時における口頭での情報提供についても、その正確性には一定程度の留保が必要であるということである。しばしば指摘されるとおり、旧ソ連諸国においては、公務員はなかなかソ連時代の行動規範から抜けきれず、統計というものは、目標を立てて数値を合わせるものだという発想が根強いようである。したがって、数字などを示して説明されてもそれがどれだけ実情と合致しているかは、なお検証を要すると考えられる。面談時には、集団で応ずるケース（ウズベキスタンにおいて多い）と単独で応ずるケース（キルギスにおいて多い）とがあり、前者はある程度正確性・客観性が確保される面があるものの、公式見解に終始し、率直な意見が開示されにくい面もあると考えられ、他方で後者は自由かつ率直な発言が期待できるものの、個人的な見解である可能性にも留意する必要がある。以上の事情にかんがみ、調査団においては、面談対象としては、政府関係者以外の者も可能な限り含めるように配慮した。

## 第2 犯罪情勢

上記のとおり、今回の調査においては、3 か国とも犯罪の動向を示す統計を入手することはできなかった。したがって、各国の犯罪情勢に関しては、もっぱら刑事司法関係者からの聴取が基礎資料になるため、その客観性においては限界があるといわざるを得ない。口頭で数値を示されて説明された部分もあるが、その正確性については前記のとおり一定の留保を要するものと考えられる。

### 1 一般的犯罪（治安）情勢

3 か国とも、一応の安定を見せているようであり、刑事司法関係者からも治安の回復ないし安定を強調する説明が多くあった。とりわけ、犯罪数が少ない旨の説明が多くあった。もっとも、これらの説明については、意図的に数を少なくしている可能性以外に、コミュニティ内で解決される事件は計上されていない可能性（後記のとおり、特にウズベキスタンでは、マハリヤという強力な住民自治組織がある）、犯罪を一定レベル以上の程度のものに限っている可能性等（もともと、旧社会主義国では、軽微な事案は刑法上の犯罪として扱われないことが一般である）も考えられるが、確認できていない。

調査団の実感としては、訪問したウズベキスタンのタシケント及びサマルカンド、キルギスのビシュケク並びにタジキスタンのドゥシャンベ及びホジャンドにおいては、特に危険を感じるような経験はなかったが、あくまで首都ないし大都市の一部を見ただけであり、とりわけタシケントについては、ソ連時代から中央アジアにおけるショウ・ウインドウ的な都市として作られた面があり、この地域の代表的な街と見ることはできないともいわれているので、中央アジア全般の状況を知ることは困難である。

#### (1) ウズベキスタン

ウズベキスタンについては、1999年2月に発生した大統領暗殺を目論んだ爆弾事件に見られるように、IMU(ウズベキスタン・イスラム運動)が活発に活動してきたが、現在はその活動は弱体化してきているようである。なお、国外からのIMUの侵入を防止するために敷設された地雷によりタジキスタン、キルギス等の国境付近でこれまでに少なからぬ一般市民が犠牲となっているという。

首都タシケントで面談した多くの刑事司法関係者によれば、全般的に治安は安定しており、後記のとおり2001年に刑罰のリベラリゼーションという刑の緩和化の改正が行われ、その際治安の悪化の懸念を唱える声もあったが、幸いこれまでのところ犯罪は増えていないということである。なお、最高検察庁において近時問題となっている旨の言及があったのは、ヤミ経済（犯罪収益規制）、麻薬取引、汚職、経済犯罪等である。

調査団は、ウズベキスタンの地方都市の代表であるサマルカンド市において検察庁を訪問し、サマルカンド州検察庁第一副検事 I. K. Achilov 氏らから犯罪情勢等についての事情を聴取したが、その概要は次のとおりである<sup>5</sup>。

サマルカンド州の傾向としては、犯罪は減少している。特に殺人を伴う犯罪など重大な犯罪は減っている。国家財産などの横領はやや増加し、経済犯罪もやや増加しているが、空き巣などの窃盗は大きく減っている（窃盗で多いのは家畜盗である）。サマルカンド市の傾向もほぼ州全体の傾向と同じである。

犯罪が減少した原因は、おそらく各司法機関の連携が良いこと、そして予防措置が機能していることだと思う。具体的には、内務機関の中において、交通警察が縮小されて、代わりに、特別の犯罪予防局が作られた。従来は内務の管区インスペクターが担当していたが、別個の局として拡充されたわけである。この犯罪予防局には、未成年インスペクターがいて、一人一人担当のマハリヤがあり、問題がありそうな人や家庭を記録して付けている。それ以外に同時、警察職員ではないが、マハリヤから給料をもらっている「人民警護員」とも協力している。

そのほか、予審官が、犯罪の原因・場所となった企業等に対し、検討事項を指示する文書を発出し、当該企業等の長と予審官も参加して善後策の検討をしている。

収容施設から釈放された者についてもすべて記録があり、それに基づいて予防措置を講じている。

## (2) キルギス

キルギスでは、1999年8月に、南部国境付近オシュ州バトケン地区において JICA より資源開発のために派遣されていた日本人4名がイスラム武装勢力に誘拐され、約2か月後に無事解放される事件が発生し、その後も、2000年及び2001年もオシュ州、バトケン州及びジャラル・アバド州において、武装勢力の再侵入があり、キルギス政府軍との戦闘が頻発するなどしたが、この武装勢力は、2001年10月以降の米国等によるアフガニスタンへの武力行使によって壊滅的な打撃を受け、組織的・軍事的な侵入事件を起こし得る能力をほぼ失ったものと見られている。

## (3) タジキスタン

タジキスタンでは、1997年の政府と反政府勢力間の和平合意以降、国内の政治的混乱がもたらす不安定な状況が徐々に改善の方向に向かった。特に、2001年9月11日の米国における同時多発テロ事件の発生、及びその後の米軍を中心としたタリバーン及びアル・カーイダへの軍事行動、タリバーン政権の崩壊、アフガニスタン暫定政権成立等の諸情勢を通じ、同国の情勢は改善している。

特に都市部の治安情勢は安定しており、アフガニスタン国境付近西部及びタジ

---

<sup>5</sup> 以下の記述中、マハリヤ、インスペクター、予審官等は後の第4、7において詳しく解説する。

キスタン中央部の一部についても、アフガニスタン北部の安定化、イスラム過激派勢力の武装放棄及び国外への移動によって治安が改善し、国際機関、NGO、民間企業の活動が活発化している。他方、アフガニスタン国境付近東部については、交通、社会インフラ事情も悪く、治安情報の入手が十分とはいえないようである。

タジキスタン第2回司法制度セミナーにおいては、次のような報告があった。内戦時には、対立する勢力が武装化し、武器を広め、成人人口の30パーセントに武器が行き渡ったと言われている。ここが、タジキスタンにおける組織犯罪発生の根源と考えられている。内戦中や内戦後、特に身内同士が殺し合う戦争が展開された地域では、武装した組織的犯罪集団が「雨後の筍」のように発生した。彼らは、自動車で隊列を組んで国中を自由に走り回っていた。この時期、40件以上のテロ活動が行われた。明白な強盗であるにもかかわらず、警察、宗教の戦士、地方の高潔な自衛軍という仮面に身を潜めることもあった。この時期の犯罪の特徴として、際立った残忍性を挙げることができる。ある刑事事件の被告人の一人が、次のように供述しているのを例に挙げる。

「1992年12月に難民の若者14人を捕まえ、トラック「MAZ」の荷台に乗せ、警護を付けて下水処理施設の区域まで運んだ。この時、Holmurod（犯罪集団メンバーの一人の名）が、若者を一人ずつ彼のところに連れてくるように命じた。彼は、Zoir（強盗団のメンバー）を呼んで手伝わせ、彼らは強制的に若者を地面に横にならせた。Zoirは足を押さえ、Holmurodはナイフで若者の頭を切り落とした。若者たちは震えながら自分の順番を待っていた。このようにしてHolmurodが次の犠牲者の前で6人（そのうち3人は兄弟だった）の若者の頭を切り落としたとき、順番を待っている若者の一人が恐怖のあまり川に飛び込んだ。自分は川の方に駆け寄り、この若者を4回撃ち、彼はもう水面には現れなかった。自分が戻ったときには、Holmurodは既に残りの全員を切った後で、それから自分たちは頭と死体とを川に放り込み、立ち去った。」

しかし、状況の安定が訪れ、一連の強盗団も無害化し、テロ活動も減少の傾向を見せ始めた（2000年－7件、2001年－6件、2002年前半－1件）。

和平成立後も武器は市民の手に残ったと言われたが、現在では、ほとんどの武器は政府により回収され、安定した状態にある（市民の自衛目的の銃器所持は現在認められていない。1998年の新刑法により、武器を自発的に提出した者については刑事責任を問わないとする規定（196条）が置かれ、マスコミ等も使って、武器の提出を促した）。新刑法186条（武装集団犯罪）を適用して多くの組織犯罪を撲滅できている。

事前ヒアリング調査の前に質問表に基づいて入手したタジキスタンにおける近時の犯罪動向は、次のとおりであり、ある程度の犯罪の傾向を知ることができる（その他、1995年から1997年にかけての内務省年次報告に基づく統計のいく

つかを入手している)。

項目 番号	罪名	2000 年度 10 か月間	2001 年度 10 か月間	増 減 率 (%)
	国内における全認知犯罪件数	12414	11893	-4.2
	うち重罪	7916	7215	-8.9
1.	殺人	241	184	-23.7
2.	強姦	60	70	+16.7
3.	掠奪	542	197	-63.7
4.	強盗	261	200	-23.4
5.	詐欺	598	773	+46.4
6.	窃盗	4538	4248	-6.4
7.	集団強盗行為 (Banditism)	25	25	-
8.	非合法麻薬取引	1626	1741	+7.3
9.	誘拐	20	19	-5.0
10.	武器の不法管理、所持、製造	225	213	-5.3
11.	ゆすり	48	44	-8.3
12.	経済犯罪	2079	2024	-2.6
	a)横領	815	735	-9.8
	b)特に多額及び多額の横領	302	280	-7.3

また、同じく第2回司法制度セミナーにおいて、タジキスタン北部にあるホジヤンド市における犯罪発生件数の統計の紹介があった。それによれば、2002年度の犯罪発生件数は、2001年度比11.3パーセントの増加である。そのうち、重犯罪は7.9パーセントの増加である。組織的な犯罪の比率は全体の約9パーセントであるが、この件数は前年度7.1パーセントの減少である。減少傾向が見られるのは、謀殺(30.8パーセント減)、強姦(14.3パーセント減)、略奪(14.3パーセント減)、個人財産の窃盗(11.7パーセント減)、麻薬不正取引に絡む犯罪(47.9パーセント減)であり、逆に増加傾向が見られるのは、計画的傷害(55.7パーセント増)、強盗(28.6パーセント増)、詐欺(ほぼ4倍増)である。ホジヤンド市裁判所に持ち込まれた刑事事件の数は減少している。

今回の訪問においては、タジキスタンにおいても、後記のとおり、刑罰の緩和化の動きがあるとの説明があり、その理由として近時の犯罪情勢の顕著な改善が挙げられていた。また、現地の日本関係者からは、タジキスタンの治安は2000年以降急速に改善してきており、2001年には政府要人の暗殺が相次いだこともあったが、2002年以降は暗殺事件も起きていない、治安が悪いと思われていた中部ガルム地方にも最近ではNGOが入って活動しているし、東部も治安は安定していると見られる旨の説明を受けた。日本では情報が少なく、危険な国とのイメージが先行している感があるが、アフガニスタンやウズベキスタン国境など特定

の地域を除けばそれほど危険ではないと認識しているとのコメントもあった。

## 2 汚職

汚職については、各国とも公務員の収入が低く、蔓延していることは否定できない。ちなみに、2003年のTransparency InternationalのCorruption Perceptions Indexにおいては、中央アジア諸国は、ウズベキスタン100位、カザフスタン100位、キルギス118位、タジキスタン124位となっている。

各国の政府機関もこの問題については一応の関心を示しているが、その中でもキルギスが最も積極的である。

### (1) キルギス

キルギスでは、2003年4月に汚職対策法が成立したほか<sup>6</sup>、オトルバエフ副首相のイニシアチブの下で、グッド・ガバナンスという大きな文脈の中で汚職防止を捉え、独立委員会の設立等も含めた様々な可能性が検討されているようである。このため、本年(2003年)4月にキルギス政府は、国家グッド・ガバナンス審議会(National Council of Good Governance)を組織し、さらに、今後ドナーもメンバーに含めたグッド・ガバナンス調整委員会(Coordination Committee for Good Governance)を作り、そこからキルギス政府に助言をしてもらおうという構想を抱いている。この調整委員会にJICAから専門家を派遣してもらえないかという打診を受けている状況である。

大統領特別代表事務局のコンサルタントであるEdward M. Edgardo氏からも、同事務局が投資促進のための規制緩和や経済政策の検討を行っており、その一環として汚職対策にも取り組もうとしている旨の説明があった。

キルギス最高検察庁の検察官のAsan Kangeliev氏によれば、前記Transparency InternationalのCorruption Perceptions Indexについて、キルギスは中央アジアの中で言論の自由を進め、だれでも何でも言える雰囲気になっているので、それだけ汚職の情報も表面化しやすく、旧ソ連諸国の中でも順位が低くなってしまったというふうに受け止めており、民主化して損をしたようだなどと冗談を言い合っているところだという。実際、キルギスは、ウズベキスタン等に比べるとリベラルであり、汚職の問題が公然と新聞に載ることも珍しくないようである。

### (2) ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、現在汚職事件が問題となっているとの説明はあったが(最高検察庁Erkin Abzalov 検察庁研修所所長ら)、立法等に関しては目立った動きは把握できなかった。

---

<sup>6</sup> キルギスでは、刑法の汚職の罪の規定が実効的に機能していないとの認識から、汚職対策法案が起案されたものである。内容は、未入手である。

### (3) タジキスタン

タジキスタンでは、大統領が反汚職キャンペーンをしているとのことであった。すなわち、国の威信にかかわるようなことをやるなということである。しかし公務員の収入があまりにも低く、だれでも副業をやっているようである。何らかの立法の動きはあるとの発言もあったが、具体的には確認できなかった。

なお、タジキスタンにおいては、第2回タジキスタン刑事司法セミナーに、次のような報告があった。公務員の汚職はタジキスタンにも存在する。例えば、市場経済への移行期であるため、国有の事業を民営化する際に、業者が担当公務員に賄賂を渡して、有利な取り計らいを受けるといった事例がある。大学入学試験や公務員試験での贈収賄もある。汚職犯罪の摘発は困難であるが、タジキスタンでは、自発的に汚職を申告した者については、罪に問われないという制度を採っている。捜査官に賄賂を提供しようとした者に対して、おとり捜査を実施して逮捕した事例もある<sup>7</sup>。

## 3 薬物犯罪

薬物犯罪に関しては、現地で客観的な統計資料は入手しなかったが、3か国訪問中に次のような事情を聞いており、また、過去のタジキスタン刑事司法セミナーでタジキスタンの実情に関する報告もあった。

調査中に傍聴した2件の刑事裁判（ウズベキスタン及びタジキスタン）は、いずれも薬物事犯であり、薬物犯罪が少なくないことがうかがえる<sup>8</sup>。薬物事犯、特に薬物依存症者の処遇に関しては、旧ソ時代の方法論は崩れてきているが、それに代わる新しい方法論を各国で模索しているのが現状である。

### (1) キルギス

キルギスでは、最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏から、次のような話があった。

キルギスも麻薬の経路となっており、アフガニスタン→タジキスタン→キルギス→欧米という流れがある。麻薬犯罪の捜査で困難な点は、隠れた犯罪で発見が難しいことである。女性市民がかかわることもある。要は運び屋である。自己使用は少ない。犯人が自国民でない場合も問題である。タジク人、ウズベク人がかかわる。身元等すべて確認するのに、いちいちよその国に働きかけるのに時間がかかってしまう。実際に使用で処罰する例は少ない。刑法で規定されたより少ない量を使用するために、行政処分にとどまることが多い。トラフィッキングや麻薬の溜まり場の所持で摘発されることが多いのである。

<sup>7</sup> 後記第5の4の(3)で紹介するとおりである。

<sup>8</sup> なお、中央アジアにおける薬物事犯の状況については、米国国務省の International Narcotics Control Strategy Report も参考になり、International Crisis Group の報告書については、後記第6の1のとおりである。ヘロインを主とする麻薬乱用が若者の間で急激に増えているという。

矯正施設内での薬物犯罪者の処遇については、司法省次官 Tashtemir Sydygalievich Aitbaev 氏から、次のような話があった。

裁判所の決定に基づいた強制措置として、矯正施設内の別棟で治療する他、ポーランドの国際アドバイザーがパイロット的に施設内で実施している「アトランティス」というプロジェクトに参加させる方法も取っている。これは医療措置ではなく、薬物依存症を克服したい人を誘って自発的なグループとし、グループを隔離して、段階的に話し合いをさせるもの。米国起源の 12 ステップの考え方が基礎になっている。2 年目に入っており、結果によっては全国に広めたいと思っている。「アトランティス」への参加は強制ではないが、ふさわしいと思われる者がいたら説明、説得は行っている。

薬物処遇に関する研修の機会提供という点で、我々は多くの国際機関の援助を受けている。ソロス基金、OSCE などである。最近では、Penal Reform International と円卓会議を行った。

社会内での薬物依存症者の治療については、前述の最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏から、次のような話があった。

薬物又はアルコール依存症の者に執行猶予を付け、社会内で様子を見るという方法を取ることは可能だが、実際には、有料のクリニックに通うことを義務付けることになる。治療費を負担できない経済状況の者が多いため、現状では、依存症の者には執行猶予を付けず、実刑を課す運用になっている。

精神病院に送る措置もあり、保健省管轄の特別な病院に、矯正施設に送るような形で入院させる。しかしこれは刑罰ではない。

## (2) タジキスタン

タジキスタンについては、第 2 回タジキスタン司法制度セミナーで、次のような報告があった。

タジキスタンで現在最も困っている犯罪は、薬物の不法取引・所持である。タジキスタンにおいては、凶悪犯罪は減少したにもかかわらず、薬物不正取引関係の犯罪は、2001 年度まで増加しつづけた。防止対策や捜査に力を入れた結果、2002 年度には犯罪件数を前年比 61 パーセント減少させることができたが、押収された薬物の量には目立った変化はなかった。多くの国の麻薬商人が組織化する傾向も見られる。

現在、経済的な発展途上にあり、計画経済から市場経済への過渡期であるため、貧困層が国民の 30 ないし 40 パーセントを占め、彼らが犯罪に及んでいる。先進国と異なり、金欲しさから犯罪に手を染めるのが一般である。そして、最も儲かるのが薬物取引であるため、国民が安易にそれに関与している。不法取引のうち、プロの組織が関与しているのは 5 パーセント程度であり、残りは、いわば家計の足しにするため関与しているのが実情である。例えば、ヘロインをアフガニスタ

ン国境で1キロ 200 米ドルで買い、それを首都でロシアの密売人に売ると、1200 米ドルになるし、それを自分でロシアに持ち込めば、1キロ 6 万米ドルで売れる<sup>9</sup>。他方、タジキスタン国内では、薬物の使用はほとんどない。

アフガニスタンとの国境を超えて麻薬を輸送する際には、銃で武装した麻薬犯罪組織メンバーの護送がつく。アフガニスタンと中央アジアとの国境沿いには麻薬の貯蔵網が見られる。アフガニスタンから中央アジアを經由して輸送される麻薬量には増加の傾向が見られる。タジキスタンにおいて、極めて大量の麻薬の密輸を阻止した事例が数十件あるが、こうした作戦の遂行においては、軍人や司法機関職員が命を落とすこともある(ロシア連邦の国境警備隊がこうした取締りに当たっているとのことである)。2001 年度においては、4 トン 239 キログラムのヘロインがタジキスタンにおいて押収されており、2002 年を通じてアフガニスタンから犯罪グループによって CIS 諸国に送られた麻薬の総量は、タジキスタンの体制側機関によって押収された分が 6 トン、うち 4 トンがヘロイン、ウズベキスタンに押収された分が 600 キログラムのヘロイン、カザフスタンに押収されたのが 400 キログラムのヘロイン、ロシア連邦に押収されたのが 200 キログラムのヘロインである。

タジキスタンが麻薬輸送ルートとなる要因としては、次のものが考えられる。

- 1991 年に独立した結果、中央アジアの国境が外界に開かれた。
- CIS 諸国間の国境が事実上自由に通過できる。
- アフガニスタンとの国境が長く、取締りが難しい。
- 発達したインフラ(鉄道、高速自動車道、空路)。
- 司法機関と国境警備隊の限界、脆弱な技術装備と予算不足。
- 移行期に関連し現在中央アジア諸国が置かれている社会経済的困難。

現在、タジキスタンでは、加入している国連麻薬条約等の実施のため、麻薬規制の法令も整備され、国連の援助を受けて麻薬取締庁が設立され、人員体制も強化され、取締りに当たっている。さらに、麻薬取締りに関して、30 以上の 2 国間及び多国間の国際協定に加わっており、2002 年 5 月には、麻薬・向精神薬・前駆物質の不正取引防止における強力に関する議定書がアフガニスタンとの間で署名された。CIS 諸国間で、犯罪防止協力について緊密な関係が築かれている。2002 年には、ロシア・タジキスタン方面への麻薬密輸を阻止するために、特殊作戦「Kanal」が 2 回実行された。これにより、1084 件の不正麻薬取引に絡む犯罪を摘発することができ、2 トン以上の麻薬が押収された。

次に、依存症者の社会内での処遇・治療について、検察官で第 1 回タジキスタン司法セミナーの卒業生である Saifuddin Makhiddinov 氏から、当調査団に対して次のような話があった。

---

<sup>9</sup> ヘロインはドゥシャンベで 1 キロ 2000 ドル、ロシアで 9000~1 万ドルという話もあり、いずれにしても実売価格に関する情報は不確かである。

タジキスタンでは、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」<sup>10</sup>という施設が廃止された。また、旧ソ時代には各職場単位で社会統制に貢献していた「同志裁判所（Товарищеский суд）」<sup>11</sup>もなくなった。しかし、かと言って AA（アルコホリクス・アノニマス）のような自助組織も入ってきていないので、特にアルコール依存症で酩酊の上で犯罪事件を起こす者に対し、これとって打つ手がなく、困っている。

### (3) ウズベキスタン

タシケント市内の Akmol Ikramov 地区裁判所訪問時、法廷傍聴した事案はジアゼパムの所持及び販売を内容とする薬物事犯であり、被告人は、「自由剥奪刑 1 年、強制治療付き」の判決を受けた。後刻、この強制治療について質問したところ、刑事担当所長 Bakhtiyor Zhuraevich Ismoilov 氏らから、次のような話があった。

強制治療とは、自由剥奪刑を執行する矯正施設内に、酒・薬物の中毒者用の別棟があり、そこに収容して医療措置を行うことである。実刑でなく、執行猶予が付いた場合に、執行猶予期間中に在宅で治療することを条件にすることは可能である。その場合は、本人自宅の地域を管轄する保健所に連絡が行き、保健所は治療状況をモニターして<sup>12</sup>結果を裁判所に伝える。

## 4 マネーロンダリング

マネーロンダリングについては、第 2 回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、タジキスタンの実情について報告があったところである。これによれば、タジキスタン刑法 262 条がマネーロンダリングの罪を規定しており、取締りを始めて 3~4 年になるが、1 件だけしか摘発していない。その理由としては、次のことが考えられる。すなわち、タジキスタンには、上位の銀行としてタジキスタン国立銀行、下位の銀行として商業銀行その他の金融機関があるが、銀行業務法 32 条により、銀行には守秘義務が定められており、また、刑法にも守秘義務違反罪がある（刑法 278 条）。そのため、犯罪者は、平然と自分の口座を使ってマネーロンダリングを行っている（同研修においては、その手口についても種々紹介されている）。銀行業務法 32 条によれば、捜査が開始されれば、銀行は捜査機関に情報提供をしてよいことになっているが、捜査が開始されるためには情報が必要なので、意味がない。なお、タジキスタンには、いまだ Financial Intelligence Unit (FIU) は設立されておらず、疑わしい取引の報告義務も確立されていない。マネーロンダリングに関する立法措

---

<sup>10</sup> キルギス最高検察庁でも、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」が今はなくなったという話があった。

<sup>11</sup> 名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国における紛争解決過程」（2002）pp20、小森田秋夫「現代ロシア法」（2003）東京大学出版会、pp15 参照。後者では「職場における軽微な紛争を解決する組織」と書かれている。

<sup>12</sup> 調査団は、地域のマハリヤ委員会や内務省インスペクターもモニタリングに参加するかどうか質問したが、回答は得られなかった。

置が必要と考えられるところであり、国連国際組織犯罪条約に基づき、マネーロンダリングを防止するために、「非合法に得られた資金の洗浄防止に関する法律案」が作成された。また、歴史的に似ているロシア連邦の「資金合法化防止連邦法」を更に詳細に分析するつもりである。同法には金融監督委員会（KFM）の創設などが定められており、タジキスタンにも参考になる。

今回タジキスタンにおいて、現地日本関係者から聴取したところによると、タジキスタンでは商業銀行に対する信頼が極めて低く、銀行に口座を持っている人は、政府の人でさえもほとんどおらず（少しずつはよくなっているが）、基本的に現金経済である。そのため、今年（2003年）の6月くらいまでの3か月間、銀行に金を預けることを勧奨する特別措置を国が執ったところである。その間であれば、金の出所を問わないし、税金も取らないというものであった。また、タジキスタンからはロシアへの出稼ぎ等があるが、海外から送金を受けるのが困難であった。このような状況を前提にすると、マネーロンダリングが問題となっている他の国の状況からは相当に違いがあるのではないかと考えられる。

## 5 少年犯罪

ウズベキスタン最高検察庁では、検察庁研修所所長 Erkin Abzslov 氏らから、ウズベキスタンでは、若年人口が多く、40 パーセントくらいが未成年で、非行が多い旨の説明を聞いた。

International Crisis Group の Youth in Central Asia: Losing the New Generation は、中央アジアの青少年に関する憂うべき状況を記述している<sup>13</sup>。

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、「タジキスタンで内戦の傷から非行に走る少年は、部分的にはいる。ストリート・チルドレンのような子供もいる。しかし、波はあるものの、ここ7-8年の少年非行は沈静化している」旨の報告があった。しかしながら、タジキスタンにおいては、独立とその後の内紛により損なわれた社会の安定性は、いまだ完全な回復には至っておらず、経済面はもとより、治安面でも問題を抱えた困難な社会情勢下で若年人口が急増していることから、少年を巡る状況は厳しさを増しており、特に、親世代との比較において、貧困と失業者の増加、教育及び医療水準の低下等が指摘されていることからしても、近い将来、これらの要因が少年の健全な社会化を阻害し、少年が犯罪者・犯罪被害者となるリスクを高めることが懸念されるというべきであろう。

詳細は、後記第6において、再び検討する。

## 6 人身取引及び移住者の密輸

いわゆる人のトラフィッキング及びスマグリングに関しては、今回の調査では十分な情報が得られなかったが、Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) のタシケント事務所の Human Dimension Officer である Per Normark 氏らか

---

<sup>13</sup> 詳細は第5章10を参照。

ら聴取したところは、次のとおりである。ウズベキスタンにおける人のトラフィッキングについては、地元の NGO が小規模で部分的に取り組んでいるほかは、調査が行われておらず、実態が分からない。しかし、人のトラフィッキングの温床となるすべての根本原因がウズベキスタンにはそろっている。女性はもちろん、男性が労働力として (Labour Trafficking) 韓国、ロシアに送られているとの断片的な情報があるが、根拠となり得る事実がつかめていない。対策は、社会の中での認知を上げていくことが予防になる。国全体としてこの問題への認識がようやくできてきたところで、キルギスに比べ遅れている。

## 第3 刑事法に関する現状とその改革

### 1 刑法及び刑事訴訟法

ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンは、いずれも旧ソ連の法制度を継受している。

現在 UNAFEI において最も多くの情報を把握しているタジキスタンについてみると、刑法は次のような特色を有している。すなわち、およそ刑事罰則はすべて刑法に規定されており、特別法上の罰則というものはない。その結果、様々な特殊な構成要件が刑法に規定されているが、例えば、前記のとおりマネーロンダリングの罰則はあるものの、これを実効あらしめるための諸制度が未整備であるなど（FIU の設立は未了であり、銀行秘密の法制のため捜査の端緒が得られない）、世界の先端的な規定を取り込みながら、十分に活用できる体制になっていない。犯罪は、社会的危険の性質と度合いにより、「軽微な犯罪」、「中程度の犯罪」、「重大な犯罪」及び「特に重大な犯罪」の4種類に区分されている。

次に、現行の刑法及び刑事訴訟法を調査対象3か国について見ると、次のとおりである。

#### (1) ウズベキスタン

ウズベキスタンの刑法及び刑事訴訟法は1994年に制定されたものである。

#### (2) キルギス

キルギスでは刑法が1997年に、刑事訴訟法が1999年に、それぞれ制定されている。

#### (3) タジキスタン

タジキスタンにおいては、刑法は1998年の新しいものであるが、刑事訴訟法についてはソ連時代の1961年の刑事訴訟法が改正を加えながら使われており、全面改正作業の途上にある。タジキスタン大統領府における刑事訴訟法改正作業の中心人物である同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏らに面談し、その進捗状況を聴取したところ、次のとおりである。

大統領からの命令で刑事訴訟法の改正グループが作られ、自分がその長である。グループの中には、訴訟法学者のほか、裁判所、検察庁、内務省、弁護士などの代表も入っている。法案は仕上げの段階ではあるが、グループが作成したものが手順を踏んで国会で採択されるまでには、まだ少なくとも1年以上はかかる。ロシアにも新しい刑事訴訟法ができたので、これらも踏まえて今の案を更に修正する必要があるということになっている。当初の予定が遅れているということではない。

改正の対象となる事項はいろいろある。最も大きいのは人権保障の拡充である。国連の人権規約等の趣旨に沿って、検察の現在の機能は基本的に残すものの、独立した司法機関によるコントロールを強化する。さらに、裁判における簡易手続の導入（後記）、弁護人の刑事手続における参加、少年事件捜査についての特別の配慮等も検討されている。そのために、ポーランド等ヨーロッパの制度も研究している。

## 2 刑罰のリベラリゼーション

いわゆる「刑罰のリベラリゼーション」が各国共通に取り組んでいる課題である。具体的には、ウズベキスタンは法改正済み、キルギスは検討中、タジキスタンは法案審議中の段階とのことである。人道主義ということが各国とも強調されるが、背景事情として過剰収容があるのかは、国・回答者によりニュアンスの相違がある。内容的には拘禁代替策をめぐる近時の国際的潮流とも符合する議論である。

### (1) ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、内務省予審総局長 Alisher Ozodovich Sharafutdinov 氏ら及び最高裁判所副長官 Bakhtiyar Djamalov 氏らから聴取したところによると、次のとおりである。

2001年8月29日に、国会第6回大会において「刑執行のリベラリゼーションに関する法」が採択された。これは、従来それほど重大でない犯罪についても自由剥奪刑に処されていることが調査の結果明らかとなったことから、むしろ刑に処するについては、人を罰するというより、更生・再教育・社会復帰を主眼としたシステムとした方がよいのではないかと、またウズベキスタンにはマハリヤという住民自治組織があるのであるから、こうしたものを犯罪者の処遇に活用していた方がよいのではないかと、という発想から生まれたものである。

本法の採択により、刑法、刑事訴訟法及び行政処分に関する法等が改正された（刑法においては100以上の変更が加えられた）。さらに、その後内務省などの法執行機関において検討し、指導・通達も流されている<sup>14</sup>。最高裁判所総会の決めた運用に関する規則（決定）もある。

具体的には、犯罪の分類の仕方を変え、74パーセントは社会に大きな危険を及ぼさない又は軽微な犯罪ということになり、自由剥奪刑としては5年以下にとどめ、あるいは罰金刑にするなどの改正をする。また、いくつかの犯罪については、被告人が被害者に弁償などをすれば、自由剥奪刑を科さない。さらに、26の犯罪については、被害者・加害者の和解・示談により刑事責任が免除される仕組みも設けた。この免責は、手続的にはどの段階でもよく、和解・示談があった場合に初動捜査官、予審官等に申請する。そうすると、予審官が示談成立決定を

---

<sup>14</sup>本年（2003年）9月26日にリベラリゼーションに関する大統領令が発出された。細則を作るよう指示するものとのことである。

し、これが検察官から裁判官に届けられ、裁判官が承認し、示談に基づく刑事事件の停止<sup>15</sup>ということになるのである。

また、刑法から財産没収に関する規定を削除した（従前親族等も含めて財産を没収するなどの措置が執られていたものであり、これは、犯罪供用物等の没収とは全く異なるものである）。

問題はこれらの改正をいかに根付かせるかである。地方を回って司法機関と国民に対する周知徹底を試みた。内務省予審総局だけでも1万回以上のミーティングを警察や住民を対象として行った。

今日、その努力が実を結び始めている。たとえば、新法施行後、4万人以上が収容施設から釈放された。示談に基づく免責は1万5000人以上あった。未決勾留の比率についても、昔は50パーセントくらいあったのが、25～30パーセントくらいまで下がった。このような改正は、被告人にとっても趣旨に沿って行動すれば責任を問われないようになるというメリットがあり、現実には損害回復の額面も大幅にアップした。所在を隠していた被疑者が自ら出頭することも増えている。また、捜査にかかる期間も短くなってきており、2000年では1か月で15パーセントくらいの事件が終結していたのが、2003年では1か月で65パーセントくらいが終結するにまでなった。つまり、新法により、捜査機関と対立するより認めたいほうが割に合うことになり、捜査の手間が省けるようになったのである。今回の改正に関連して、内務省の職員の一般市民に対する対応もよくなり、説明が丁寧になった。予審官は、かつてはより多く裁判所に事件を送致すれば仕事がよくできると考えられていた。今は捜査の上できちんと法に則った判断をしているか、市民から苦情があるか、などが評価の基準とされる。ここ2年で、捜査に関する苦情は60パーセント減った。新法採択のころは、犯罪への悪影響について心配する意見もあったが、幸い犯罪率は上がっておらず、今のところ順調に推移している。

（この法の成立した背景として、受刑施設に過剰拘禁があるかを尋ねたところ）、ウズベキスタンでは、収容者の率は、ロシアやアメリカに比べてたいへん低く、また、自由刑はどちらかというともともと更生を主眼にしている<sup>16</sup>。むしろ、何か事件が起きると、以前に刑に処された人が疑われるということがあり、結局その人がまた転落していくような悪循環になりやすいから、それを断ち切りたいということである。

## (2) キルギス

キルギス最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官の

---

<sup>15</sup> 取消しと理解するのが適当かもしれない。この停止（取消し）の事件の比率は上がってきており、15パーセント程度に至っているという。

<sup>16</sup> Roy Walmsley, "World Prison Population List (Fourth Edition)"(2003年)によると、10万人当りの収容者数は、ウズベキスタン257人、キルギス390人、タジキスタン175人である。ちなみに米国は686人、ロシア連邦は683人、日本は48人である。後記第5の7のD参照。

Zhandarbek Zorobekovich Mamytbekov 氏によれば、刑罰のリベラリゼーションについては、キルギスでは、2003 年、検事総長が大統領府に対して発議しているところである。検察庁は、法案の発議権がないからこのような形になる。

その理由は、国内の事情を見ると、あまりにも軽微な罪状で受刑している人が多く、国内経済の妨げにもなっていると同時に、その犯罪者の社会生活にもマイナスであることが分かったからである。

なお、同氏は、キルギスの収容施設が過剰収容であることを率直に認め、問題になっているのは、受刑施設であるコロニーではなく、むしろ未決勾留をする「取調隔離室」の方であると説明する。身元引受人がいれば身柄をゆだねることが可能であり、また、3 年以下（未満）の罪の場合は勾留が法律によって制限されているが、身元引受人がなくて、勾留せざるを得ない場合があるという。

### (3) タジキスタン

タジキスタン最高検察庁民族・国際関係法執行監督部長 Matlyuba Abdullaeva 氏らからの聴取結果によれば、タジキスタンにおける状況は次のとおりである。

タジキスタンでは、ヒューマニゼーションなどと言われる改正が、大統領の発議に基づき、今国会で審議中である。民主国家として刑をより人道的に緩和しようというもので、法定刑を引き下げたり、恩赦の対象を広げたりというものである。

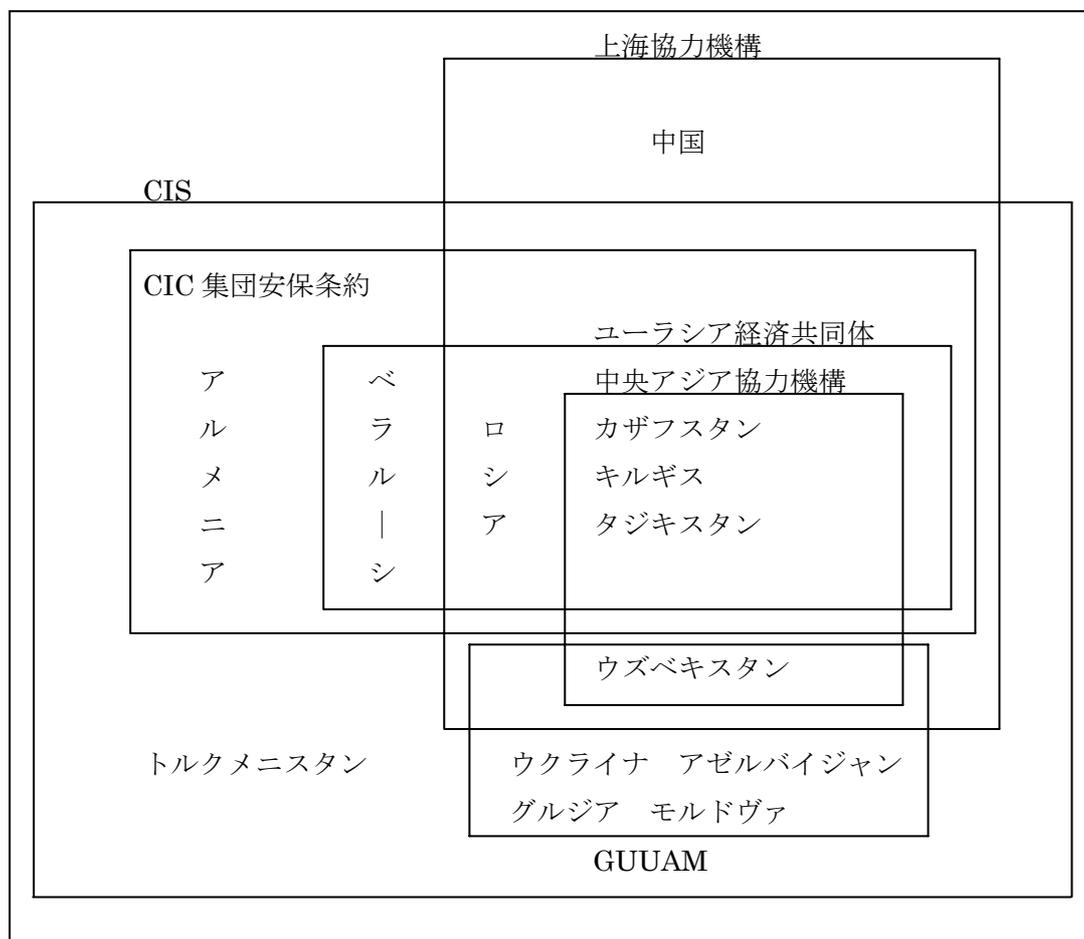
なぜ今このような動きが出てきたかについては、内戦直後は、まだ多くの犯罪組織があり、収容施設も過剰収容の状況にあった。しかし、国の情勢が安定してくるにつれ、犯罪率も顕著に減り、恩赦も何回もあり、収容の状況は改善された<sup>17</sup>。このような安定期に入ったことから、大統領が緩和してはどうかと提案したものである。

---

<sup>17</sup> 事前ヒアリング調査の際にも、現在は過剰収容の状態ではないとの話であった。後記第 5 の 7 の D 参照。

### 3 国際協力及び条約の批准状況等

中央アジア関連の地域協力機構は、若干複雑であるが、図示すれば、次のとおりである<sup>18</sup>。



上海協力機構は、経済協力から始まり、現在はテロ対策にも及んでいるが、刑事司法に直接に関係するというものではない。ただ、捜査共助、犯罪人引渡し等は、CIS 諸国間で主として行われているようであるから、このような国家間の枠組みも前提にしておく必要がある。中央アジア 5 か国の中では、トルクメニスタンが全く独自路線で、ウズベキスタンがカザフスタン、キルギス及びタジキスタンの 3 か国とは異なる方向を向いており、両者の関係は必ずしも良好でないようである<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> 宇山智彦編著「中央アジアを知るための 60 章」（平成 15 年）289 頁による。

<sup>19</sup> タジキスタンが料金を払えないことから、ウズベキスタンから真冬でもガス等を止めるため、同国に強い反感を持っている話はしばしば耳にした。

人権、国際犯罪条約の加入状況は、次のとおりである<sup>20</sup>。

条約名	ウズベキ スタン	カザフス タン	キルギス	タジキス タン	トルクメ ニスタン
経済的、社会的及び文化的権利 に関する国際規約	○		○	○	○
市民的及び政治的権利に関す る国際規約	○		○	○	○
市民的及び政治的権利に関す る国際規約の選択議定書	○		○	○	○
死刑廃止議定書					○
難民の地位に関する条約		○	○	○	○
難民の地位に関する議定書		○	○	○	○
女子差別撤廃条約	○	○	○	○	○
人種差別撤廃条約	○	○	○	○	○
拷問禁止条約	○	○	○	○	○
児童の権利に関する条約	○	○	○	○	○
国際労働機関憲章	○	○	○	○	○
ILO87号		○	○	○	○
ILO98号	○	○	○	○	○
ジェノサイド条約	○	○	○		
国際刑事裁判所規程				○	
航空機不法奪取防止条約	○	○	○	○	○
民間航空安全条約	○	○	○	○	○
人質をとる行為に関する国際 条約	○	○			○
国家代表等に関する犯罪防止 条約	○	○			○
核物質の防護に関する条約	○			○	

<sup>20</sup> 大沼保昭他1名編集代表「国際条約集 2003年版」によった。○は当事国である。

いわゆる TOC 条約の関係では次のとおりである<sup>21</sup>。

	ウズベキスタン	カザフスタン	キルギス	タジキスタン
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約	2000 年署名	2000 年署名	2003 年加入	2002 年加入
同条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書	2001 年署名	<input type="checkbox"/>	2000 年署名	2002 年加入
同条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書	2001 年署名	<input type="checkbox"/>	2000 年署名	2002 年加入
同条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

中央アジア各国は、上記のとおり、国際条約には一般的に積極的に加入しているといえよう。もちろん、それが国内での担保状況の十分さとどれだけ結びついているかは、別に検証すべきものである。

#### 4 刑事法制及びその運用の実情に対する批判

各国の関係者は、自国の刑法及び刑事訴訟法について、世界標準に合った内容とすべく、改正に向けた検討を重ねている旨説明しているが、現時点では多くの批判を受けているようである。

国連関係のものとして、United Nations Office on Drugs and Crime, “The Application of the United Nations Standards and Norms in Crime Prevention and Criminal Justice”, 2003 における Andrzej Rzeplinski 氏 (Professor, Institute for Social Prevention and Resocialization, Human Rights Research Centre, University of Warsaw) の論文 “The Rules of law as a priority in criminal justice reform: building on experiences in technical cooperation between Europe and Central Asia” がある。

ウズベキスタンでは、2002 年にタシケントで開かれた欧州復興開発銀行 (EBRD) の会議の場において、英国の当時の外相がカリモフ大統領に対してウズベキスタンの犯罪者処遇における人権問題についての懸念を面前で表明するという出来事があ

<sup>21</sup> UNODC サイトによる。

り、ウズベキスタン政府もこの点については最近特に敏感になっているとのことである。

また、ウズベキスタン刑法及び刑事訴訟法について、2003年3月に London Metropolitan University の国際法の Douwe Korff 教授により、”Criminal Procedure in Uzbekistan”と題するレポートが Office for Security and Cooperation in Europe (OSCE) に提出されている<sup>22</sup>。これによれば、ウズベキスタンの実情は、次のとおりであるとされる。警察官は、些細な嫌疑でだれでも逮捕できる。拷問は、システムティックである。裁判は公正でない。裁判前の段階は、無制限の権限を持つ検察官が支配し、人身保護その他司法的監督が及んでいない。被疑者はひとたび逮捕されれば、勾留され起訴され裁判を受けるものだという前提でシステムが動いている。裁判では“自動的に”有罪が認定される。被疑者・被告人の権利には、内部的で非公開の規則に基づく多くの制約が課せられる。刑事司法機関には汚職が蔓延している。一部の弁護士は、被疑者・被告人より、官憲側の利益を図ろうとする。裁判官は、被告人の利益を守らず、権限濫用を黙認する。Korff 教授は、これらの分析をもとに、多くの改革提案をしている。

その他にも、調査団は、捜査の過程や受刑施設において拷問が行われている等の話を耳にすることが少なくなかったが、十分に確認することはできていない。

キルギスにおいても、同国は中央アジアでは比較的民主的な国といわれているが、刑事司法が政治的に使われることがあるのではないかとの見方や、法よりも人的な縁故で物事が処理されることが多く、キルギスでは民主主義と縁故主義とが共存しているとの指摘があった。

---

<sup>22</sup> OSCE ウズベキスタン事務所 Human Dimension Officer の Per Normark 氏から入手した。

## 第4 刑事司法に関する組織と人的基盤

### 1 初動捜査機関

初動捜査については、後記のとおり、捜査の端緒から事件を予審官に引き渡すまでの過程の捜査をいうものと基本的に理解できる。

第1回タジキスタン刑事司法セミナーの結果によれば、同国の初動捜査機関の活動の根拠は、タジキスタン憲法（94年採択、99年改正）にあり、95年に警察法が制定されている。刑事訴訟法113条に何が初動捜査機関かが定めてある。すなわち、民警、軍施設の長、国家保安機関、矯正労働施設の長、国境警備機関、税関の長、麻薬取締委員会である。

警察は内務省に属する。刑事捜査、組織犯罪対策局、麻薬対策局、人事局、公安局、内部安全局、内務部局管轄局、交通内務局、ドゥシャンベ市内務局、各地域の警察署といったものがある。

### 2 予審機関

中央アジア諸国の予審については、後記のとおり初動捜査機関から引き継がれた事件等について本格的な捜査・取調べをする手続であるが、その手続を担当する予審官は、各捜査機関にそれぞれ存在する。検察官が調整をする役割を果たしている。

事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、タジキスタンの予審機関には、「検察の予審官」、「内務省の予審官」、「公安機関の予審官」、「軍事検察庁の予審官」、「麻薬対策庁の予審官」があり、それぞれ検察官の指揮監督下にある。

タジキスタンでは、刑事訴訟法122条の定める権限区分の範囲内で、予審官は捜査ができる。例えば、検察庁の予審官は、重罪・極めて重罪の事件の捜査ができる。麻薬事件はどの予審官も捜査できる。検察官や裁判官や税関、国税の犯罪を捜査できるのは検察に限られている。刑事訴訟法212条により、検察は、他の庁の行う捜査の担当代えをすることができ、事件の引取りも可能である。複数の捜査機関による合同捜査も法律上認められ、現に行われている。例えば、検察庁は、人数に限りがあるので、重大な事件を捜査する場合などは、他の機関から人を集めて、検察官がキャップとなって、捜査を行うことが通常である。

ウズベキスタンにおいても、検察、内務機関、国家保安局に予審官が置かれている（刑事訴訟法344条）。

### 3 検察官

#### (1) 検察官の権限

旧ソ連諸国の検察官（прокурор「プロクロール」）は、刑事訴追に係る権限のほか

に<sup>23</sup>、「適法性の擁護者」として、公私を問わず国のあらゆる個人・団体が法律を守り、これを正しく執行するように監督する権限、すなわち一般監督の権限を有していた<sup>24</sup>。中央アジア諸国の検察官も基本的にこのような性質を引き継いでいる（なお、中央アジアの検察官という言葉は、広狭両義で用いられることがあり、検察庁の検察官その他の職員を広く指すこともあるが、厳密には検察官はポストの職名であり、それ以外の副検察官、検察官補佐（捜査には当たらない者）及び予審官と区別される<sup>25</sup>）。

例えば、ウズベキスタン及びタジキスタンいずれも、憲法において、共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督の権限が検察に属する旨定められている<sup>26</sup>。

かかる権限行使を保障するため、各国とも、検察官はかなりの強力な権限を有している。

## A タジキスタン

事前ヒアリング調査及び第 1 回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、次のとおりである。

検察官の権限が及ばないところはない。身分証を提示し、あらゆる場所に立ち入り、あらゆる書類を閲覧する権限がある。国・民間を問わず、会計監査のような金の出入りのチェックをすることができる。その部門から必要な人間を呼んで、説明させることができる。公務員を呼んで、違法の説明を求めることができる。企業内での労働法抵触の有無の検査をすることもできる<sup>27</sup>。

法律違反を見つけたときは、次の①②等の措置を執る。

### ① 異議申立て（プロテスト）

公務員が作る法令等について、法適合性がないとの観点から、法令等の取

---

<sup>23</sup>なお、検察官は、刑事事件に限らず、およそ判決に不服があれば、上級裁判所への上訴をすることができる。民事事件でも軍事事件、経済事件でもこの上訴権の行使は可能である。また、これは、検察官が出廷した事件であるかどうかとも無関係であるが、検察官は、重要な事件、国益を守る必要がある事件では、民事裁判でも出廷する権利があるため、現実にもこのような上訴が可能になるという。

<sup>24</sup> この一般監督制度は、伝統的には裁判の領域にも及び、検察官は、裁判所及び訴訟参加者が事件の審理の際に法律を守るよう監督する権限があるとするものであった。

<sup>25</sup> 第 2 回タジキスタン司法制度セミナーにおける聴取結果。

<sup>26</sup> ICD NEWS 第 4 号 90 頁及び UNAFEI 資料。

<sup>27</sup> 企業（国営・私営を問わない）において、不当な解雇があった場合は、クレームをつけることができる。これに対して企業は 10 日以内に返答しなければならない。それでも解決しないときは、検察官において訴訟を提起する。その場合は、検察官が主たる原告、被解雇者が従たる原告となる。したがって、被解雇者は解雇に不満があるときは、検察庁に駆け込むことになるのである。もちろん、被解雇者は、直接に裁判所に訴えることもできるし、別の機関に救済を求めることもある。しかし、検察官の力で訴訟を起こしてもらえば、訴訟に必要な費用をその被解雇者が負担しなくてよいというメリットがあり、貧困者救済の意味がある。もともと、検察庁としても、すべての解雇事件を引き受けるわけにはいかないから、重要な事件、大量解雇の事件等を優先的に取り上げることになる。

消し又は法に適合するように変更することを求めるものである。相手方は、10日以内にプロテストに対するアクションをすることが求められる。緊急なときは、検察官は3日以内に検討せよとすることができる。検討結果は、必ず書面で回答する。検討未了中にも検察官は差し戻すことができる。検察官の異議に対して、従わないという判断の書面が戻ることがあるが、その場合は、10日以内に合法性の判断を裁判所に求める。裁判に付されると、その段階で問題となる法令等の効力は停止される。

## ② 決定

1) 刑事手続開始決定、2) 訓戒・懲戒、3) 行政措置（処分）、4) 物質的な処分がある。刑事手続開始決定は、犯罪に当たり、十分な資料があるときになされる。これがそれぞれの所管の機関に送付される。懲戒は、違法だが犯罪ではないときになされる。上司などに免職・降格などを求める決定である。行政処分とは、「行政法律違反に関する法」に違反したときになされるものである。例えば、国税庁、国税警察、消防庁等についてなされる。物質的処分とは、国の機関に対して、物質的な損害を与えた場合になされる。

検察官の決定に従わないときは、法に基づき責任を問われる。検事総長は大統領及び国会に報告義務がある。すべての検察官は検事総長及び法にのみ従う。



キルギスの検察官（帰国研修員）Asan Kangeliev 氏（一番左）と調査団員

## B キルギス

キルギスにおいては、検察官（最高検察庁汚職国家安全関連犯罪捜査監督部上級検察官 Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov 氏及び検察官 Asan Kangeliev

氏) から、具体的な一般監督の事務がどのように行われるのかについて、次のような説明を受けている。すなわち、調査方法としては、検察官自身が調べて発見するのと、一般人等から通知されて知ると両方ある。矯正施設については、受刑者から郵便が来ることがあるし、これは面会のとときに来た人を通じて出すこともできる。訴えは書面でも口頭でもできる。郵便については検察の事務局で調べて必要な部署に回す。検察官において行う視察は、月などを単位にして計画を立てて実施する。計画的に監督対象の機関等を訪問し、法に反することが行われていないかをチェックする(法で定められた以外の国有財産の利用を発見し、是正を求めるといふことがあるようで、日本で言えば会計検査院の業務に対応する部分がある)。受刑施設専門の検察官については、最高検察庁だけでなく、州レベルやオシュ、イシクリにも配置している。

### C 小活

以上のような権限を見ると、旧ソ連諸国の検察官は、一種のオンブズマンとしての機能を果たしているという指摘<sup>28</sup>もある程度当たっていると思われる。また、以上のような広範な権限を反映して、ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンいずれにおいても、検察官は監督対象の法制や運用について非常に熟知している様子であった。

国によって検察官の仕事の比重がどのようであるかは異なると思われるが、そこまでの調査はできなかった(タジキスタンについては、事前ヒアリング調査において、検察官にとって、刑事事件に係る事務の割合は必ずしも大きくなく、実感としては25~30パーセントではないかという説明があった)。いずれにしても、刑事事件の捜査・訴追を業務の中心とする日本の検察官とはかなり異なる職種である。実際の取調べ等はあまり行わないようであり、また、起訴状も自ら作成するのではなく、予審官が作成したものを承認することに基本的にとどまり、主として捜査の監督、強制処分の承認にかかわるなど、刑事事件に対する関与の仕方もやや間接的である。日本の検察の主要な業務である捜査に相当する部分を実際に行っているのは、むしろ予審官であるともいえる。

もっとも、検察官が捜査、訴追、公判の維持の職責を有していて、これが検察官の最も重要な職務であることは間違いなく、この点は、日本と同じである。ただ、これらの職務についても日本との相違点は指摘できる。例えば、タジキスタン司法制度セミナーにおいては、タジキスタンでは、証拠不十分なのに有罪判決がなされた場合も違法な判決であり、検察官は異議申立て(上訴)をするとされる。これについては、検察官は有罪を主張する立場にあるとしても、そもそも起訴は予審官がするのであって、検察官は承認するのみであるし、この場合はより上級の検察官が、下級の検察官が担当した事件についておかしいと考えたときに

<sup>28</sup> 関哲夫「ロシア型オンブズマン(刑事監視)制度の成立と展開」『日本法学』第64巻第1号(1998年)

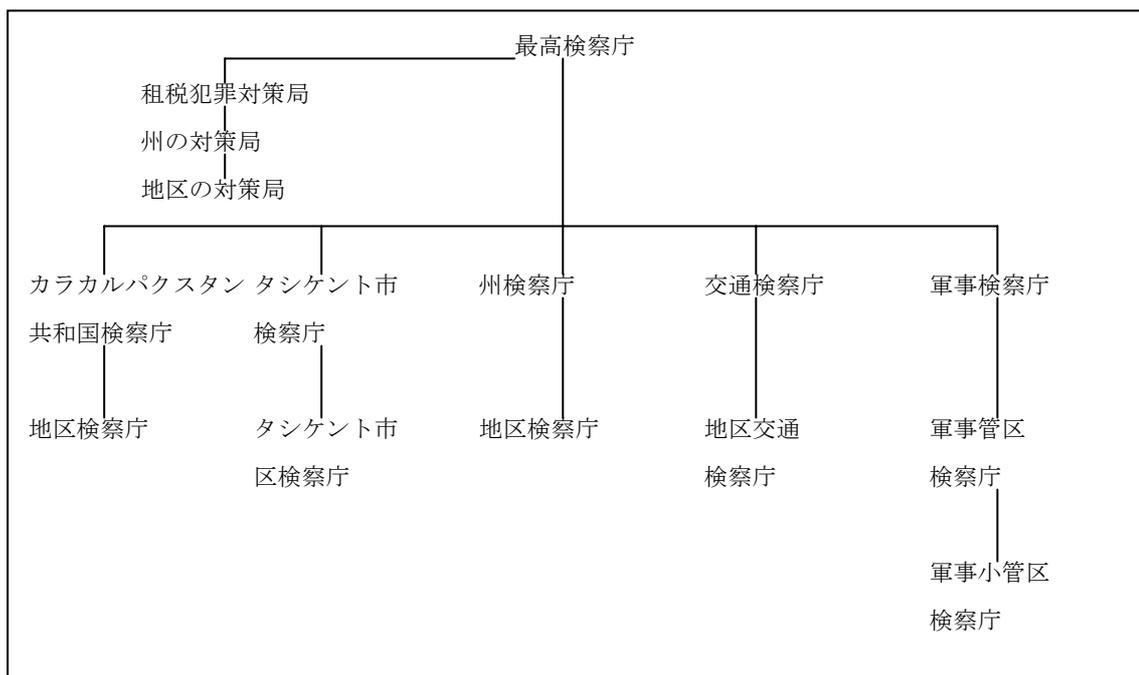
なされるものである、と説明される。日本の検察官も公益の代表者として、例えば無罪を求める上訴もするが、中央アジアの検察官のほうが、捜査の結果から距離を置いて適法性確保こそが検察官の第一の任務だとする性格がより強いように思われる。

中央アジアにおける検察官の上記のような位置付けが将来どのように変わっていくかを予測することは困難であるが、ロシア等の動きにも注意していく必要がある<sup>29</sup>。三権分立、市場経済の方向への改革という流れの中では、検察の権限は縮小していくだろうということが一つの論理的予測として成り立つが、検察が一般監督権限の行使によって個人の権利や自由の保護に果たしている役割や各国の事情の相違をも考えると、予測は難しいといわざるを得ないだろう。

## (2) 検察庁の組織

### A ウズベキスタン

ウズベキスタンの検察庁の組織については、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」(ICD NEWS 第4号 62頁)等で既に調査結果がまとめられているので、詳しくはこれらの文献を参照されたいが、同論文における図表を転記させていただくと、次のとおりである。



なお、中央アジアの検察官が、刑事事件の捜査・訴追等以外に様々な権限を有していることについては、前記のとおりである。

<sup>29</sup> ロシアにおいては、一般監督制度の存廃をめぐる論争を経た1992年の検察庁法以来、検察官の一般監督制度は存続させるものの、裁判所及び訴訟参加者による法律の正確な執行に対する検察官の監督権は否定されている(小森田秋夫編著「現代ロシア法」(平成15年)129頁)。ロシアの検察制度をめぐる動きについては、特に小田博『『法治国』ロシアにおける検察制度』(芝原邦爾他編「松尾浩也先生古稀祝賀論文集」下巻(平成10年)367頁)参照。



ウズベキスタン最高検察庁にて

## B タジキスタン

タジキスタンの検察庁については、事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、次のような説明を受けている。

検察庁も行政機関であるが、他の省や委員会には属しておらず、麻薬対策庁などとともに、大統領に直属する機関である。検事総長以下、中央集権的な組織となっており、検事総長の下に4人の次長検事、さらにその下に11の局がある（この各局が、あらゆる分野をカバーし、一般監督権限を行使する仕組みになっている）。また、検事総長府は、法執行（行政）機関の活動を調整する権限がある。各法執行機関によって構成されるコーディネーション・カウンセルは、検事総長府の下で活動しており、検事総長は、同カウンセルの議長なのである。

検察庁は、中央集権化された一体としての組織である。国の中で法が正しく一様に実施されているか監督する権限がある。

最高検察庁の組織は、検事総長の下に軍事、交通、特別がある。州・市のレベルの検察官は、5年の任期で、総長により任命される。

検察官の主な職務は、9つの部門からなる。

- ① 一般的監督。つまり法の執行の監督。対象は、各省庁、各地方自治体（国の出先も）、軍事部門、監督機関、企業・団体、公共、宗教、団体、政党、公務員、また、その作る法令。
- ② 犯罪対策機関（初動捜査機関及び予審機関）の法執行の監督。
- ③ 拘束されている場所での強制処分の執行状況の監督。
- ④ 犯罪捜査。
- ⑤ 他の国家機関と協力して、犯罪防止、違法行為防止の立案。

- ⑥ 法律の改善、コメンタリー、立法活動（議案の提出ではなく、立案して、議員のところに持っていく）。
- ⑦ 法執行機関の活動の調整（調整委員会が作られ、検事総長が議長になる。国、州、市などの各レベルにも同じものがある。四半期に1回会議が開かれる。ここでなされた決定は、法的拘束力があり、すべての公務員が従わなければならない）。
- ⑧ 刑事・民事の法廷審理に参加すること。裁判所の判断が違法なときに異議申立てをすること。
- ⑨ 市民や法人の権利が侵されたときの不服や申立てを検討すること。

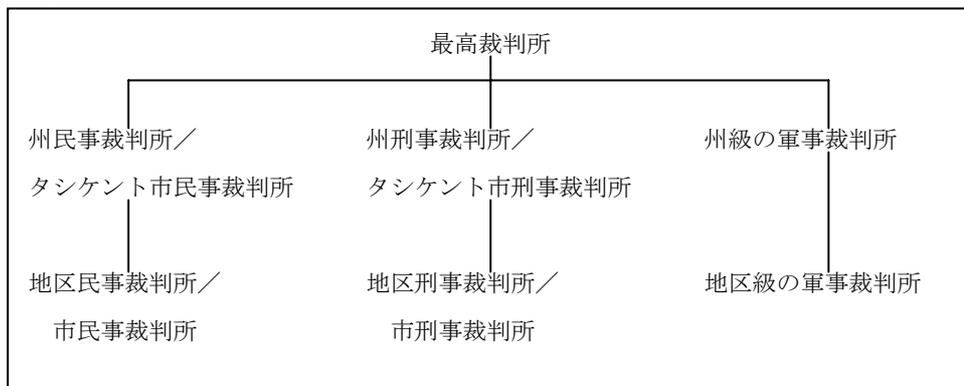
#### 4 裁判所

##### (1) ウズベキスタン

ウズベキスタンの裁判所制度についても、前掲丸山論文等に詳しく紹介されており、以下同論文に従ってその骨子のみを記載する<sup>30</sup>。

ウズベキスタンの裁判所は、要するに、憲法裁判所、最高裁判所を頂点とする通常裁判所及び最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所という三つの系統から構成されている。

通常裁判所に関する同論文掲載の図表を転記させていただくと、次のとおりである。



訴訟当事者は、第一審判決に不服がある場合、控訴の申立てと破棄の申立ての二つの手段を保障されている（控訴申立期間が経過して判決が確定した後も、事件の当事者や検察官が上級審に対して1年間は不服申立てができるという制度が破棄審である）。控訴審判決であれ破棄審判決であれ、第二審判決は言渡しと同時に確定するが、こうした確定判決が違法である場合のために、監督審が用意されており、監督審開始の申立てができるのは、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事、州裁判所長官、州検察庁長官に限られている<sup>31</sup>。監督審の審理

<sup>30</sup> 名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国における紛争解決過程－ウズベキスタン共和国に関する報告書－」（平成14年）にも同国の裁判官に関する詳しい情報がある。

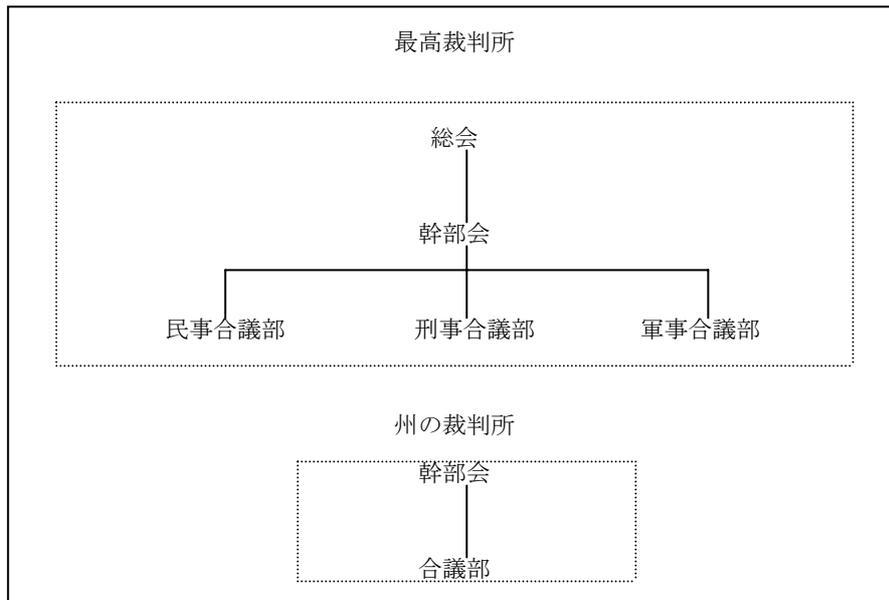
<sup>31</sup> タジキスタンでは、無罪の判決に対する監督審の申立ては、1年間に限られる。

を行うことができるのは、州裁判所の幹部会、最高裁判所の合議部（コレギウム）・幹部会（プレジディウム）・総会（プレニウム）である。なお、最高裁判所裁判官は、2002年4月時点で41名とのことである。

州裁判所も最高裁判所も上訴審に純化されているわけではなく、第一審としての管轄事件も持っている。

これらの関係についても、詳細は前掲丸山論文を参照されたい。

最高裁判所と州級の裁判所の内部組織についても同論文掲載の図表を転記させていただくと、次図のとおりである。



ウズベキスタン最高裁判所の総会の部屋を見学する機会があったが、その様子は、次の写真のとおりである。円卓に最高裁判所の全裁判官が座り、その外側の席は、検察その他のオブザーバーの席ということである。



最高裁判所総会は、最高位にあり、4か月に1回開催され、具体的事件を審理し、さらに、法令の解釈について統一の見解を定め、下級裁判所に対して通知する「指導的指示」を発出する。むしろ、この指導的指示が最高裁判所総会の主たる責務であるともいわれる<sup>32</sup>。

## (2) タジキスタン

タジキスタンにおいては、憲法裁判所、最高裁判所、上級経済裁判所、軍事裁判所の系列があり、最高裁判所の系列に州裁判所、市・地区裁判所があり、これが通常の刑事事件を扱う裁判所である。ドゥシャンベ市は、首都特別行政区であり、州と同じ扱いを受ける。そのため、ドゥシャンベ市裁判所は他の市の裁判所と異なり州レベルの事件の管轄を有していることになる。タジキスタンにおいても、裁判所は、総会・幹部会と多層的になっており、これについては、救済の機会が多く、民主的な仕組みであると説明される。幹部会でも事実問題を審理することがあるが、被告人は審理に呼ばれず、証人尋問、被告人質問などはせず、被告人の立場は弁護人によって説明される<sup>33</sup>。

## (3) 少年事件

少年裁判所や少年専門の裁判官は存在していないようである。タジキスタンについては、少年事件は、所長判事又は経験年数の長い判事が担当することになっているということであるが、タジキスタンのソグド州ホジャンド市裁判所の Mamadova Manzura Latifovna 判事は、少年専門の裁判所又は判事の導入は望ましいことであると述べていた。

## (4) その他

以上の公的な裁判所のほかに、部族的な裁判所も存在するが、あくまで非公式のものである。例えば、キルギスはもともと遊牧民の国家であり、ウズベキスタンやタジキスタンのような住民自治組織マハリヤはないが、部族の中の絆が強く、部族長の裁判所（アクサカル・コート）が紛争解決に機能を果たしているとのことである。しかし、これは公的なシステムではなく、また、民事的な紛争の解決が主であって、刑事分野の機能はあまりないようである。

---

<sup>32</sup> ソ連の指導的指示（руководящие указания）ないし指導的説明（руководящие разъяснения）について、藤田勇「概説ソビエト法」（昭和61年）101頁参照。

<sup>33</sup> タジキスタンについては、事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、総会に上げることのできるのは、最高裁判所長官と検事総長であり、幹部会と総会は、決を採る機関であり、被告人が出廷することはないとのことであった。したがって、審級があるというよりは、組織としての当該裁判所において、合議部の判断のほかに、全裁判官決議と執行部裁判官決議とがあり、これらが個々の事件を担当する合議部の判断よりも強い効力を有すると理解したほうがよいように思われる。

## 5 処遇関係機関

### (1) 矯正施設

タジキスタン、キルギス、ウズベキスタンの3国とも、自由剥奪刑を言い渡された者（成人・少年）が収容される矯正施設をコロニー（колония）と呼んでいる。コロニーには、収容者の属性・警備体制に応じて区別がある。例えば、本調査団が訪問したのは、タジキスタンの成人男性用強化体制コロニー、キルギスの少年用教育コロニーと女性用一般体制コロニー、ウズベキスタンの少年用教育コロニーの4か所であった。

3国とも、旧ソの制度を引き継いだため、矯正局は内務省の管轄であったが、最近、タジキスタンとキルギスで、内務省から司法省に移管した。その目的は人道化・民主化であり、前述の「刑罰のリベラリゼーション」の大きな流れに対応している。

#### A タジキスタン<sup>34</sup>

全国で、成人男性用コロニーは8施設あり、警備体制によって4種類（一般、強化、嚴重、特別嚴重）に区分されている。その他に「チュリマー」と呼ばれる、更に嚴重な警備体制を取っている長期収容のための施設と、反対に、限りなく一般社会に近い生活をさせる「居住型コロニー」がある。「居住型コロニー」では、そこに居住することだけは制限されるが、出入りは自由、面会も外部での就労も自由である。

少年については、制度上で「一般教育コロニー」と「強化教育コロニー」に分かれているが、実際に存在する少年用教育コロニーは1施設だけで、男子施設である。女子少年は自由剥奪刑を科されると成人女性用コロニーに収容される。成人女性用コロニーも一般体制の1施設しかない。この女性用コロニーの収容者数は現在470であるが、そのうち8名が女子少年である。

#### B キルギス

全国のコロニー数は把握できなかった。少年用教育コロニーはタジキスタン同様、「一般教育コロニー」「強化教育コロニー」の合同施設で1施設しかない。女性用コロニーが一般体制の1施設で、女子少年を混ぜて収容しているのも同じである。

#### C ウズベキスタン<sup>35</sup>

全国のコロニー数は、居住型コロニーも入れて53か所であり、被収容者数は

---

<sup>34</sup> タジキスタン最高検察庁による説明。

<sup>35</sup> ウズベキスタン最高検察庁の Head of Department on control over observance of law during holding in custody and execution of the punishment, Nazrulla Fayzulloev 氏による説明。

約5万人<sup>36</sup>である。そのうち成人女性用コロニーは1か所で、この施設内の別棟に女子少年も収容している。男子少年用教育コロニーは2か所で、どちらも「一般教育コロニー」「強化教育コロニー」の合同施設である。

## (2) 内務省インスペクター

3か国に共通する制度である。日本で言えば、地域活動にあたる現場の警察官に近い。担当地域の一般的な秩序維持を仕事の目的としている「管区(予防担当)インスペクター」と、特に少年だけを扱う「少年事件(予防)インスペクター」の別がある。

タジキスタン最高検察庁及びキルギス最高検察庁の説明によると、「管区インスペクター」は成人で仮釈放になった犯罪者に対する指導監督を行う。仮釈放制度については後述する。ウズベキスタンの管区インスペクターの役割も基本的には同じだが、サマルカンド州地方検察庁の説明によると、マハリヤ委員会との連携において同委員会が雇用している「人民警護員」(後述)と協働しているのが特徴であるという。

「少年事件インスペクター」は非行少年の社会内での監督と、少年の行状についての記録取りをしている。サマルカンド州地方検察庁の説明によると、高等教育(教育学あるいは法律)が要件で、内務省が行う3~6月の研修を受けている。タジキスタン及びキルギスでは「少年事件委員会と連携して」<sup>37</sup>、ウズベキスタンでは「マハリヤ委員会と連絡を取りながら」<sup>38</sup>活動しているようだ。

## (3) 矯正労働インスペクター・インスペクション

まぎらわしい名称だが、「矯正労働」は刑罰の一つで、「自由剥奪のない強制労働」とも言われる<sup>39</sup>。社会内に身柄を置いて労働させた収入の一部を国庫に入れさせるものであって、自由剥奪刑を受けた者がコロニーで行う労働とは性質が違ふ。「矯正労働」の意図は、①本人を従来からの就労先から切り離さない、あるいは、②就労先を当局が指定する場合でも、従来 of 生活環境を保全してやろうというものである<sup>40</sup>。

タジキスタンでは、矯正労働インスペクション(監督局)が矯正施設から釈放された少年のアフターケアを行う機関の一つであると刑罰執行法典に定められており<sup>41</sup>、各機関の調整役も期待されている。

<sup>36</sup> Roy Walmsley, "World Prison Population List (fourth edition)", Home Office Findings 188, 2003 によるとウズベキスタンの刑務所人口は6万5千人である。

<sup>37</sup> キルギス最高裁判所・タジキスタン大統領府で説明あり。

<sup>38</sup> ウズベキスタン内務省で。

<sup>39</sup> ウズベキスタン最高裁判所。

<sup>40</sup> タジキスタン大統領府。ウズベキスタンでは①は裁判所、②は内務省が執行する(ウズベキスタン最高裁判所による)。

<sup>41</sup> 大統領府法務部による、日本側からの質問票への回答。

タジキスタンでは矯正労働インスペクションも、矯正局と同時に内務省から司法省に移管されている。一方、ウズベキスタンでは矯正労働インスペクションは（矯正局同様）今も内務省に属し、「居住型コロニー」の監督も行っているようだ<sup>42</sup>。

#### (4) 少年事件委員会

タジキスタン、キルギスでは非行少年に対する社会内での指導監督に大きな役割を果たしている。一方、ウズベキスタンではその存在の有無自体が不明であり<sup>43</sup>、少なくとも実態としては活動していないと思われる。

##### A タジキスタン<sup>44</sup>

政府、州、市、地区など各行政レベルごとに構成される。政府レベルの場合、議長は副首相、セクレタリー（専従事務職員）は大統領府の職員である。地方行政の場合、地方政府（ホキミヤット）の中に置かれ、議長は副知事や副市長となる。メンバーはホキミヤットの教育部長、学校の校長、青年団体や女性団体、地域の名士など 15～30 人位。無給である<sup>45</sup>。警察、裁判官、検察官はメンバーになれないが、会議には監督として必ず検察官が参加する。

少年事件委員会は、管轄区域内の、少年に関する情報を集め、状況をモニタリングする機関である。必要な場合は早期に親や学校だけでなく地域を巻き込む介入を行い、人道主義の観点に立って、少年が非行を犯して裁判所に送られたり、重い処分を受けることを未然に予防しようとしている。

具体的な機能としては、以下のとおりである。

##### ① 教育的強制措置の適用

裁判所が送ってきた少年事件を受け、施設送致（後述）を含む教育的強制措置の適用を検討する。検討の際は、本人の環境や法違反行為の性質を考慮する。

##### ② モニタリング

執行猶予で実刑を回避された少年について、両親、内務省の少年事件インスペクター、学校の先生などと連絡を取り合って行状を把握する。執行猶予期間の半分くらいの時点で行状が良ければ処分を打ち切り<sup>46</sup>、不良ならその旨を裁判所に伝える。

##### ③ その他

---

<sup>42</sup> ウズベキスタン最高裁判所。

<sup>43</sup> 聞き取り調査でも、日本からの質問票への回答でも、登場しなかった。

<sup>44</sup> 主に大統領府による説明。

<sup>45</sup> このようにボランティアで行う社会活動を「ソーシャル」と呼び、旧ソ時代から多くの活動がなされているとのこと。

<sup>46</sup> 執行猶予の例には該当しないかもしれないが、刑法 90 条の 3 では、少年事件委員会が特別教育養育施設への収容を早期に打ち切る権限を持つことが規定されている。

親を指導し、時には親から罰金を取ったり、国が子供を引き取った形にして親権問題で親を訴えたりすることもある。また、地方行政の議員が必ずメンバーに入っている（例えば議長）ので、必要に応じて議会の決定を取ってもらう形で地域社会の協力を得ることができる。

## B キルギス<sup>47</sup>

政府と各レベルの地方行政機関にあり、2002年現在で総数65。管轄区に住民登録されている少年の事件を扱う<sup>48</sup>。地域で問題になっている少年がいたら、内務省インスペクターや地域の学校から委員会に連絡がある。裁判所から連絡が入ることもあるが少数。キルギスにはマハリヤはなく、アクサカルコートはあるが、この点ではあまり機能していない。

地区委員会レベルの決定に不服があれば州レベルに、更に不服なら政府レベルに、申し出ることが可能。主な機能は、以下のとおり。

### ① コントロール

矯正施設の監督、特別学校の環境保全、施設から釈放された少年が親元や勤め先できちんと生活しているかどうか行状をチェックすること。

### ② 裁判所の代替

14歳までの年少少年が犯した事件は、裁判所ではなく少年事件委員会が扱う。処分の幅は、罰金、損害賠償、訓戒、特別学校への送致など。新しい法律により、検察官と弁護士の同席が義務付けられたが、実務では省略されている。

### ③ 少年の権利保護

少年事件の法廷に同席して、裁判官に事情を説明する。また、委員会で少年の親に少年を放置しないようにとの決定をすることも可能。

### ④ 少年に関する苦情や意義申立ての処理

新しい機能。

### ⑤ 少年の社会生活支援

就労先を探す援助など。

### ⑥ 学校での防犯教育実施

少年事件委員会の構成員は、議長以下、セクレタリー、教育関係者（政府レベルでは文部省・地方では教育機関の人）、労働省、内務省（少年事件インスペクター）、などである。実務上、委員会で要となるのはセクレタリー（公務員）であるが、専従で雇われているはずなのに他の仕事を押し付けられたり、もともと

<sup>47</sup> 主に Young Lawyers Association の Lawyer である Violetta Yan 氏の説明による。

<sup>48</sup> 住民登録をしていない少年は、発見した内務省インスペクターの手で「少年のためのアダプテーションとリハビリテーションセンター」に収容される。

給料が安いので定着しない人が多かったりという問題がある<sup>49</sup>。

## (5) 特別教育養育施設

タジキスタンで、軽微な犯罪を犯した少年が送られる「特別教育養育施設」は、教育省が管轄する「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリツチェ（特別職業技術学校<sup>50</sup>）」の総称である<sup>51</sup>。前者は14歳までの少年、後者は15歳以上の少年を対象とする施設である。

スペツ・シコーラ（詳細は後述する）は全国で1か所しかない。スペツ・ウチーリツチェの数は不明である。

キルギスも<sup>52</sup>基本的にタジキスタンと同じで、「特別教育養育施設」は「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリツチェ（特別職業技術学校）」の総称で、14歳までの年少少年は前者、15歳から18歳は後者に区分される。両者とも施設数は不明である。

JICA キルギス駐在員事務所を通じて現地で配布された、日本側からの質問票への回答集<sup>53</sup>によると、キルギスには困窮家庭の少年を再教育する制度があり、それは少年を教育・文化・労働・社会保障省管轄の、special school と special professional collage No2 に送ることだとされているので、この二つが「特別教育養育施設」であると推定されるが、ロシア語・英語・日本語間の対応関係が不明確で断定はできない。

ウズベキスタンにも制度としては「特別教育養育施設」が存在する<sup>54</sup>が、それが「スペツ・シコーラ」及び「スペツ・ウチーリツチェ」を指しているかどうかは確認が取れなかった。

## 6 法曹の養成及び研修

### (1) 中央アジアの法曹制度

中央アジアにおいては、法曹三者として裁判官、検察官及び弁護士を共通の資格としてとらえる考え方はない。裁判所、検察庁いずれも独自の採用システムを持っており、弁護士資格の付与の仕方も全く別のシステムが存在する。

もともと、法律関係職の間でポストを移るといってもなくはないようで、タジキスタン大統領府で説明を受けた同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏は、予審官の経験もあり、法務次官の経験もあり、市裁判所で仕事をしたこともあり、最終経歴は最高経済裁判所の裁判長だった。また、タジキスタンのホジャンド市でタジ

<sup>49</sup> 同様の問題がタジキスタンで存在するかどうかを後日タジキスタン大統領府で質問したが、タジキスタンではセクレタリーは単なる事務従事者なので問題はないとの返答だった。

<sup>50</sup> 一般の職業技術学校はペーテーウーと呼ばれている。

<sup>51</sup> 「教育養育施設」と言うと、これらの他に前述の教育コロニー（矯正施設）を含む。

<sup>52</sup> 前記注47の Violetta Yan 氏の説明による。

<sup>53</sup> 英文。Legal department Head、E.T.Belskovskaya 執筆分、pp18。

<sup>54</sup> 日本側からの質問票への回答（質問41）による。

キスタン司法制度セミナーの帰国研修員と会食をした際に同席していた人物は、検察庁にいて将来を嘱望されていたが、裁判官に転官してしまったと紹介されていた。

## (2) ウズベキスタン

### A 任官・資格付与手続

前記丸山論文によれば、ウズベキスタンの裁判官（最高裁判所の系列）、検察官及び弁護士への任命ないし資格付与の手続は、次のとおりである<sup>55</sup>。

最高裁判所裁判官は、大統領の提案に基づいて国会が任命するが、下級裁判所の裁判官は、各州に設けられた資格審査会で候補者を選んで最高裁判所に通知し、最高裁判所が大統領府の最高資格審査会<sup>56</sup>に推薦し、最高資格審査会が審査して大統領に推薦し、大統領が任命する。

検事総長及び次長検事は、国会の事後承認を条件に大統領が任免するが、その他の検察官については、検事総長に任免権がある。検察官に任官できる条件は、①ウズベキスタン国籍を有すること、②高等法学教育を受けていること、③職業人としての資質を備えていること、④職務に耐え得る健康体であること、⑤25歳以上であること、⑥前科がないこと、とのことである。

弁護士の資格を得るには、ウズベキスタン国籍を有していること、法学教育を受けていること、資格試験に合格することが必要である。この資格試験を実施するのは、司法省の資格認定委員会であり、合格率は約9割に達するほど高いということである。

### B 任官・資格付与後の研修・研鑽等

法曹関係者の研修について、司法省国際法局局長 Murad Malikovich Khakilov 氏らから聴取したところ、次のとおりであった。司法省には、法律関係者に対する研修機関があり、裁判官だけでなく、司法省の職員、その他の法律関係者（法務コンサルタント、弁護士、公証人、登記機関の職員、銀行の法務関係者）も研修を受けられる。裁判官についてはだれが研修を受けるかは最高裁判所長官が人選する。この研修機関を司法省から独立したらどうかという意見もあることはある。なお、昔はすべての裁判官が司法省に対して報告し、司法省が裁判官を直接罰するということがあったが、今日ではそのようなことはない。

ウズベキスタン最高裁判所副長官 Bakhtiyar Djamalov 氏らから聴取したところによると、裁判官は、そのキャリアの中では、民事専門、刑事専門に分かれている<sup>57</sup>。昔は両方できたが、今は専門化するようになった。人が多い裁判所では、

<sup>55</sup> 前掲「中央アジア諸国における紛争解決過程－ウズベキスタン共和国に関する報告書－」に、裁判官の独立、身分保障等について詳しい分析がある。

<sup>56</sup> 最高資格審査会のメンバーは、国会副議長を委員長とし、大統領府代表、国会代表、法律学者、弁護士など17名である。

<sup>57</sup> 前掲「中央アジア諸国における紛争解決過程－ウズベキスタン共和国に関する報告書－」8頁

更にその中での専門化も行われている。例えば、最高裁判所でも民事部の中で担当を分けている。これは本人の希望に基づいており、州の裁判所の中にある資格審査会に対して、希望者が申請し、民刑別に試験を受けて任命される。最高裁判所は、司法省と共同で、裁判官に対する研修を行っている。

ウズベキスタンの検察官に関しては<sup>58</sup>、最高検察庁において、検察庁研修センター所長 Erkin Abzalv 氏らから、最近の研修について聴取したところ、例えば、今年初めに研修センターで法執行機関職員を集めて、ヤミ経済をテーマとしたセミナーを実施した。汚職に関する学術会議も開いている。今後学術会議で予定しているのは、予審、裁判における個人の自由・権利の保障等であり、先進国の状況の調査も課題にしているとのことである。

弁護士に対しては、司法省が資格付与及び懲戒の権限を有しているところであり、同省国際法局局長 Murad Malikovich Khakilov 氏らから聴取したところ、次のような説明を受けた。司法省は、検察官と弁護士とが同等の権限を持つことを保証するようにしている。弁護士については、比較的最近まで、何らかの理由で検察庁や司法省にいられなくなった人が弁護士になることが多かった。弁護士を2級の職業と見る傾向もあった。実際、ソ連時代は無罪判決がほとんどなかった。独立後は、そのような部分を直していくべく努力し、企業家の保護に関して、ここ2年で400の企業が違反が無罪になるまでになった。弁護士の発展のためのコンセプト作りを行っているところである。独立後の早い時期に「弁護士に関する法」ができた。弁護士会があり、そこで問題を解決する。弁護士になるためのライセンスを出しているのは、司法省本体ではなく、市の法務局である。資格試験を通らなければならない。試験委員会は、弁護士の中から人が出される。弁護士の問題は、彼らと合議の上で解決している。従来、弁護士会はきっちりしていなかった。資格認定委員会が弁護士に対する懲戒権も有する。同委員会は、10人いるとすると、5人が弁護士、5人が州や地方の法務局の職員（司法省の下）という構成である。市民からの苦情があると、調べて処分をする。これに対しては、不服申立てが裁判所に対してできる。この委員会は地方レベルのものと国レベルのものがあり、前者から後者への不服申立てもできる。

## C 法曹養成機関としての大学

ウズベキスタンにおいては、タシケント法科大学が実質的に司法省に属する機関として、法曹教育をするとともに、法律案の起草にも深くかかわっている<sup>59</sup>。

---

によれば、2000年の新裁判所法が、裁判の専門化、そしてこれに基づく裁判所の専門分化が必要であるとの認識により、これまでのように通常裁判所と特別裁判所＝経済裁判所という組織的につながりのない二つの系統の裁判所を存続させるとともに、通常裁判所系統の下級裁判所を、これまでの軍裁判所のほかに、さらに民事裁判所と刑事裁判所とに組織的に分けたとのことである。

<sup>58</sup> ICD NEWS 第4号104頁によれば、地方レベルで採用された検察官は、職務を開始する前に1年間の研修を義務付けられる。

<sup>59</sup> ウズベキスタンの法曹養成制度については、名古屋大学大学院法学研究科「中央アジア諸国の

同大学のルスタムバーエフ (Mirzayusuv Khakimovich Rustambaev) 学長から、説明を受けた。

同大学は、ウズベキスタンで唯一の法科大学であり、他の大学の法学部と異なり、法曹養成に特化したものである。教員には実務経験のない人の方が多いが、多くは弁護士の資格を持っている。また、教員に対する実務に関する研修も最高裁判所、検察庁、市裁判所等で行っている。また、大学としても、実務家を時給ベースで呼んで講義をしてもらっている。アメリカ式のリーガル・クリニックも実施している。

## (2) タジキスタン

事前ヒアリング調査の結果によれば、次のとおりである。

裁判官・検察官・弁護士に共通した資格試験はない。

裁判官になるためには、裁判官用の試験（筆記・口述）があり、これに合格しなければならない。また、5年の再採用ごとに試験を受けなければならない。

法学部の卒業試験は国家試験となっており、その成績により、各官庁の採用が行われる。比較的成績のいい者が検察庁に採用され、その他の者が内務省等に入る（検察庁は知識重視、内務省は体力重視の傾向がある）。各官庁の人事担当者において、振り分け・採用が行われるのである。

弁護士は、法学部を出て、法務省において面接を受け、ライセンスを取得すれば、その資格を取得する。この制度は昨年（2000年）から始まったもので、それまでは、法学部を出れば、だれでも弁護士になれた。

裁判官の年間採用人員は、10人～15人である。検察官についても、現在800～850人の検察官がいるとして、毎年10～15人を採用している。空いたポストを埋めるだけしか採用できないのである。弁護士は、最近はかなり増えてきている。

裁判官や検察官になりたいがなれなかった人が、1年間弁護士をして、翌年裁判官や検察官になることを狙うケースは存在するということである。

検察官の研修については、最高検察庁において、検察庁の職員全体に対する研修がある。期間は、10日から2週間程度の短期間のもので、6か月から10か月に1回程度実施しており、それ以外にも市・地区レベルでは個別の犯罪ごとの研修などを実施している。旧ソ連時代は、レニングラード、モスクワ、キエフなどに研修に行ったが、今はそれがなくなったので、国の中でやらなければならない。

今回、大統領府において Galiya R. Rabieva 人事政策上級顧問及び B.Khudoyorov 上級顧問らから聴取したところは、次のとおりである。

教育のベースは、タジキスタン国立大学の法学部であり、他にも単科大学等がある。

裁判官になるためには、高等法律教育が必要であり、地区レベルでは25歳以

上で3年以上の法曹経験が必要、州レベルでは30歳以上で裁判官として5年以上の経験が必要、最高裁・最高経済裁判所にも同様の要件がある。憲法裁判所では法曹経験が10年以上必要である。

裁判官、検察官、警察官いずれも仕事の中で能力向上の機会が与えられる。

最高検察庁も独自の研修機関を持っている。そこで予審官等の研修を行っている。内務省にも内務省アカデミーがあり、司法省にも研修所がある。「司法評議会」にも裁判官のための研修センターがある。これはできたばかりである。裁判官は最高裁判所でも研修を受ける。また、最高裁が司法評議会と共同で下級裁判所裁判官の研修も行っている。



タジキスタン司法制度セミナーの帰国研修員と調査団員

## 第5 刑事司法制度と運用の実際

### 1 概説

ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国の刑事司法制度は、いずれも旧ソ連の下でのシステムを承継したものであり、基本的に類似している。キルギス最高検察庁の検察官 Asan Kangeldiev 氏によれば、中央アジア5か国の刑事司法制度は基本的にだいたい同じと考えてよく、一番大きな違いは、カザフスタンの検察官は自ら捜査しないことになっていることだという<sup>60</sup>。

旧ソ連的な刑事司法制度は、大陸法的な伝統に立脚する点で日本の現行法と共通点はあるものの、構造的にかなりの相違がある。例えば、検察官の一般監督権限、捜査における初動捜査及び予審の区別と検察官のかかわり方、捜査と裁判が截然と区分された手続とは認識されていないこと、職権主義的手続構造の強さ、伝聞法則を採用していないことによる訴訟構造の相違、前記のような破棄審・監督審等の上訴システム等々である。

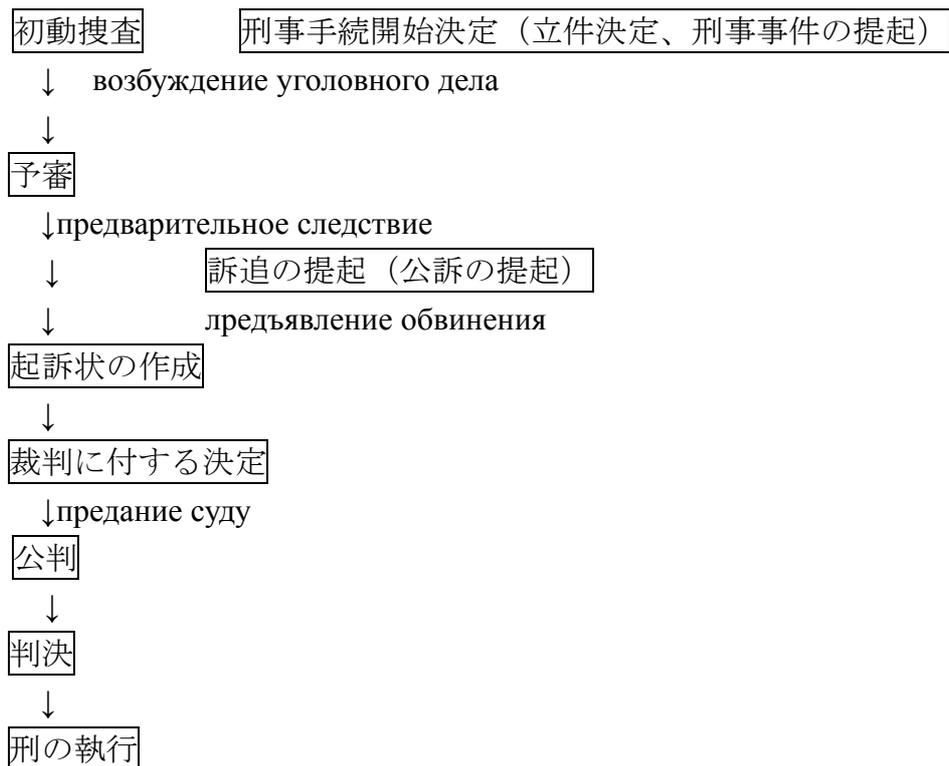
### 2 捜査・公判の基本構造

捜査・公判の基本構造（典型的な刑事手続の流れ）は、次頁のチャートのとおりである。

以下は、基本的にタジキスタンについての事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーの結果並びにロシア法・ソビエト法に係る諸文献（法務資料第381号宮崎昇訳「ロシア共和国刑事訴訟法典」（昭和37年）、藤田勇他3名「ソビエト法概論」（昭和58年）、藤田勇「概説ソビエト法」（昭和61年）、小森田秋夫編「現代ロシア法」（平成15年）等）に基づく。中央アジア諸国の制度一般にどれだけ当てはまるかは必ずしも確認できていないが<sup>61</sup>、基本的には類似の制度であると考えられる（前記のとおり、調査の時間に制約があり、法律に直接当たって調べることができなかったため、厳密な意味においてはではない。中央アジア諸国の刑事司法の概要をつかむという当調査の目的に資する限度での便宜的な整理として理解されたい）。

<sup>60</sup>前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」91頁、111頁によれば、ウズベキスタンの取調機関については、「ただし、検察官もまた取調べを行うことができる」（第344条第2項）とあるのに対し、カザフスタンについてはこのような記述がない。

<sup>61</sup> 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」88頁以下にウズベキスタンの刑事手続の解説がある。



- (1) 「刑事事件開始決定」は、捜査機関、予審官、検察官、裁判官が行う。日本の立件手続よりもはるかに重要な意味を持っている。刑事事件開始は、日本でいう捜査の端緒に相当するものが根拠となるが、これは刑事訴訟法において定められている<sup>62</sup>。
- (2) 「初動捜査」は、民警等の捜査機関が行う（何が初動捜査機関かについては、前記のとおり）。原語の органы дознания「オルガヌィ・ドズナーニヤ」は、文字どおりには捜査機関の意であるが、予審と区別する意味で、初動捜査機関と訳すのが適当と考えられる。もっとも、重大な事件などでは、最初から予審官がかかわり、初動捜査を経ないこともある。
- (3) 初動捜査機関は、初動捜査を行い、これには 10 日間の期間制限がある。もっとも、被疑者不祥の未検挙の事件等については、「内偵捜査、工作探査活動、機動的捜査（оперативно-розыскный）」という捜査活動があり、これは 10 日間に限られない。
- (4) 初動捜査機関の代表である警察について見ると、その業務は次のとおりである。まず、警察の職務には、犯罪の予防と検挙とがある。警察には様々な通報が入り、毎日報告される。市民から通報が入った場合、情報を記録する。警察職員は、予

<sup>62</sup>タジキスタン刑事訴訟法 103 条が、6 つの刑事手続開始の根拠（捜査の端緒）を挙げている。それによれば、①市民からの申出、手紙、②労働組合、社会団体からの通報、③国の機関、企業、公務員からの通報、④新聞等の記事、⑤自首、⑥初動捜査機関や予審官の捜査により発見された端緒である。同法 104 条は、強姦、傷害、盗み等の一定の事件について、被害者自身の申告により刑事事件開始決定がなされるとする。

審官と協力し、一緒に現場に行き、現場で予審官が現場検証をし、証人を捜して、必要に応じて質問をしたりする。警察署に戻り、その結果を記録する。殺人・強姦などの重大犯罪のときは、検察官が現場に呼ばれる。95年の大臣令で、住民からの通報取扱いについては、刑訴法105条に基づく3つの対応をすることとされている。

- ① 十分な根拠があれば刑事手続開始
- ② 犯罪の要素がなければ捜査を中止
- ③ 管轄に応じた機関に送る

逮捕できたら、初動捜査機関が調書を作成し、24時間以内に検察官に書面で連絡される。警察は、令状なしに3日間被疑者の身柄を拘束することができ、有罪確証の十分な情報が得られたら、そのときに検察官に2か月間の「アレスト（勾留）」の許可をもらう（勾留期間については、延長の手続がある）。予審が不要な軽い事件は、初動捜査機関が1か月以内に事件を裁判所に送る。

- (5) 「予審」は、原語では предварительное следствие「プリドヴァリーチリナ スリェットヴィエ」である。文字どおりには予めの取調べ・捜査の意であるが、初動捜査機関が行う捜査と区別する意味で予審の訳語を当てるのが通例である。証人尋問等も実施して、事実面・法律面から事案を解明するが、裁判官ではなく、検察庁、内務省などに所属する「予審官」（следователь「スリェードヴァチェリ」、文字どおりには取調官又は捜査官の意）が行うものである<sup>63</sup>。予審は、義務的な事件とそうでない事件とがある。予審官と初動捜査機関との違いは、予審手続に参加できるか否かである。予審は、予審官が独立して行う。それを検察官が監督する。初動捜査機関は自らこれに加わることはできないが、予審官の指示に基づいて加わることはできる。予審官も被疑者を3日間拘束する権限がある。
- (6) 取調べにおいて、ウズベキスタンでは黙秘権及び弁護人の取調べへの参加権は認められているとのことである<sup>64</sup>。タジキスタンでは、事前ヒアリング調査において次のような説明を受けている。捜査官は、黙秘権を告知しておらず、弁護人も、黙秘することなどを助言してはならない。弁護人は、被疑者の取調べの際に立会権を有するが、助言などはできず、そばで被疑者の権利が侵害されないように見

---

<sup>63</sup> 訳語については、稲子恒夫「政治法律ロシア語辞典」（平成4年）等、異論もある。ちなみに、中華人民共和国刑事訴訟法における「預審」（3条、90条）については、「預審」は、公安機関、すなわち警察が行う手続であり、「予審」は、ヨーロッパ大陸—及び日本—における歴史に照らし、予審判事、すなわち裁判官によることを本質とするから、「預審」を「予審」と訳すことは到底できないとして、「予備審査」と訳されている（松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」ジュリスト1109号49頁）。旧ソ連諸国の「予審官」については、「取調官」と訳すことも少なくないが（こちらでは原語においては「予」に相当する言葉がないので、そう訳すことにはかなりの合理性があるように思われる）、本報告書では、そもそもこのスリェードヴァチェリを行う取調手続について「予審」の訳を残していること（最新のテキストである前掲「現代ロシア法」においても同じ）、「予審官」と訳している文献がソビエト法時代から多数を占めていること、「取調官」や「捜査官」は日本語ではあまりに一般的な言葉であり、特定の地位にある人を指すことが分かりにくいことから、異論のあることは承知しつつ、本報告書では「予審官」の訳語を用いることにする。

<sup>64</sup> 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」94頁。

守る。弁護人と被疑者が2人きりで話し合うことは、捜査官が許可したときのみ認められる。重大な犯罪の場合は、このような許可はまず行われたい。弁護人と被疑者とが2人きりで話し合う際に、黙秘等の助言があるかについては、捜査官としてはそこまで監視できないから、何ともいえない。

- (7) 強制捜査の権限は、前記のとおり、最初の身柄拘束（逮捕）については、初動捜査機関や予審官の権限でできるが、その後の身柄拘束（勾留）については、検察官の裁可（サンクション）を要する。対物的強制捜査についても、基本的に検察官の許可が必要である。
- (8) 「訴追の提起（公訴の提起）」（предъявление обвинения）は、非常に訳しにくい言葉である。被疑者に対して被疑事実を告知する手続であり、これによって、被疑者（подозреваемый）は被告人（обвиняемый）としての立場に変わるといえるが、裁判所とは一切関係ない手続である<sup>65</sup>。そこで、「被告人とする決定」という用語で表すこともある。その後、予審官による捜査が遂げられ、これに基づいて起訴状が作成される。
- (9) 起訴状は、予審官が作成し、検察官はこれを承認する<sup>66</sup>。後記のとおり、ウズベキスタン及びタジキスタンの裁判所で記録を閲覧する機会があったが、これによれば、起訴状は予審官の名義で作成され、1枚目の右上に色付きの四角い枠の定型の印が押され、その中に検察官のサインがあるというのが一般の形である。日本でいうと、上司が文書の決裁をしたような形になっている。起訴状には、犯罪事実だけでなく、捜査の経緯、証拠の内容等が詳しく記載され（内容的には、日本の起訴状に冒頭陳述、更には論告の要素も加味したもの。ちなみに判決書の構成もこの起訴状に近いようである）、裁判所に提出される一件記録においては、証拠等の後の一番後ろに綴られているので、日本の起訴状一本主義の下における起訴状とは全く異なるものであって、あえて言えば、総括捜査報告書のようなものであろう。起訴状提出の際に、検察官は公判への参加希望の有無を書いた書面を出す。軽い又は中程度の事件については、被告人の有責性が明らかなら、検察官の参加は義務的でないからである。
- (10) 起訴状はすべての証拠書類等と共に裁判所に提出される。
- (11) 担当裁判官が決定され、14日以内に裁判に付するか否かの決定をする。裁判に付する決定は、単独裁判官又は処分会議（裁判官1名と人民参審員2名との合議体）が行う。処分会議を構成する事件は、未成年者、死刑事件、裁判官が起訴

---

<sup>65</sup> これらの訳語についても、日本では裁判所に係属して被告人となることから、異論があり得る。前掲稲子は、本文中の「被疑者」、「被告人」、「公判被告人」に当たる言葉に、それぞれ「容疑者」、「被疑者」、「被告人」の訳語を当てている。

<sup>66</sup> タジキスタンの事前ヒアリング調査によれば、検察官の判断で起訴に進まないことがある。例えば、犯罪が成立しないと判断する場合、証拠が不十分な場合、複雑な事件で強力な弁護人が付いているため、立証に困難が予想される場合等である。さらに、軽微事件であって、未成年、高齢者、妊婦等の事情が認められることは起訴しないことがあり、その意味で、一定程度起訴猶予も認められているようである。研修の結果によれば、4種の犯罪のうちの最も軽い犯罪については、起訴便宜主義が採用されているということである。

状に同意できない判断に至った場合、身柄保全処分が適当でないと考えられた場合等である。処分会議では、裁判官の報告から始め、検察官の話を聴き、その他の当事者が意見を出している場合は、それも聴く。裁判官又は処分会議の結論は、①裁判に付する、②補充捜査のために差し戻す、③刑事事件の停止・破棄、④管轄のある別の裁判所への移送などである。差し戻しは、予審や捜査が不完全で、公判で補うことが不可能と考えられたときに行う<sup>67</sup>。その他に、国家原告人に参加させるか、弁護人を参加させるか、どの証人を召還するか、通訳を使うか、公判をいつどこで行うか等も決定する。

- (12) この公判付託決定によって、被告人(обвиняемый)は公判被告人(подсудимый)に変わる<sup>68</sup>。この段階で、起訴状のコピーが被告人に渡される。
- (13) 公判は、通常は14日以内に、重大犯罪については1か月以内に開くこととされている。また、被告人に起訴状が渡ってから3日以内には公判を開いてはならないとされている。
- (14) 証拠法としては、伝聞法則は採用されていないが、裁判所は、公判期日において取り調べた証拠のみに基づいて判決を下すとされているようである<sup>69</sup>。
- (15) なお、少年事件においても、若干の特則があるものの<sup>70</sup>、上記の手続が基本的に当てはまる。

### 3 身柄拘束の規制

中央アジアにおいては、被疑者・被告人の逮捕に続く身柄拘束(勾留)については検察官の裁可(サンクション)に基づいているのが一般である。

#### (1) タジキスタン

事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、次のような説明があった。

捜査官が逮捕した場合は、直ちにその理由となる資料や証拠を添えた上で検察官に連絡しなければならない。検察官は、逮捕から72時間以内に逮捕を裁可(sanction)する。裁可があると、被疑者は2か月間その身柄を拘束されることとなる。この期間は、地区検察官において1か月延長することができ、州検察官において更に3か月、次長検事において更に3か月、検事総長において更に3か月延長することができる。結局、最大限1年間身柄拘束が可能ということになる。その間身柄拘束をするかについて裁判所がかかわることはない(訴訟を提起

---

<sup>67</sup>死刑求刑の事件では精神鑑定が必要だが、これが行われていなかったとき、捜査段階で違法があったとき(例えば、弁護人を呼ぶ必要があるのになされなかったとき)、別の公訴の提起又は公訴の内容の変更が必要と考えられるとき、他の者に刑事責任を問う必要があるとき、併合・分離が正しく行われていないと判断されたとき、などがこれに当たる。

<sup>68</sup> 前記注65参照。

<sup>69</sup> ウズベキスタンについて、前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」100頁。

<sup>70</sup> ウズベキスタンについては、前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」90頁に、法定代理人の参加が必要的であること等の特則が解説されている。



### ① 初動捜査

初動捜査機関（民警等）の判断により、72時間の身柄拘束（逮捕）が可能である。拘束場所は、「一時的隔離室」である。

少年の場合は、拘束場所が「少年のためのアダプテーションとリハビリテーションセンター」である。少年の拘束場所は最近名称が変わり、以前は「受入れ振分け施設」と呼んでいた。

「受入れ振分け施設」だった時は、犯罪の疑いのある少年を身柄拘束し、次の段階に送るための施設だったが、新しい名称になって機能を拡大し、ストリートチルドレンや家出少年など、悪いことをしたというよりは行き場のない子供をいったん入れて、監督してくれる大人を見つける、あるいはもとの家を探して戻す、という使い方もするようになった。

### ② 予審捜査

検察官の裁可により勾留がなされるが、これは2か月、6か月、9か月と延長を重ね、法律的には1年までの身柄拘束が可能である。拘束場所は、「取調隔離室」（「シゾ」とも呼ばれている）である。

少年は基本的に成人と分離する建前だが、女子少年は成人女性と一緒に施設に入れられており、問題である。

### ③ 公判

拘束場所は、「取調隔離室」（「シゾ」）のままである。

### ④ 刑の執行

コロニー（КОЛОНИЯ）において執行される（コロニーの詳細は、後記のとおりである）。

以上は、前述のように成人と少年の区別なく当てはまり、少年も予審段階で1年間の拘束が法律上可能であるなど、身柄拘束の規制に少年の特質に応じた配慮が欠けているとの批判がある。もっとも、実際の運用においては、少年の拘束期間は成人より短いのが一般ではあるという。成人と少年とが分離収容されなければならない建前であるが、現実には徹底していない。かかる拘束場所の実情について、後に詳述する。

## (3) ウズベキスタン

質問表回答によれば、逮捕については、次のとおりである。

刑事訴訟法 222 条により、警察あるいは他の初動捜査機関の職員、及びすべての行為能力を有する者は、刑事訴訟法 221 条に規定される根拠がある場合は、犯罪被疑者を拘束し、最寄りの警察、他の法執行機関へ連行する権利を有する。直接、あるいは目撃者の証言により、いずれかの逮捕根拠が存在すると確信した場合、警察職員、その他の権限者、あるいは市民は被疑者に対し、その者が犯罪を行った疑いで逮捕され、最寄りの警察あるいは他の法執行機関へ連行する旨を告げなければならない。この際、逮捕しようとする者は、名乗らなくてはならず、

また、逮捕される者が要求した場合は、これに応じ身分証明書を提示しなければならない。被疑者が警察、その他法執行機関に届けられた際には、当直あるいはその他の職員は上官の指示に従い、すぐに逮捕調書を作成する。逮捕事由の検証、書類の請求及び点検は、被疑者がその他法執行機関に引致されてから 24 時間以内に行わなければならない。逮捕の根拠がない場合、警察署の長、その他の権限者は、逮捕者の釈放決定を出す。決定の写しはすぐに検察官に送られる。

身柄拘束期間は、逮捕者が警察等に引致されてから 72 時間を超えてはならない（刑事訴訟法 226 条）。

もともと、その後の身柄拘束は、検察官の権限で可能であり、原則は初動捜査・予審を通じて、3 か月以内に完了しなければならないが、以下のとおりの者の判断によって延長が可能である<sup>73</sup>。

4 か月まで	地区検察庁の検察官
5 か月まで	州級の検察庁の検察官
7 か月まで	次長検事
9 か月まで	検事総長
1 年まで	重大事件、複雑困難な事件について、検事総長

次に、前述の質問票に対するウズベキスタン政府からの回答によると、少年については以下のとおりである。

刑事訴訟法 558 条に基づき、少年に対し身柄保全処分として勾留を適用できるのは刑事訴訟法 236 条に規定される根拠がある場合に限られ、また、その者が 5 年以上の自由剥奪刑に相当する罪で起訴され、その他の身柄保全措置では被告としてのしかるべき行動が担保できない場合にのみ限られる。

未成年者について勾留命令を出す際、検察官は自ら事件に関する資料を調べ、勾留の根拠を検証し、そのケースの特異性を確信し、当該身柄保全措置を適用するに至った状況につき被告を尋問する。

#### (4) 小活

かかる身柄拘束規制の将来像についても、前記のような司法権の強化の流れからは、日本のように身柄拘束の判断権を裁判所のものとする方向に進むことも考えられるが（タジキスタン司法制度セミナーの研修員の中には、その方が合理的だと思ふと発言する者も少なからずいた）、必ずしも予測することは容易でない。これも旧ソ連諸国の流れに注意する必要がある<sup>74</sup>。

<sup>73</sup> 法務省法務総合研究所国際協力部における研修員の発表による。

<sup>74</sup> ロシア 1993 年憲法は、逮捕・勾留は裁判所の決定によってなされるものとしたが（22 条 2 項）、経過規定において、新刑事訴訟法典が制定されるまでは従前の手続によることを認めており、1992 年の刑事訴訟法においては、勾留とその延長は引き続き検察官の裁可によって行うことができるが、それに対する不服申立ては裁判所の審査を受けることとされている。前掲「現代ロシア法」160 頁。

#### 4 捜査手法

(1) 捜査手法については、各国とも関心はあるものの、新たな捜査手法の導入等に特段の関心がある旨の発言は、少なくとも今回の調査の過程では聞かれなかった。例えば、キルギス内務省組織犯罪対策部部長の Vadim Stanislavovich Nevirovich 氏によれば、キルギスでは、犯罪組織も大きくないので、伝統的捜査方法で何とかやっているといるということである。

#### (2) 参考人の供述確保

前記 Nevirovich 氏は、キルギス内務省の予審を統括する部局に勤務するが、同氏によれば、参考人の供述の確保は現在大きな問題であり、法律というより、社会的、あるいは個人の国に対する態度に関する問題だという。すなわち、キルギスは、現在過渡期にあるところ、ソ連時代はイデオロギー的な道德教育があり、市民は供述義務を負うと考えられていたが、現在はそういうものはなくなり、市民の立場も整理されていない。かといって、いまだ市場経済も進んでいるわけでもない。このような状況下で、捜査官として参考人等の供述を確保するのは容易ではないとのことである<sup>75</sup>。

タジキスタンでも、第2回司法制度セミナーで、参考人の供述が得られずに迷宮入りした事件等の紹介があった。

#### (3) おとり捜査

後記タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所において傍聴した事件では、おとり捜査が用いられていた。すなわち、警察において、被告人が1キログラム相当の麻薬を持っているという情報を得たので、警察官が買う振りをして3回被告人と会い、引渡し方法、価格などの交渉をし、実際に受け取ったところで逮捕したというものである。同行してくれた同裁判所の判事は、このような事件では弁護人がおとり捜査の適法性を争うことがあると言っていた。

なお、おとり捜査としては、第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、贈賄事件に係るおとり捜査の興味深い事例が研修員から報告されている。すなわち、被疑者が予審官に対して「金を払ったら便宜を図ってくれるか」との申し出があり、予審官がそれを上司に報告し、最高検察庁と協議した結果、おとり捜査をすることとなり、受け取る振りをしてその者を逮捕することになった。そして、予審官がその者に「資料を廃棄してやるが、いくらくれるか」と聞いたところ、「100万ドル払う」と言うので、受渡し日・場所を決め、その日に予審官がその場所に行って、その者から金を受け取ったところで、張り込んでいた捜査官がその者を現行犯逮捕した、というものである。金額が極めて巨額であるが、とにかくそういう事件があったという話であった。

---

<sup>75</sup> 第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、参考人が供述を拒むことは頻繁にあり、証人としての出頭を拒否することも少なくなく、勾引もかなり活用されているとのことであった。

#### (4) 通信傍受

今回の調査では特段の情報は得られなかったが、第2回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、タジキスタンでは、1998年の内偵捜査法に基づいて通信傍受が行われている。前提犯罪は限定されず、初動捜査機関の判断により、事前の検察官の許可に基づいて実施される。あくまで秘密裏に行うものであって、立会人も置かないし、裁判所に証拠として出したりしない、というものである。研修においては、日本の立会人制度に違和感を持っていたようであった。

#### (5) コントロールド・デリバリー

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいて、次のような報告があった。

コントロールド・デリバリーの根拠法は三つあり、警察法、内偵捜査に関する法及び麻薬・向精神薬・麻薬原料の扱いに関する法律である。タジキスタンがトランジット国となっている場合、つまり、違法薬物が外国から密輸入され、タジキスタンを経由して外国に密輸出されようとしている場合には、刑事事件として取り扱うことはほとんどない。すなわち、直ちにコントロールド・デリバリーを実施して、内務省の予審官は、その旨を検事総長に報告するにとどまることが多い。

内務省の行った2002年1年間の麻薬のコントロールド・デリバリーは13件であった。うち7、8件は、運び屋が列車に乗っており、麻薬等を列車のどこに隠匿しているかは不明だった。情報屋にヘロインに見せかけた白い粉を持たせて列車に乗せた。タジキスタンでは、クリーン・コントロールド・デリバリーはほとんど行われていない。

ベラルーシのミンスクで採択されたミンスク条約（1993年）では、CIS諸国内では、コントロールド・デリバリーを相互に協力しなければならないという条項がある。ロシア・CIS諸国との間では、頻繁にコントロールド・デリバリーを実施している。しかし、ウズベキスタンは、ロシア・CIS諸国間との協定を守らないので、同国との関係が最大の問題である。ゴールデン・トライアングル、ゴールデン・クレセントと呼ばれる麻薬生産地域との協定はないが、アフガニスタンとの間では、省レベルの協定を結んで、取締りを強化しているが、まだ協力してコントロールド・デリバリーを実施したことはない。

2002年5月、大統領府の麻薬取締庁が、アフガニスタンとの間で、麻薬取締りに関する協定を締結したが、まだペーパーだけで動いていない。

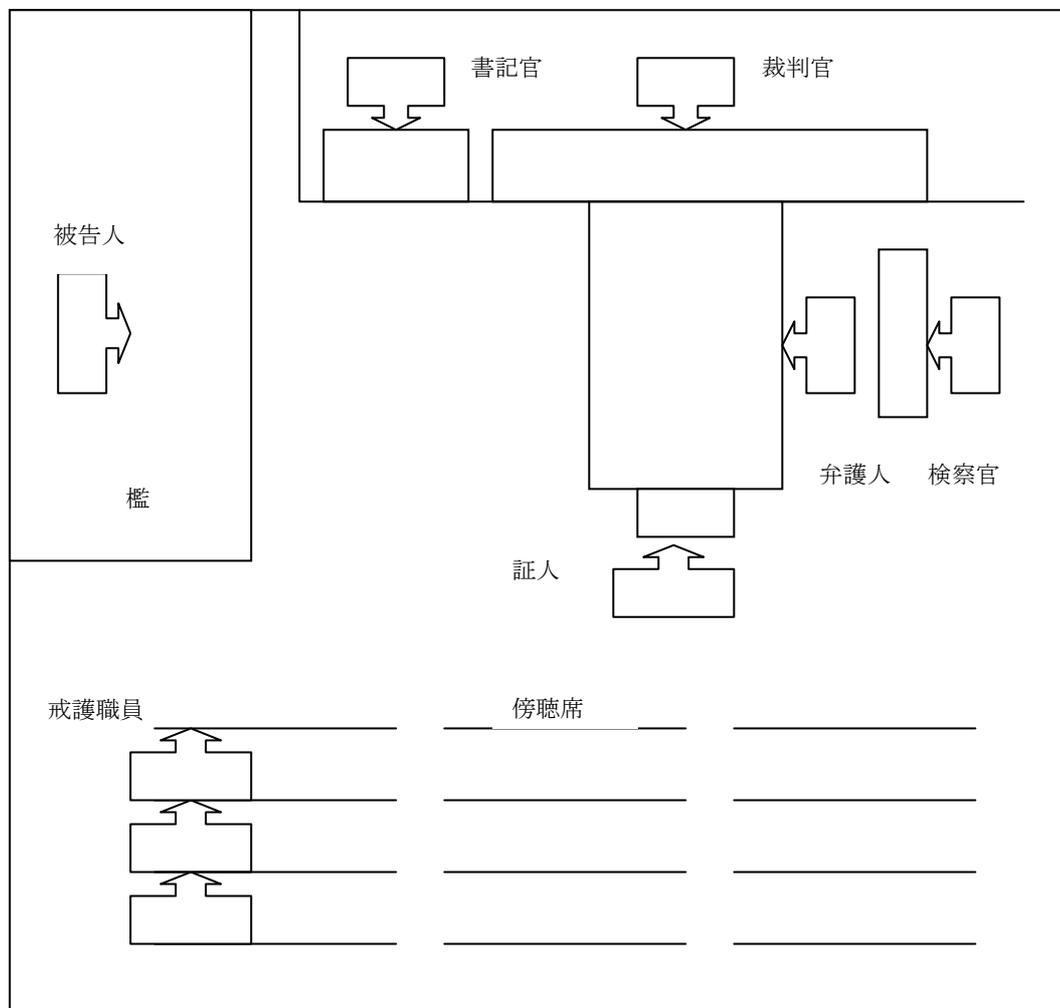
### 5 裁判手続の実際

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷及びタジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の二つの裁判所を訪問し、裁判のやり方の説明を受け、実際の裁判の傍聴をした。

(1) 法廷の構造

法廷の構造については、合計3つの法廷を紹介する。

A ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷その1



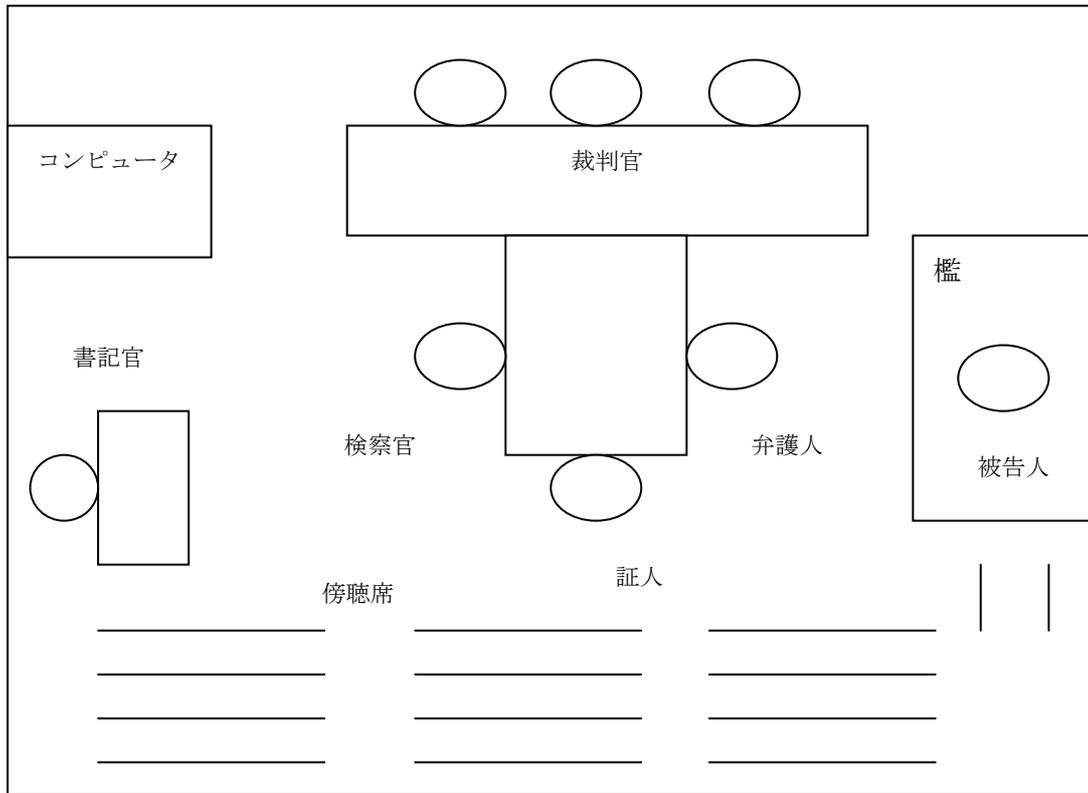
実際に裁判を傍聴した法廷の構造は上図のとおりであった。裁判官席には椅子が三つあったが、傍聴した事件は単独裁判官の事件であり、裁判官は一人だけ座っていた。この法廷Aにある檻は、他の法廷にあるものに比べてもかなり大きい。

この法廷で最も特徴的と思われたのは、弁護人と検察官とが同じ向きに座っており、特に弁護人が検察官に背を向けていることである。日本ではあり得ない配席であるが、ウズベキスタンでは、当事者主義を採用しているといいながら、糾問主義的な考え方が根強く存在していることを象徴しているように思われた。もっとも、このような配席は必ずしも普通ということではないらしく、同じ裁判所においても次の法廷Bは異なる構造となっている。同裁判所刑事担当所長 Bakhtiyor Zhuraevich Ismoilv 氏らとの座談会において、この法廷Aでの弁護人と検察官の配席がこうなっている理由を尋ねたところ、深い意味はなく、たまたま

この法廷はこうなっているという説明であった。

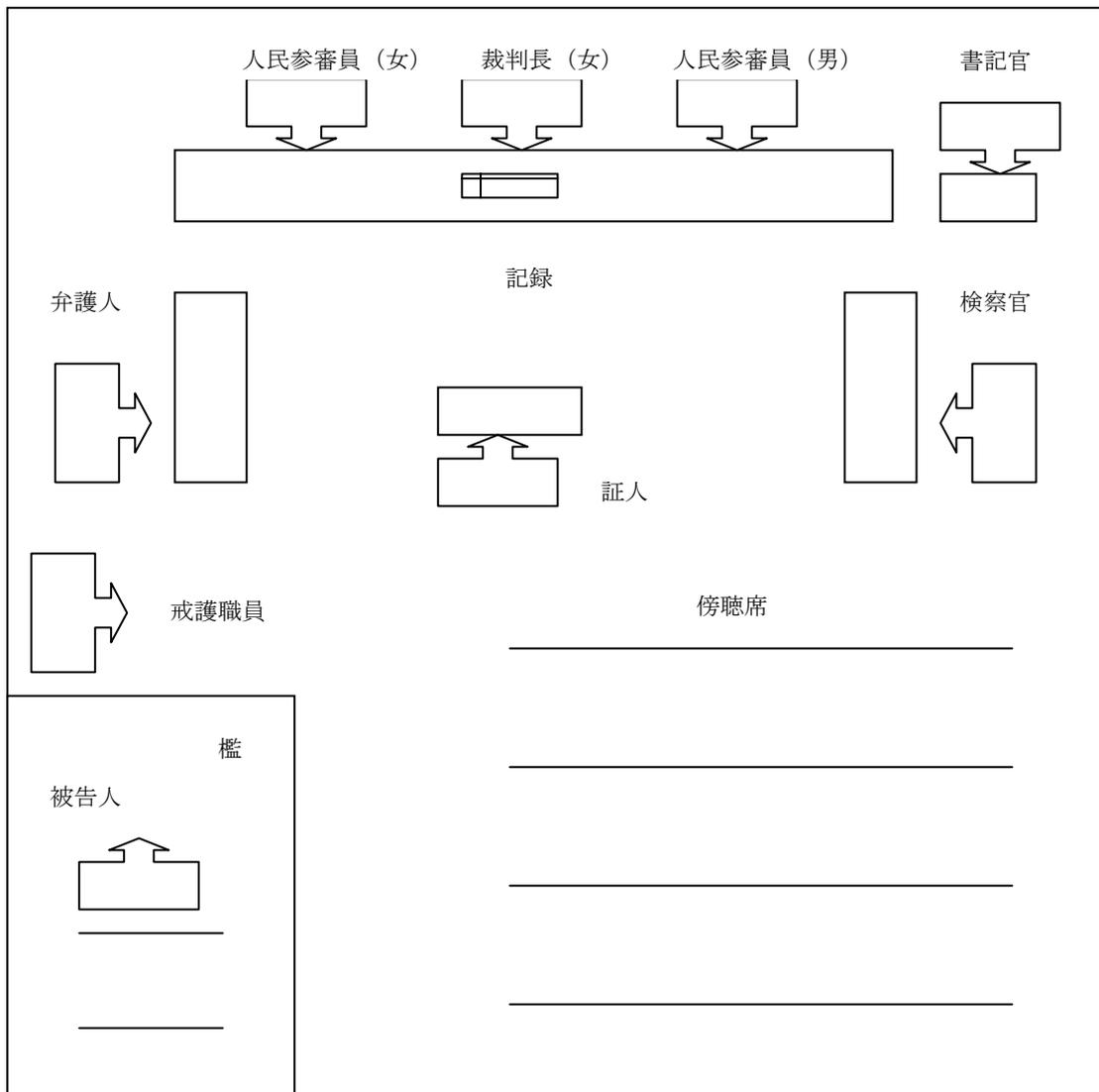
また、この法廷の檻は非常に大きいが、被告人が併合された事件では、檻の中に被告人が複数入ることもあるとのことである。在宅事件では、被告人は傍聴席最前列などに座り、被害者もやはり傍聴席最前列に座るが、別に椅子を持ってくることがあるとのことである。

## B ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の法廷その2



この法廷は、当日審理で使っていなかったため、見学の上、写真を撮らせてもらった。検察官と弁護人とは、向かい合う形になっている。裁判官席の横にコンピュータがあり、書記官の記録に使うということで、この法廷では書記官用の机が二つあるとのことであった。

C タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の法廷



実際に裁判を傍聴した法廷の構造は上図のとおりであった。参審事件であり、人民参審員 2 名が裁判官席に座っていた。

タシケントの法廷とも共通するが、傍聴席との間の仕切りはなく、普通の会議室的な部屋に備品を並べた感じの簡易な作りである。

中央アジアの法廷では、見学した限り、すべて被告人用の鉄格子の檻があったが、ドゥシャンベ市裁判所所長 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 氏によれば、檻は昔はなかったが、被告人が暴れたり逃げたりする事故があって、1989

年か1990年ころから使うようになったものであり、他の中央アジアの国も同じ独立前のソビエト時代に導入されたものと思うとのことである。



タジキスタン ドウシャンベ市裁判所にて

## (2) 裁判の実際

### A ウズベキスタンで傍聴した事件

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所の前記法廷Aにおいて傍聴した事件は、次のとおりである。内容は、同行してくれた裁判官が逐次コメントしてくれたことから把握したものである。

- 1). 単独の裁判官の事件であり、その他関係者の配置は図のとおりである。
- 2). まず、裁判官が起訴状を読み上げた。事件は麻薬（ジアゼパム）の所持である。
- 3). 裁判官の質問に基づき、被告人が薬物所持の理由を答える（所持については自白している事件である）。被告人は、拾ったというようなことを言っていた。
- 4). 検察官の質問に基づき、被告人が答える。だいたい裁判官からの質問と同趣旨であったとのこと。やりとりは被告人の前科にも触れていた（強姦その他があったとのこと）。
- 5). 弁護人の質問に基づき、被告人が答えた（医師からの処方歴等について触れていた）。
- 6). 父親が証人に立つ。一問一答というより、任せて語らせる感じであった。証人としては、被告人に困っているから、施設に収容してほしいということをやっていた。

- 7). 論告・弁論。検察官は悪質性を、弁護人は更生の可能性を指摘していた。求刑は3年の自由剥奪刑であった。
- 8). 被告人の最終陳述があった（軽くしてほしいという趣旨のようだった）。
- 9). ここで休廷し、約30分後に、判決の言渡しがあった（調査団が別室で他の裁判官らから実情を聴取中に言渡しがあったため、これを聞く機会がなかったが、言渡しを終えて入ってきた担当裁判官によれば、判決は1年の自由剥奪刑プラス強制治療ということであった）。

傍聴後に補充して聴取したところは、次のとおりである。

薬物については、種類により起訴の対象となる分量が法定されている。今回の証人である父親は、弁護人が証人となることを依頼した。弁護人の意図は、被告人を引き取って更生させることを期待したのだと思われるが、それが外れたようだ。初めに裁判官から弁護人と検察官に証人の必要を尋ねる手続があり、それまでの証拠に出ている人以外の証人を呼ぶこともある。検察官及び弁護人が証人尋問の希望を申し出るが、裁判官のイニシアチブで証人尋問を実施することもある。

書記官が、手続をすべて記録している。公判が終わると書記官と裁判官がそれに署名をする。論告及び弁論は書面で提出する。本件の場合は簡単な事件なので、夕方までの判決前に提出することになるだろう（しかし、そのような説明を受けているうちに判決が言い渡されたので、現実にはどうということになったのかは不明）。書記官の下にある訴訟記録のほかに、もう1つ事件の監督簿があり、これは検察官の手控えのような形のファイルである。

求刑は必ずしている。求刑及び量刑については、刑法に基づくが（今回のケースでは3年の自由剥奪刑まで可能）、前科のあるなし等いろいろな要素を勘案して決めるので、個々のケースによりけりである。

## B タジキスタンで傍聴した事件

タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所の前記法廷 C で傍聴した刑事事件の法廷の様子は、次のとおりであった。以下のやりとり等は、傍聴に同行した同裁判所所長に逐次コメントしていただいたことにより把握したものである。

- 1). 事件は、被告人が約1キログラムものヘロインを所持したというものであり、参審により審理された。裁判官は、人民参審員2名も含め、かなり厚地の法服を着ていた。
- 2). 裁判長から被告人の人定質問をした。
- 3). 裁判長から被告人に起訴状の内容の確認をし、法廷内にいる訴訟関係者の紹介をした（忌避事由等がないようにするものである）。続いて、防御権等の説明をした。
- 4). 検察官が立ち上がり、十分な証拠が集まっているとの意見を述べた。続いて弁護人も立ち上がり、同じことに関するやりとりがあった。

- 5). 裁判長が、起訴状を読み上げる。ここまで被告人は立っていたが、裁判長が座らせた。起訴状によれば、本件はおとり捜査によって摘発されたもので、鑑定をした結果、被告人が 1.05 キログラムのヘロインを所持していたと分かったものである。被告人は、その間、起訴状のコピーを見ながら聞いていた。
- 6). 裁判長が被告人に起訴内容が分かっているかという確認をし、刑法何条と読み上げ、被告人は「認めない」と言った。
- 7). 裁判長が、人証調べの順をどうするかについての意見を尋ね、検察官は否認事件だから証人、被告人の順でどうかと述べ、弁護人もそれでよいと述べた。被告人にも意見を求めた後、証人が入廷した。
- 8). 裁判長から証人に対して人定質問。偽証罪の説明をし、供述許否ができないことを告げ、念書を取った。
- 9). 裁判長から証人に対して被告人を知っているかとの質問があった。証人は、逮捕の時から知っていると答え、その後、証人は、質問のないまま、話し続けた。被告人が約 1 キログラムほどの麻薬を所持しているという情報を得たため、警察官が買う振りをしておとりとなって逮捕したのであり、証人がそのおとりとなった本人であるとのことであった。
- 10). ここで検察官が立ち上がり、証人に質問をした。証人の答えは、実際の引渡しまでに 3 回会って、引渡し方法、価格などの交渉をしており、麻薬は証人に渡されるまでは被告人の手の中にあったとのことであった。その場では逮捕せず、家に連れて行って、そこで逮捕して、逮捕の調書を取ったということであった。
- 11). ここで弁護人が立ち上がり、証人に質問をした。交渉はだれが実際にやったのかとの問いに対し、他の女性がいるというような答えだった。

ここまで聞いて、法廷を出た。傍聴に同行した裁判官らの話によれば、本件では、逮捕の手續に法に違反するところがなかったかが争点になり得るし、自分が弁護人ならおとり捜査の適法性を争うかもしれないということだった。傍聴した事件では証拠物が出されることはなかったが、これは事件によるのであり、殺人事件等では出ることもあるという。

### (3) 訴訟記録

第一審を審理する上記 2 か所の裁判所を訪問した際は、裁判所にある一件記録の閲覧もさせてもらった。基本的に時系列で綴ってあるので、捜査の開始の時点から裁判に至る手續の具体的な経過を知るための資料価値が高いと考えられたためである。

#### A ウズベキスタンで閲覧した記録

ウズベキスタンのタシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所では、第一回公判前の記録を閲覧した（日本のように起訴状一本主義を採っていないので、公判期日前でも、証拠も含めたすべての記録が裁判所にあるわけである）。

記録は厚さ 1cm 程度の A4 サイズのフラット・ファイルに閉じたもので、ファイルの表紙に検察官からの送致書が貼ってある。事件の内容は、商事法違反被告事件ということのようであり、証拠の中にはマーガリン等の記載があり、無許可販売などのような事件のように見受けられたが、この点は不明確である。

初動捜査機関の証拠、予審官の証拠の順に綴じてあり、分量は両者ともほぼ同じくらいであった。最後に起訴状が綴じてあったが、捜査経緯を記載した手続表 1 枚がその末尾に添付され、含めて 5 枚であった。起訴状には予審官の署名があり、1 枚目右上には検察官の署名と職印があった（起訴状の作成は予審官であり、ちょうど検察官の決裁印が押してあるというような体裁である）。

被告人に記録を開示し、被告人において正しいことを確認したという署名のある紙も綴られていた。また、ウズベキスタンの住民自治組織であるマハリヤ（詳細は後記）が被告人の身上情報を記載した書面も綴ってあった。

## B タジキスタンで閲覧した記録

タジキスタンのドゥシャンベ市裁判所では、判決まで終わっている記録を閲覧した。

事件は麻薬関係で、被告人が 4 人の記録であるためか、かなり分厚い。やはり A4 くらいの大きさで、厚紙の表紙があり、時系列に追加して綴じていく形になっている。初動捜査部分は薄い（逮捕報告書など十数枚程度）、予審が集めた記録が 6cm くらいあった。

順に見ていくと、刑事手続開始決定、訴追の提起、証拠、起訴状（7 枚ほど）などが綴じてある。

本件はヘロインの密輸入に関するものらしく、証拠としては、飛行機に乗った証拠、押収物証、現場検問の結果、写真報告書、精神鑑定（重大犯罪では必ずすることになっているという）、参考人調書（要約調書形式）等があり、証拠の標目のようなものもあった。

勾留に関する決定も綴られており、作成者は予審官で、右上部に検察官の裁可（サンクション）の印・署名がある。

予審が終結したところで、被告人に証拠を見せたという調書があり、その後が起訴状である（起訴状のコピーは被告人に送られ、被告人が法廷で見ているのは、こうして送られたコピーである）。起訴状の内容は、後記判決の内容にほぼ対応しているようである。

裁判所に係属してからのものとしては、裁判に付する決定（3 枚ほど）、公判調書などがある。公判調書は、フォーマットのようなものではなく、ずらずらと書いてあるが、一問一答のところもある。

判決書は、手書したものとタイプしたものの両方があった。その内容を見ると、まず手続参加者が書いてあり、被告人の身柄に関する記述、そして判決の記述部分が続く。ここには、「被告人が、...して、...して、証拠としてだれが...と証言し、...の供述から...、鑑定の結果から...、証拠を十分調べて、有罪判決を下すのが相当であり」、そして、最後に決議部分として、「8年の自由剥奪刑」と記載されていた。

#### (4) 裁判の迅速化ないし合理化

今回各国に事前に送付した質問表において、被告人が自白した事件と否認した事件において手続に違いがあるかという問があったところ、キルギス最高裁判所第一副長官 Zehnish Dosmatovich Dosmatov 氏とタジキスタン大統領府における刑事訴訟法改正作業の中心人物である同府上級顧問 B. Khudoyorov 氏から、これについての言及があった。両国ともソ連以来の伝統的な手法に則り、自白・否認事件を通じての共通の審理方式を採っている。否認事件になると証人の数が増えるということはあるが、基本的に手続のやり方は同じである。

キルギスの Dosmatov 氏の発言は、裁判官としての将来の法改正についての個人的所見ともいうものであるが、被告人が認めている事件や被害者が宥恕している事件については、公判期日を早くする、あるいは量刑についても軽減する特別の措置を設けることは考慮に値し、それによって生じた余力をより重大・困難な事件に回した方がよいのではないかと、いうものである。

タジキスタンの Khudoyorov 氏の発言は、刑事訴訟法改正案の立案担当者としてのものであるが、刑事訴訟法の改正内容として、簡易手続の導入が検討されているという。事件によって公判の期間が短くなるような改正を検討しているが、公判段階では十分に攻防を尽くさせるという手続保障も重要なので、どの程度の簡易化が可能かを検討しており、ポーランドをはじめ外国の制度も研究しているという。

両氏が直接に意識しているのは、ロシアや東欧の制度のようであり、その更に先にドイツ、米国等の制度がイメージされているようである。ロシアでは、2001年の新刑事訴訟法において、被告人が提起された訴追に同意し、法廷審理を行うことなしに判決を下すよう申し立てた場合の特則が定められているところである<sup>76</sup>。なお、やはり旧ソ連の影響を受けた中華人民共和国においても、既に導入されている裁判の簡易手続の拡大が検討課題となっていることも参考になる。

以上のとおり、中央アジアにおいては、公判手続にもっと事件に応じたメリハリを付けたほうがよいのではないかと感じる人が多いという感覚を多くの人々が持っており、その方向の法改正も将来あり得るように思われる。この点は、従前のタジキスタン司法制度セミナーにおける研修員による指摘、すなわち、日本のような捜査と公判の

<sup>76</sup> 前掲「現代ロシア法」167頁。米国のアレイメントに似ているが、むしろ日本の簡易公判手続に近いかもしれないなどといわれている。

明確な区別がなく、初動捜査、予審捜査及び裁判がいわば同じような手続の繰り返しと受け止められる要因があり、それが手続の重複感を生み、国民の司法手続に対する協力を阻害している面があるとの点とも符合するものといえよう。

もともと、中央アジアでの刑事手続は、伝聞証拠排除法則が存在せず、捜査段階が2か月程度、裁判が1か月程度が標準で、難しい事件になれば捜査段階が大幅に伸びるものの、裁判はせいぜい数か月あればほとんどの事件が終わるというものであるから、捜査段階が逮捕から23日間という厳しい制限があるものの、裁判段階での審理期間の規制に乏しく<sup>77</sup>、少ないながらも10年を超える審理を要した裁判が存在する日本とは、前提が相当に異なることに留意する必要がある（中央アジアにおける裁判の迅速化の議論は、むしろ日本では手続構造的にも少年審判手続のイメージを前提にして理解した方が分かりやすいかもしれない）。

#### (5) 裁判の公開及び法廷秩序

各国とも裁判の公開をうたっており、実際に見学した裁判所もすべて公開裁判を実施していた。タジキスタンでは、事前ヒアリング調査及び第2回タジキスタン司法制度セミナーの結果によれば、むしろ一般予防（見せしめないし教育的見地）のため、企業等で裁判が行われることもあり、また、大学生同士のけんか（傷害事件）では、大学の講堂で裁判を行った例もあるという。

刑事裁判は、基本的に厳粛な雰囲気で行われている。ただ、例えばタジキスタンでは、調査団の傍聴に同行してくれた裁判所長が逐次様子を口頭で伝えてくれたり、ときどき他の関係者に向けても言葉を発するなどしており、日本のように当該事件に関しては裁判長が法廷秩序に関して絶対的な権限を有しており、所長も一切その邪魔をしてはならない、という雰囲気はないように感じられた。これも、前記の裁判所の仕組みからも見られるように、裁判所の組織の中での審理を担当する裁判官の独立性という考え方については、日本とかなりの違いがあることが反映しているように思われた。

#### (6) 被害者の立場

今回の調査においては、前記のとおり、刑罰のリベラリゼーションの改正において、被害者に事件終結に関して主体的立場が認められてきているということのほかは、特段の情報が得られたわけではないが、被害者の立場について一言する。

第2回タジキスタン司法制度セミナーにおいては、次のような説明がなされている。被害者の供述が重要な証拠として必要なことは多いが、被害者が出頭を渋ったり、供述を変えたり、ということはある。内戦直後の政治家の暗殺事件などで、そのために迷宮入りになった事件もある。証人となる場合の安全確保のための特段の法律等はない。ただ証言をしたために被害を受けることは実例としてはほとんどない。供述確保のための勾引は頻繁に行っている。公判においてビデオ

---

<sup>77</sup> 2003年に成立した裁判の迅速化に関する法律参照。

オ・リンク等のシステムは採用されていない。

また、裁判においては、被害者は、訴訟参加者として一般傍聴人とは異なるいわば主体的な扱いを受けており、旧ソ連諸国は一般に付帯私訴の制度も有していた。

すなわち、ウズベキスタンにおいては<sup>78</sup>、被害者は、供述し、その他の証拠を閲覧できる。また、捜査官や予審官の許可を得て、捜査活動に参加できる。予審手続の終了時には、事件に関するすべての資料を閲覧でき、必要な情報を得ることができる。第1審及び破棄審の公判期日に参加する権利があり、裁判所の裁量により、破棄審の公判期日に参加することもできる、捜査官、予審官、検察官及び裁判所の活動や決定に対して、不服を申し立てることもできる。

また、犯罪により財産的損害を受けた被害者は、刑事手続においてその賠償を請求する付帯私訴の民事原告となることができる。財産上の請求に関する判決の執行を確保するため、捜査官、予審官及び裁判所は、あらかじめ被疑者・被告人及び民事被告の財産に対して差押えをしておく義務がある。

## (7) 参審制

中央アジア諸国においては参審制が採用されており、前記のとおり、タジキスタンにおいては実際にその参審制の刑事裁判の審理を傍聴する機会を得た。

### A タジキスタンにおける聴取結果

タジキスタン・ドゥシャンベ市裁判所長 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 氏によれば、タジキスタンでは、自由刑5年以上に相当する事件においては、人民参審員を入れた合議体で審理がなされる。これより軽い事件や過失犯については単独の職業裁判官が審理をする。人民参審員は、職業裁判官と同等の権限を持っており、意見が分かれば民主的に評議するが、人民参審員2人が最終的に無罪という意見であれば、有罪判決はできない。

人民参審員は、居住区や職場のある地区から選挙によって選ばれ、裁判所長が承認する。1つの裁判所に50人くらいいて、1年に2週間くらい仕事をする。任期は5年で、任期の終わりに近づくと、選挙が行われる。選挙は、地区の自治に任せている。

人民参審員になる要件は、25歳以上で、前科がないこと等である。教育程度は特に要件ではないが、信頼できる人が推薦されるということはある。

### B ウズベキスタンにおける聴取結果

ウズベキスタンにおいては、後記のとおり住民自治組織としてのマハリヤが高度に組織化されているが、その一つであるユヌサバッド地区 Min-Urug マハリヤにおいて、同マハリヤ・コミッティーの議長 Toir Sultanov 氏らから実際の人民参

<sup>78</sup> 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」104頁以下による。

審員の選任がどのように行われるかについて聴取したところによると、次のとおりである。

裁判所から、マハリヤに対し、人民参審員を1人出してくれという要請があると、希望者を募る。もちろん候補者の資質は考慮するが、結局は候補者も含めた地区住民が集まって決めて、結果を裁判所に上げる。人民参審員としての働き振りはマハリヤとして責任を持つ。裁判をする人だから、いい人を出さなければならない。当マハリヤでも現在女性が1名人民参審員をしている。これまで3名が人民参審員を勤めている。中には30年も勤めた人がいる。こうした人は、近隣の人のことをすべてよく知っている、いわば名士である。なお、人民参審員は、昔は無報酬だったが、今は何らかのお金が出ている。

## (8) 裁判についての小活

### A 当事者主義の概念

ウズベキスタン及びタジキスタンのいずれにおいても、裁判では当事者主義が採用されているとの説明がなされている。しかしながら、実際の運用を見ると明らかのように、日本で採用されている当事者主義とは相当に異なるものである。もとより、当事者主義自体が多義的な概念であるので、もう少し分析的に考えないことには、中央アジアの刑事訴訟の構造を理解することはできない。

日本の現行刑事訴訟法（昭和23年法律第131号、以下「法」という）においては、ドイツ法的な構造を基本的に残しながら、当事者主義に立脚する手続を大幅に導入したとされるが、そこで念頭に置かれているのは次の事項であると一般に解されている<sup>79</sup>。すなわち、

- ① 起訴状一本主義の採用によって裁判所が予断を抱くことを防止し、
- ② 訴因制度の導入によって防禦・審判の対象を検察官による事実の主張である訴因に限定するとともに、
- ③ 当事者による証拠調べ請求、証人尋問における交互尋問方式、
- ④ 当事者による証拠書類の朗読、証拠物の呈示（証拠調べの方式）など、

訴訟活動の主導権を広範に当事者にゆだねたのである。

他方、当事者主義を、訴訟の対象につき当事者にその処分を任せるという（当事者）処分権主義の趣旨でとらえる場合、日本の刑事訴訟法では、訴訟の対象である訴因の設定・提示は検察官が行う（同時に、起訴猶予処分、公訴の取消しも認められている）ものの、当事者に訴訟対象の処分をゆだねる、いわゆる有罪答弁の制度（アレイメント制度）は採用されていない。ただし、訴訟手続に関しては、簡易公判手続や略式手続、証拠としての同意、上訴の放棄・取下げなどが認められる。

検察官も被告人も、ともに当事者として訴訟法上の地位は対等であり、攻撃・防禦の機会や手段を平等に与えるべきであるという当事者対等（平等）主義の意

<sup>79</sup>基本的に三井誠ほか5名編「刑事法辞典」（平成15年）578頁の引用による。

味で当事者主義の語が使用されることもある。

## B 中央アジアの刑事裁判における当事者主義

以上のような当事者主義の理解に照らすと、中央アジアの刑事裁判は、次のとおり、日本に比べ職権主義的（あるいは糾問主義的）要素が強いといえることができる。すなわち、

- 大陸法的伝統に基づき、起訴状一本主義は採用せず、一件記録が起訴状と共に裁判所に送付され、公判前に裁判所は記録を検討している。
- 中央アジアにおいても審判の対象は起訴状記載の事実ということであるが<sup>80</sup>、公判中明らかになった他の犯罪についての刑事事件開始決定は裁判官もできることとなっている（この点、ただちにそれが審判の対象となるものでないとしても、ある程度職権探知的要素が制度に組み込まれていると理解することもできると思われる）<sup>81</sup>。
- 法廷には、検察官が出廷しないことがあり得るシステムとなっている<sup>82</sup>。前記ウズベキスタンの法廷Aのように、検察官と弁護人が同方向を向いて被告人と対峙していることもあり、法廷の構造自体のうちにも、被告人とその他のすべての機関とが対峙しているような発想がうかがえることがある<sup>83</sup>。
- 起訴状の朗読も裁判官が行うことが普通に見られる。
- 当事者の証拠調べについての意見がどの程度尊重されるのかまでは調査できなかったが、尋問方式は、基本的に裁判官、検察官、弁護人の順に質問しているようである。なお、日本よりも一問一答式の要素が薄く、自由に語らせる感じであり、ここにも真実発見を目指した職権主義的発想が背景にあると見ることも可能であろうか。

それでも、被告人が争わない場合の手続の簡易化や被害者の宥恕に基づく事件の終了が検討されるなど、処分権主義的方向の改正への模索も行われているようである。

当事者主義をどの程度採用すべきかは、法政策決定の問題であり、ドイツ刑事

---

<sup>80</sup> 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」99頁によれば、裁判所には被告人に有利な方向に公訴事実を変更する権限があるようである。

<sup>81</sup> ウズベキスタンでは、裁判官、検察官、予審官も、犯罪の痕跡を発見したときは、権限の範囲内で刑事手続を提起し（321条）、犯罪を解明し処罰するために法律に定めるあらゆる措置を講ずる義務があるとされる（15条）（前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」88頁。裁判官・検察官・予審官・捜査機関は、実体的真実の発見に責任を負う法秩序維持機関として、一括りに理解される伝統的な発想があるように思われる（前掲「現代ロシア法」159頁参照）。

<sup>82</sup> タジキスタンにおいても前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」97頁によれば、検事総長が作成したリストに基づき、軽微な刑事事件の第1審には検察官は参加しないとのことである。

<sup>83</sup> ロシア法においても、そもそも訴追人と被告人・弁護人とはあい対峙する「当事者」という概念によっては捉えられておらず、被告人・弁護人は被害者などとともに「訴訟関係者」という不明瞭な概念のもとに括られているという（前掲「現代ロシア法」159頁）。

訴訟法における職権主義の強さを想起するまでもなく、当事者主義化が常に正しいというものではない。しかしながら、国際標準を意識する中央アジアが、適正手続を十分に保障した刑事司法システムとして対外的にも胸を張れるシステムを構築しようとするのであれば、今後より一層の当事者主義化という方向に動くことは十分に予想されることである。大陸法システムを基本にしながら、戦後の現行刑事訴訟法制定において、アメリカ型の当事者主義を融合させることに成功した日本の経験が役立ち得る余地はあると思われる。

## 6 判決の内容（刑罰の種類）

証拠が十分の場合には、刑罰が言い渡される。証拠が不十分であれば、ウズベキスタンでは無罪とのことであるが<sup>84</sup>、タジキスタンでは無罪又は補充捜査の言渡しがあるとの説明を受けていた<sup>85</sup>。被告人の釈放は、無罪の場合と有罪だが刑罰が施設収容でない場合に行われる。ウズベキスタンでは有罪率は90パーセント程度のものであり<sup>86</sup>、タジキスタンでも、無罪率は裁判所によって違うが、5～10パーセントくらいで、ドゥシャンベ市裁判所では10パーセントくらいと思うとの話であった<sup>87</sup>。

タジキスタンについては、事前ヒアリング調査の結果によれば、言い渡される刑罰の種類は次のとおりである。なお、今回現地で調査したところ、アレストは廃止されたとのことであった。

- ① 罰金
- ② 高い地位や一定の活動に従事する資格の剥奪<sup>88</sup>
- ③ 地位等の剥奪
- ④ 矯正労働<sup>89</sup>
- ⑤ 軍役の制限<sup>90</sup>
- ⑥ 自由の制限<sup>91</sup>
- ⑦ arrest<sup>92</sup>
- ⑧ penal battalion での服役<sup>93</sup>

<sup>84</sup> 前掲「中央アジア諸国の裁判制度報告書」99頁。

<sup>85</sup> 事前ヒアリング調査及び第1回タジキスタン司法制度セミナーにおける報告。前掲法務資料「ロシア共和国刑事訴訟法典」における1960年同国刑事訴訟法典も有罪か無罪かしか書いていない。もっとも裁判に付するか否かの段階の差戻しもあるので（第5の2の(11)参照）、タジキスタンが異例なのかどうかは明らかでない。

<sup>86</sup> ICDNEWS 第10号44頁。

<sup>87</sup> ドゥシャンベ市裁判所 Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov 所長談。

<sup>88</sup> 医師が過失で事故を起こしたとき、一定期間医師としての活動が禁止されるなど。

<sup>89</sup> 最高2年の刑に適用され、働いたうちの一定割合の賃金を国庫に納めるということであり、詳細は後記のとおりである。

<sup>90</sup> 例えば、国境の警備等の重要な職務に就けないという内容。現在は使われていない。

<sup>91</sup> 例えば、ある州内にとどまるといった内容。現在は使われていない。

<sup>92</sup> 例えば、6か月間、刑務所とは別の被告人の居住地である各市・地区に存在する特別な収容施設に入るといった内容。自由と拘禁との中間的な処分である。1998年に導入されたが、年間1、2件程度しかなく、ほとんど使われないといっている。

- ⑨ 財産没収
- ⑩ 自由の剥奪<sup>94</sup>
- ⑪ 死刑<sup>95</sup>

現実には言い渡されることが多いのは、このうちで、自由剥奪、罰金、矯正労働であり、稀に死刑も言い渡される。一定の活動に従事する資格の剥奪も使われる。没収もよく言い渡される。

自由の剥奪については、必ず定期刑として言い渡される。実刑のほかに、執行猶予があり、これは、裁判官が、軽い罪（4～5年までの自由剥奪刑であることが要件）であって、女性、妊婦、病人等の事情がある者に対して言い渡すものである。再犯があったときに元の刑プラス3年の刑に服さなければならないもの、一定期間犯罪を行わなければ元の刑がなくなるものがあるという。統計はないが、犯罪全体の25%前後に自由剥奪刑が言い渡され、そのうちの約30%に猶予が付くというのが実情のようである。

ウズベキスタンでは、刑罰は次のとおりとのことである<sup>96</sup>。

- ① 罰金
- ② 特定の権利の剥奪
- ③ 矯正労働処分
- ④ 役務制限
- ⑤ 拘留（1～6か月、未成年者は1～3か月）
- ⑥ 懲戒単位送り
- ⑦ 懲役（6か月～25年）
- ⑧ 死刑

## 7 刑の執行

### (1) 矯正施設（コロニー）

タジキスタン、キルギス、ウズベキスタンの3国とも、自由剥奪刑が執行されるのがコロニー（колони́я）と呼ばれる矯正施設である。本調査団は、タジキスタンの成人男性用強化体制コロニー、キルギスの少年用教育コロニーと女性用一般体制コロニー、ウズベキスタンの少年用教育コロニーの4施設を訪問した。以下、当調査団による取材で得た情報を中心に、文献や他の機関での聞き取り調査

---

<sup>93</sup> 軍人に対する特殊な刑罰である。

<sup>94</sup> コロニーに収容させるものであり、詳細は後記のとおりである。

<sup>95</sup> テロ（政府高官の殺人）、複数人の殺人、12歳未満の者に対する強姦、爆破行為、大量の麻薬の取扱い等14種類の犯罪について規定されている。

<sup>96</sup> 法務省法務総合研究所国際協力部の研修員の発表による。

<sup>97</sup> ここで、特定の権利の剥奪は基本刑としてだけでなく、追加刑罰として科することもできる。さらに、軍人の位又は特別の位の剥奪などの刑罰は有罪を宣告されたものに追加して適用することができる。役務制限や懲戒単位送りなどの刑罰が適用されるのは軍人だけである。

の結果も合わせて個別の矯正施設の現状を分析し、最後に共通する問題点と今後の課題をまとめた。

## A タジキスタン

### 1) コロニー第7号

首都ドゥシャンベの郊外に位置する「強化体制コロニー」。当調査団の訪問には JICA ウズベキスタン事務所関係者 2 名のほか、司法省人事特別業務局 Olim Fakhrievich Khodjaev 局長、司法省矯正労働局 Garibsho Sofdarovich Aknazarbekov 副局長が同行した。主な面談者は所長の F.Sh.Makhmudov 氏<sup>98</sup>であったが、微妙な話題（例えば過剰収容問題）になると、所長が発言する前にタジキスタン側の同行者があたりさわりのない回答をして、結果として所長の発言が封じられるという場面があった。

この施設で写真撮影が許されたのは、管理棟部分のみであった。管理棟部分は、噴水、ベンチ、草花や葡萄棚、全て収容者の筆になるという壁画や立て看板が配置され、建物の屋根こそトタン葺きだが、全体として美しく小奇麗に保たれていた。収容者居住区とは格段の差がある。



タジキスタン コロニー第7号の管理棟

### 施設の説明（所長による）

当コロニーは、初犯で重大な犯罪を犯した成人男性を収容している。施設定員は 1500 名であり、実際の収容者数は定員を少し超過している。ここ 3～4 年間、施設内部での犯罪はなく、国内でも有数の、規律が行き届いた施設と言われる。建物自体は 1957 年に建てられ、当初は「仮判決または条件付判決」を受けた者が外部へ通勤するための寮であった。

<sup>98</sup> 自己紹介によると、当所職員歴 22 年。所長としては 2003 年 2 月から。

1962年から強化体制コロニーとなった。構内の様々な生産設備を活かして工作器具や機械部品、家具や農産物用の袋等々を大量に生産し、1975年からは12の国々に製品を送っていた。旧ソの崩壊後は、国に代わる受注先を確保できず、原料も入らなくなり、金属加工、木材加工など多くの生産部門が遊休施設になってしまい、憂えている。現在稼働しているのは、学校の黒板作り、スペア部品製造など。

収容者のうち、仕事に就いている者は28%<sup>99</sup>である。敷地内に、学校（中等教育機関）と職業技術学校があり、前者に200人、後者に100人程度が出席している。希望者を対象とし、学費は無料である。

## 生産区

広々とした構内には、複数の大規模な工場のほか、大温室、畑、養魚池、養鶏場、牛舎などがあり、いずれも収容者が働いていた。大温室ではトマト、なす、ピーマン、レモン、きゅうり、ねぎ等が栽培され、これらは収容者への給食材料でもあり、職員用でもあるとのこと。畑はジャガイモやイチゴ用。鶏は3千羽以上いるそうだ。

大規模工場は、プレス工場など丸ごと閉鎖されているものもあり、稼働している工場も設備のごく一部しか使っていない。一か所、がらんとした高い天井から緑色のプレートがつるされ、「スイスの援助で生産されている」旨。キルギスの少年コロニーでは複数入っていた海外からの援助は、ここではこの一か所だけだった。

ある工場の奥の方に、製品見本を集めたショールーム的なスペースがあり、往時の活況を伝えていた。ソファや戸棚などの家具、収容者用の制服や作業着、外注も受けるというマットレスや掛布団、ブロックやセメント、農機具、道路舗装用タイル、そしてさまざまな機械の部品。どれもかつてはここで大量生産されていた製品だという。

職業技術学校では、実際に授業を行っている教室を訪ねた。電気関係の授業らしい。講師は外部から来ているという。生徒は20名ほど。黒板は図面や文字でぎっしり埋まっている。

## 居住区

居住区は、収容者が集まっている所と、誰もいない所との落差が激しかった。

モスクは外見も一見してそれらしく、広い内部に10人から20人くらいの収容者がいた。イスラム信者はここで1日5回の礼拝が許可されているとのこと。近くにあった「売店」は開く時間が決まっているようで、訪問時は閉

---

<sup>99</sup> とは言ったものの、後刻、仕事をしている者は280名であるとの話もされ、どの程度信用できるかわからない。

まっていた。

寮棟に囲まれた一角にさしかかる。全収容者が 12 の班に分けられているそうで、見学した寮棟は 4 つの班が入っていた。大部屋形式に 2 段ベッドの並ぶ寝室と、テレビを見るためのコモンルームが班ごとに配置されていた。なお、寝室には誰もいない。起床時間が来ると、病気の人を除き、とにかく寝室からは出ていくことに決まっているからだという。

外に出て、「クラブ」と呼ばれる集会所風の建物では、入り口で職員が見張っている。映画やコンサートが行われる場所だというのが、調査団の訪問に備えて人を追い出したらしく、誰もいない。反対に、その向かいの建物「チャイハナ」（喫茶店兼食堂）は大勢の人であふれていた。売店で買った食材、外部からの差し入れをここで食べていいことになっているという。収容者本人たちが煮炊きをするのか、誰か他の人がするのかはわからないが、ここには食堂ならではの活気があった。

建物群の中庭にあたる、小学校のグラウンドほどの「運動用スペース」は、何をするでもなく身を寄せ合って立っている黒っぽい服装の収容者で埋め尽くされていた。体を動かすとお互いぶつかるので運動のしようがないのだろう。

次に「食堂」と正面の壁に大きく書かれた建物に案内された。内部には質素な数人がけのテーブルが並び、各テーブル上に小さなボウル型のアルミ製食器がピラミッド型にきちんと積み上げられている。しかし不思議なことに、この建物には人気も温かみもなく、煮炊きする匂いもせず、水一滴、パンくずの一かけらも見当たらない。それでいて、「ここでは 1500 人を 3 交代制として、1 日 3 食の給食を毎日出している。もちろん今朝も」との説明がなされた。

医療部門だと説明のあった建物は外から見ただけである。ここには軽い病気の者が入り、医者もいるとのこと。重い病気になると施設外の病院に移送するのだそうだ。

「 карантин (検疫所の意) 」という別棟があり、ここには新入の収容者を、最長 17 日間収容する。準備期間として、コロニー内の時間割を教えたりオリエンテーションを行い、その後、班に配属するという。

## 質疑応答

Q 新入の収容者は 1 日何人くらいいるのか。

A 毎日入所があるわけではない。週に 1~2 度、40~50 名が新規に入所する。

Q 出所前に社会復帰の準備を何かしているか。

A 出所の 3 か月前に帰る先の居住地区（ホキミヤット）に連絡する。旧ソ時代は、居住区に、釈放される人の仕事や住居を世話するインスペクター

がいたのだが・・・<sup>100</sup>。

- Q 出所は①居住コロニーへの移行②仮釈放③満期釈放の3種類に分かれているときいたが、その内訳は。
- A 軽い犯罪者では刑期の3分の1、重い者では3分の2を経過した者について、コロニー内の委員会（幹部会議）で①②を検討する。新しい法では①②とも本人からの申請に応じて検討することになっているので、申請がなければ検討しない。検討後は裁判所に送る。決定は裁判所が行う。そういった個別の検討なので、内訳は始終変わる。ただ、コロニーから出る収容者というくくりでは、1月に全体の8%が出ていっている。
- A （副局長）恩赦は2001年と2002年にあったが今年はない。恩赦があった年には、全収容者の38～40%が対象となった。そのときは、①②合わせて月50人ほど、③が40人ほどだったと思う。
- Q 収容者の数的推移は。過剰な時期があったか。
- A （副局長）基本的にはあまり変動はない。恩赦もあったので。
- Q 矯正局の内務省から司法省への移管にもなって職員は交代したか。
- A （副局長）90%以上は前と同じ。司法省で新たに知識や人道的理解ができていのかどうかについて職員の勤務評定をしたが、通らなかったのは全体の2%だった。
- A （局長）構成や人数はかわっていないが、司法省に移管したことで質的な変化はもたらされていると思う。司法省として改革のためのプログラムを作っているし、職員研修についても、スイスの援助を得て矯正職員に対する特別なセミナーを4回（1回の参加者は25人）行った。さらに、政府決定があり、司法省の能力向上機関（インスティテュート）を2004年春に開講する予定がある。
- Q 収容者に仕事がなく、コロニーで資金を得られないことが出所後の再犯率に影響していると思うか。
- A （副局長）受刑者への教育は、一般的なものと労働を通じて行うものの2つがあり、後者が機能していないのは事実だ。しかし私はそれが出所後の再犯率に影響しているとは思わない。
- Q コロニーを出る時に所持金のない者に対して、資金援助はあるか。
- A 矯正局が援助するのは、居住区までの交通費。その後は、居住区行政で担当してもらおう。就労援助や住居探しも居住区行政の管轄になっている。

## B キルギス

### 1) 少年用教育コロニー

全国で1施設しかない少年用教育コロニーは、首都ビシュケクから車で1時間ほどの、ヴォズネセンスキー村にある。当調査団の訪問には、日本大使

<sup>100</sup> 制度上は今もインスペクターはいる。しかしここでは過去形で話していた。

館の草の根無償資金援助を得た NGO 主催者である Toktaim Umetalieva 氏と複数の地元マスコミ関係者が同行した。主な面談者は所長の Ivan Fedrovich Khalupenko 氏。以下は面談者からの説明を主とし、調査団が直接観察した内容はカッコ書きにしてある。



キルギス 少年コロニーの寝室

### 施設の説明～居住区

当施設は男子未成年者のための教育コロニーである。居住区と生産区に大別され、居住区には寮棟、食堂、学校、運動場などがある。居住区の中で他と隔離された場所に、「シゾ」または「アイソレーター」と呼ばれる取調隔離室があり、1棟の建物が内部で少年用区画と女性用区画に分かれている。また、家族などと3日間までの長期面会が出来るように、そのための建物を建設中である。

寮棟は2つ。寝室は2段ベッドの大部屋。(大部屋の内壁は少年たちが好きで持ちこんだという飾りや写真などで埋め尽くされている。別に、娯楽室とされている部屋もあるが機材不足で用をなしていないらしく、がらんとしている。)少年たちは棟内で便宜的に2班に分けられ(年齢で分けているのではない)、食堂などの使用は時間交代制にしている。入浴は週に1度。

(食堂は、遠目に見ると明るい雰囲気だが、少年たちが使うテーブルや食器をよく見ると、古くて壊れているものが多い。)財政難で備品を新品と取りかえることができず、だましまし使い続けている。食費は一日一人当たり16ソム。医療費にいたっては、一月に一人当たり10セントしかない。

(厨房は暗く、300人以上の食事を支度するためには狭すぎるように見えた。衛生面も不安。ハエが多数。調理担当は女性のコック1名。)ガス調理器があるのに、ガスの供給を止められているので、電気製品(スチームで調理するという大きな釜のような器具)しか使えない。



キルギス 少年コロニーの厨房

衛生面で深刻なのが水まわり、特に上水道の供給である。40年ほど前に施設ができて以来、施設改善がなされておらず、ご覧の通り、一本の水道管に点々と小さな穴を開け、常時少量の水が流れ出しているだけだ。これが少年たちにとって唯一の水で、身支度や衣類の洗濯（シーツは除く）等、何もかもここでしなければならないことが結核感染の一因と思われるし、そもそもこの地域の上水道全体に問題があって、近隣住民も体を壊しているとの噂がある。



キルギス 少年コロニーの洗面・洗濯スペース

（当所に結核患者はどのくらいいるのか、との質問に対し）あまりいない。重症になると、この施設から出している。

(居住区の敷地内の一角に3階建ての学校がある。この段落はその校長先生であると紹介された女性の話。)この学校は義務教育を修了させるためのもので、11年生までの課程がある。この学校の修了証書は通常の学校のもので、施設で教育を受けたとわからないようにしてある。少年が当施設を出る際、基本的には出た先の学校に転入することになる。

学校の授業はロシア語、幾何、物理、科学、地理などの他、基本的な法律の知識、家族関係についての道徳なども扱う。授業は全てロシア語。外の学校ではロシア語でもキルギス語でも受けられる。選択肢が少ないことは当校の不備だと認識している。

### 被収容者と処遇の内容

被収容者は14歳から21歳までの男子309名。職員数は、秘密なので教えられない。少年が21歳までここで生活することは稀で、恩赦や仮釈放で早く出る者が大半。真面目にやっている少年は仮釈放にする。出所者の再犯率は15～18%で、仮釈放中の再犯によりこの施設に戻ってくる少年もいる。再犯の主な原因は、釈放先の少年の家庭環境が劣悪なことだと思う。

少年たちには、心理学的トレーニング<sup>101</sup>や、お金の使い方などを教えたり、家族との関係の調整もしている。家族関係調整は、始めて1年も経っていない新しいプログラムだが、スウェーデンの援助を受け、「労働社会保護省」のソーシャルワーカーが、少年たちが帰っていく家庭の調整をするもの。現在はパイロットプログラムとして実施しているが、将来は規模を拡げ長期的に実施したい。所長以下、複数の職員がスウェーデンに見学に行ったことが基盤となった。もうひとつ、EGLYというNPOのプログラムも入り、被害者との和解を促す活動を行っている。

(出所時期が近づいた少年に対するプログラムはあるか?との質問に対し)出所の3か月前になると「自由な生活に備えて」ということで養護教師、あるいは外から来るソーシャルワーカーやNPOの職員が心構えを話している。

(一群の少年たちが隊列を作り軍隊調の「行進」スタイルで歩いているのを見て、それを指摘したところ)ここでは、基礎的な軍事教練も行っている。秩序を保つ、例えば目上の人に対する尊敬、身の処し方を教えるために役立っていると思う。

(食堂と厨房の建物の外で、集まって立っている4人の少年を紹介された。どの少年も一見14～15歳くらいにしか見えないが)年齢は18歳2人と17

---

<sup>101</sup> 前述、日本側からの質問に対する回答集、Legal department Head、E.T.Belskovskaya 執筆分、pp16によると、少年用教育コロニーは一般教育、職業教育と並んで心理学的サービスを提供しているとのこと。この文献では、心理学的サービスには「社会心理的診断を行う委員会(cabinet)」が含まれているとのことであるが、この施設ではその機能を担う人・建物はなかった。

歳2人。この班は食事の配膳の手伝いをして働き、施設から賃金をもらう。今は作業のため待機しているところだ。配膳手伝いの他に、建物内部の清掃、敷地内の清掃といった仕事で賃金をもらっている少年もいる。仕事をするかどうかは基本的に本人の希望だが、施設の側もきちんとやりそうな者を選ぶ。



キルギス 少年コロニーの少年たちと

賃金は（後述のマカロニ工場やパン工場でも同じだが）全額、本人名義の口座に積みたてられ、出院の際に本人がまとまった資金を持てるようにする。少年の中には、期間は満了したが自己資金がなく、家族も迎えに来ないために交通費が出せず、やむを得ず施設にとどまっている者もいる。

### 施設の説明～生産区

生産区には職業技術学校のほか、複数の大きな工場がある。工場は、ソビエト時代、国家からの受注があってフル稼働だった。炭坑用のヘッドライトやプラスチック製の櫓を作り、櫓は遥かシベリアまで送っていたが、ソビエト崩壊後はごく一部しか使われていない。

ソビエト時代は「労働を通じて行うセラピー」という考え方が基礎にあり、被収容者はせつせと働き、賃金を得た。ところが、旧ソ崩壊とともに矯正施設内で仕事がなくなってしまったので、矯正施設から出所してたちまち金に困り、すぐに再犯に至る傾向が高まっている。旧ソ時代の再犯率は12%だったが、今や60%だ<sup>102</sup>。国からの助成は皆無なので、我々は独自に、ドイツ、イギリス等の先進国に、中古の生産設備（トイレットペーパーやプラスチック）を寄付してもらえないか、頼んでいるところだ。

<sup>102</sup> 上述の数値（15～18%）と矛盾するが、それぞれ別の職員の話。

## 日本の草の根無償資金協力によるマカロニ工場

生産区の一部に、スイスの援助による木材加工の設備がある<sup>103</sup>し、カナダの援助でパン製造工場もある。このたびは日本からの援助でマカロニ製造設備が入ったところである。少年たちにとっては手に職をつける職業訓練のチャンスであり、特にマカロニは、できあがった製品が少年たち自身の食事にもなり（これはパンも同じ）、他の矯正施設へ回したり、施設職員（低賃金<sup>104</sup>）への原価供給、更に施設周辺の一般住民へ販売して現金収入を得るなど、様々な側面で助けになる見込みで、今後が期待されている。

現在一連のマカロニ製造設備が入っている平屋の建物は、もともとは荒れ果てたトイレで、屋根も床もない状態だった。床や壁を補修し、外の通路にコンクリートをうつところから、2名の職員と6名の少年からなる「チーム」が一緒に働き、機材を入れ、運転し、3種類の試作品ができた段階まで到達した。粉引きから始まる製造技術は、製造機のメーカーから技術者が1年間派遣され、「チーム」と他何名かに伝達されている。今後は近くの職業技術学校から講師を呼び、建物の中の「教室」で、効率的に技術を教えるという構想もある。来月（2003年11月）、このプロジェクトの開始を祝う式典が行われる。

## 所感

日本を含め、国際援助が複数入っているが、単発的・限定的なもので、施設全体としては旧ソ時代に比べ寂れている印象。制度上は「一般教育コロニー」と「強化教育コロニー」の合同施設だが、各カテゴリーに相当する少年を区分けしている様子はなく、また入所の際の分類も行われていないようだ。健康面では、施設内での結核の蔓延が複数のNPOによって指摘されており、深刻な問題だと思われる。

しかしながら、キルギスの国全体としての開放性と、国で唯一の少年矯正施設であるとの自覚を反映してか、困難な状況を隠蔽するのではなく、むしろ外に向かって訴え、積極的に援助を募るという方針を採用しているようだ。ここは今回訪問した3か国の矯正施設のうち、構内のほとんど全てで写真撮影を許可してくれた、唯一の施設である（撮影しなかったのは、前述の「シゾ」）。少年たちも、外国人である我々に身構えたり物怖じしたりせず、多様な外来者と話したり写真を撮ったりすることに慣れている様子だった。

## 付録：帰りの車中での Umetalieva 氏の話

私はキルギスで唯一の子供向けメディア「子供新聞」を長年主宰してきた

---

<sup>103</sup> 椅子や窓枠を作っているが、原料不足で、注文もあまり入らないため、細々と機械を動かしている程度である。

<sup>104</sup> Umetalieva 氏によると、月 15～20 ドル程度。

関係で、自然に子供を巡る問題や社会問題に関わるようになった。現在は NGO 連合会の議長職のほか、貧困克服に関するナショナルカウンシルのメンバーで、内務省関係のソーシャルアドバイザーも務め、貧困地域に小型水力発電機を設置する活動や各種教育プログラムにも関わっている。

この少年コロニーも、課題が山積しているが、幹部は健闘していると思う。成人用コロニーは、これよりずっとひどい。国全体としては、矯正施設の管轄を内務省から司法省に移し、国際基準に合わせようと努力しているところだ。将来、施設運営の透明性が高められれば、コロニーの生産部門に民間のビジネスを呼びこむこともできるのではないか。それで施設にも収容者にも金が入れば、再犯減少に役立つと思う。

少年に限らず、矯正施設から釈放された者の社会復帰支援制度がないため、釈放者は再犯に追いこまれやすい。恩赦の決定があると、結核患者や一文無しを含む 2~3 千人が一度に出所するが、社会復帰できずに再犯し、施設に舞い戻る者が少なくない。NGO が運営するリハビリセンターがあり、就労援助などの活動をしているが、小規模で、現状では焼け石に水である。そこで今、新しく 3 つのリハビリセンター（女性用、少年用、そして結核患者用）を企画しており、ドナーを探している。

## 2) 女性用コロニー

女性用コロニーはビシュケクから車で 20 分程度のマラボードナヤ村にある。キルギスの NPO である Young Lawyers Association (以下 YLA) の Violetta Yan 氏が同行した。主な面談相手は所長 Nikolaj Ivanovich Ivanov 氏。

この施設も居住区と生産区に分かれている。居住区のほとんどで写真撮影を禁じられた。

女性施設ならではの設備が、乳幼児施設の「ナーザリー」である。母親の受刑中に生まれた（出産は外で行うとのこと）乳幼児もいるという。こぎれいで、ある程度はおもちゃなどもある部屋で、母子一緒に時間を過ごしている。ただし母親は、夜は他の受刑者と同じ寝室に戻らなければならない。同じ建物に「サニタリー区画」と呼ばれる、医務室も入っており、3 人の衛生士が働いている。

150 人用の大部屋に 2 段ベッドが詰めこまれた寝室では、男子施設と違って、昼間からベッドの上で所在無くボーッとしている者が多い。「老人と病人班」の寝室は、2 段ベッドの上り下りができない者が多いために、一部は普通のシングルベッドになっており、大部屋だが 90 人で使っているそう。ここでもベッドに寝ている老女が多い。敷地内に「一日の日課表」が立て看板形式で掲示してあるが、そのような分刻みのスケジュールが実践されているようには見えなかった。

YLA は、JICA キルギス駐在員事務所に、草の根技術協力による「女性刑

務所の実態改善」の実施を相談しており（まだ通ってはいない）、特に施設内での結核の蔓延を指摘している。矯正施設内での結核流行については、ウズベキスタンでも耳にしたが、この生活状況では想像に難くない。ただ、実際にインタビューで質問すると、「現在の患者は8名、別棟で隔離している」との回答で、施設管理者が問題を極小化しようとしているように思えた。

寮の中で唯一、活気が感じられたのは、差し入れられた食品を自由に煮炊きできるという台所兼食堂のような小さなスペースで、飲食物のにおいが交じり合い、人が集まっている。敷地内に売店があり、差し入れをもらえない人も食品を買えるとの説明だったが、当日はあいにく売店が閉まっていたので実態はわからない。

厨房にいた数名の調理人は全て受刑者だとのこと。厨房は、少年矯正施設よりは衛生的に見えた。今日の昼食はマカロニとボルシチだそうで、調理人の一人が自発的に大きな釜のふたを開けて湯気の立つ中身をレードルでかきまわし、「ボルシチには、ちゃんと肉も入っている」とアピールしていた。しかし、一見して700人分の分量があるようには見えなかった。

生産区には、施設内の需要をまかなうための乳牛や鶏の飼育スペース、編物工場、生薬の原料となる植物の加工、箒づくり、布の裁断工場などがあつた。最も大規模だったのは縫製工場で、機械を使って、煙草袋を縫う作業をしていた。しかし他は小屋か納屋のような建物で細々と手仕事をやっているという印象。少年コロニーで指摘のあつた、「旧ソ時代は国家からの受注で生産設備が回っていたが、旧ソ崩壊後は仕事がなく設備が遊んでいる」という点はここでも同じだそうで、仕事についているのは全員の25%にすぎないとのこと（印象では更に低率と見た）。ここで労働を行うかどうかは本人の選択だと説明を受けたが、労働志願者が大勢になると対処できないのではないか。



キルギス 女性コロニーの編み物工場

## 所長による施設の概要説明

当施設はキルギス唯一の女性用矯正施設である。1962年にできた。被収容者数は約700名。5年前、10年前と比べても大きな増減はなく、常時650～700名である。受刑者は5つの班に分かれ、居住区内で、班ごとの建物で生活している。建物は寝室、テレビ室（ロシア語もキルギス語もあるとのことだったが室内は閑散としている）、図書室などがある。トイレは小用のための設備しかない。これは、下水整備のための財源がなく、大用のトイレが使用不可能になってしまったからである。大用のトイレは建物の外にある（見せてはもらえなかった）。

成人女性だけでなく、少数ではあるが女子少年も一緒に収容している。現在第一の課題は少女用の別棟を作ることだが、財源がない。国際的な援助が得られるといいのだが。第二の課題は、下水の整備である。

## 質疑応答

Q 被収容者の事件は何が多いか？

A 1位窃盗、2位殺人、3位が薬物関連（乱用も販売もいる）。私の考えでは、実際に犯した事件に比して、自由剥奪刑の期間が長すぎる。制度上は、出所の事由は①居住型コロニーへの移行、②仮釈放、③満期釈放となるが、実際には恩赦があるので、基本的に全員が仮釈放になる。以前は死刑が緩和されて自由剥奪刑になった者に恩赦は適用しないことになっていたが、今は可能になった。

Q 入所直後と、中間期と、出所前では処遇の内容が異なるか。

A 新入所者は10日間「検疫」に入れ、その間、ここでの生活に適應できるよう説明したり教えたりする。結核が見つかりと隔離する。その後は、釈放の時期がどうあれ、扱いは一緒である。

Q 薬物乱用で入所する者の中で、依存症の者はいるか。その場合、どう対応するか。

A どういうわけか施設の外から薬物や器具が投げ込まれ、薬物依存症の受刑者がこっそり薬物を注射していたことがある。薬物中毒の治療をするかしないかは裁判所が決定することで、するとなればサニタリー区画で治療を受ける（という回答ではあったが、小規模なサニタリー区画で本当にできるのか、疑問である）。

Q 男性である所長から見て、収容者が女性だということで、処遇に工夫や苦勞はあるか。

A 私には、収容者であっても女性は女性ですから（と笑う）。

## 所感

寝室の大部屋を見た際、この中に少年もいると説明されたが、誰がそうな

のかは職員にもわからないようであった。少年用別棟の話以前に、区画分けもされていない。成人と施設自体が分離されている男子に比べ、少数とはいえ、女子少年が被る不利益は明らかである。

訪問時の時間的制約もあって質問できなかったが、収容者の本件罪種のうち、2番目に多いのが「殺人」<sup>105</sup>とは、いかなる背景か。社会復帰援助においても重要な点であるが、把握は今後の課題である。

## C ウズベキスタン

### 1) ザンギアータ教育コロニー

タシケント市内（郊外）ザンギアータ地区にある。風評では、国際機関を始め外部に対するショウ・ウインドウ的な施設だとのこと。最高検察庁刑事執行総局（オペレイティブ・レジーム）の Khasan Agzamov 副局長が当調査団に同行した。主な面談相手は所長 Ikrom Zhuraev 氏。ヘルシンキで15日間の人権セミナーを受けて戻ったばかりだという。

当コロニーは、調査団が訪問した4施設中、最も手入れが行き届き、美しく保たれていた。訪問中、日本からの資金援助を直接求められなかったのも、ここだけである。内部は居住区と生産区に分かれていたが、写真撮影は全面禁止であった。

### 所長による施設概況説明

当施設は男子少年用教育コロニーであり、収容定員は300名を超えるが、現在の収容者数は100名程度である。収容者が減った理由は2つあり、一つは刑罰のリベラリゼーションである。つまり、最近の法律改正によって、軽微な事件であれば少年をコロニーに送ることがなくなったため、送致されてくる人数が減った。もう一点は大統領令による恩赦で、多くの少年を早期に釈放したことだ。

収容少年の年齢は16歳から21歳までで、8割は窃盗事件を起こした者である。強盗や殺人を起こした者もいるが少数である。麻薬関連は、自己使用と保管で3名である。少年たちは学年に応じて4つの班に分けられている。コロニー内には、11年生までの中等教育機関である学校（シコーラ）と、職業技術学校（ペーテーウー）がある。職業技術学校では電気溶接や職業としての運転などを6か月で教えている。1992年から10年間で500人の少年が卒業した。

当コロニーでは少年の教育を重んじており、少年が教育過程の途上で釈放された場合、残り期間が短いケースでは、外部からコロニー内の学校に続けて登校させ、卒業させることができる。残り期間が長い者は居住先の学校に

---

<sup>105</sup> 日本では、女子新規受刑者の罪名は、構成比の高い順に①覚せい剤取締法違反(41.8%)、②窃盗(22.2%)、③詐欺(8.4%)、④殺人(4.3%)である(平成15年版犯罪白書、pp129)。

転校させる。反対に、コロニー内で学業を終えたが収容期間が残っている者には、17歳までは職業技術学校に通わせ、それ以上の年齢だと生産区で働くようにさせている。半日を職業技術学校、もう半日を生産区という組み合わせも可能である。

生産区ではパン、マカロニ、手袋、シャツ、木材加工品、金属部品、椅子などを作っている。(キルギスの少年コロニーは仕事不足で困っていたが、ここではどうかと問うと) 当コロニーでは、刑事執行総局から仕事が入ってくるので、その問題はない。

国際援助を受けているのは、学校のコンピュータ関係(後述)とスイス大使館からの衣類供与。国内 NGO も入っている。

### カランティンと分類

新入少年が18日間収容されるという「カランティン(検疫)」を見せて欲しい、と調査団が要望したところ、「最近半年間、新入者が途絶えているので建物だけだが」と案内してくれた。

カランティン内部には、新入少年が集団で寝起きする2段ベッドの入っている寝室、面接室、教室、「懲罰部屋」(後述)、そして分類職員のための個室があった。分類職員はメソジストと呼ばれる教育学専攻者(ペダゴグともいう)、心理学者(サイコロジスト)、養護教員の3者であり、それぞれの個室が隣り合って配置されていた。3者は入所時に一人一人の少年について調査し、合議を行い、個別処遇プランを立てるとのことであった。3者は他の職員大多数と同じく内務省が運営する矯正職員養成校の卒業者で、勤務時は制服を着ているという。訪問当日は出勤していなかったため直接の話は聞けなかった。

医療は、精神科医を含む5人の医師によって供給されているとの説明であったが、医務室のような設備は見かけなかった。タシケント市中心部に内務省が運営する病院があり、入所少年のHIV検査などはそこで分析されるとのことだったので、医師が施設内に常駐しているわけではなさそうだ。

「懲罰部屋」はアイソレーター(隔離室の意)とも呼ばれていたが、全室が2名用の部屋であった。成人コロニーだと独居房があるが、少年施設にはないとのこと。内部は暗く、寝台とトイレ等最低限の設備である。建物の奥まった場所で、7~8室が薄暗い廊下ぞいに並んでいた。最近1年半は誰も入っていないと説明があった。

### コロニー内の学校

校長のアリーモバ氏を紹介され、同氏が校内を案内してくれた。数学、地理、物理、歴史といった教科ごとに教室があり、文字通り学校らしい学校であった。ウズベク語でもロシア語でも教育を受けられる。案内された教室の

一つはコンピュータ室であり、5人の少年に情報学専門家の教師がつき、少年は一人一台のコンピュータを操作していた。ここの機材は、コンラート・アデナウアー基金というドイツからの資金援助を受けているという。全学年の教科教育カリキュラムがコンピュータ授業を含んでおり、その他に課外クラブ活動としてもコンピュータを利用しているとのこと。

## 質疑応答

Q 仮釈放でコロニーを出る少年の率はどのくらいか。

A 100%である。

Q 早期釈放になる者のうち、社会内でコントロールを受ける者の割合を知りたいのだが。

A (直接の回答はなく) 恩赦による早期釈放でも、本人の行状が良いのでコロニーから裁判所に申請した結果の早期釈放でも、全件を地方行政(ホキミヤット)、管区の警察、マハリヤ委員会に連絡している。

Q 早期釈放になった者が管区警察に出頭する義務は課さないのか。

A 課している。どんな種類の早期釈放でも、出頭の義務はある。

## 所感

当コロニーが風評どおりのショウ・ウインドウであっても、収容されている少年の生活の質がキルギスの少年コロニーより良いことは間違いない。しかし、当コロニーの状況が他のコロニーと大きく異なることは、想像に難くない。国際機関 Institute of War and Peace Reporting は、ウズベキスタン北西部の Jaslyk 村にある特別厳重体制コロニーにて収容者(宗教犯)2名が職員暴行によって死亡したとされる事件を扱った報告の中で、地元住民が「誰も戻ってこない」と評するコロニー内部で収容者と直接接触し、食糧不足や結核蔓延等の問題を聴取している<sup>106</sup>。また、ワルシャワ大学教授の Andrzej Rzeplinski は”The rule of law as a priority in criminal justice reform: building on experiences in technical cooperation between Europe and Central Asia”<sup>107</sup>と題する論文でウズベキスタンの矯正施設内の状況を取り上げ、矯正施設内からこっそり持ち出された複数の手紙や施設収容者の近親者の証言によれば、食料、医療、暖房等、基本的な生活条件の不足不備とともに拷問が蔓延していると述べている。

## D 共通する問題点と課題

コロニーに関する3国共通の問題は、いずれも深刻な財源難を背景とするが、

<sup>106</sup> Galima Bukharbaeva, “Uzbek Prison Brutality” (2003)

<sup>107</sup> UNODC, “The Application of the United Nations Standards and Norms in Crime Prevention and Criminal Justice, Expert Group Meeting” (2003), pp121-125

第一に、施設による若干の差はあるが、施設ハードウェアの不備と、それに起因する非衛生的な生活環境・健康被害（結核の蔓延など）があげられよう。給食が不十分であることも特記される。

第二に、収容者の仕事不足である。旧ソ時代の国家による計画経済が崩壊し、従前は国からコロニーに割り当てられていた仕事が途絶え、一方で民間からの受注が伸び悩んでいることが理由である。この問題は、収容者が社会復帰用の資金を得られず、釈放後の更生が困難になるという側面と、収容者の生活が無為・無目的になりやすく、施設内の秩序維持に支障をきたすという側面を持つ。

第三は、過剰収容問題である。キルギスでは関係者が問題の存在を認めている<sup>108</sup>が、タジキスタンでは「内戦直後の一時期には問題だったが、現在は解消された」<sup>109</sup>との見解であり、ウズベキスタンでは「一般人口あたりの拘禁者数は米国・ロシアより少ない」<sup>110</sup>との回答で、コメントを回避していた。しかし、タジキスタンの成人男性コロニーを見学した際の印象では、当調査団が日本の感覚に慣れているせいもあろうが、やはり適正な収容状況には見えなかった。

なお、この問題は、刑執行施設であるコロニーより、未決段階での身柄拘束施設である「取調隔離室」で更に深刻だとのコメント<sup>111</sup>もあったが、内部を見ることができなかつたので詳細は不明である。今後も、国際機関等、複数の情報源を活用し、できるだけ正確な実態を把握する努力が必要である。

第四に、分類制度が不備<sup>112</sup>なため、個別化した処遇が実現していないことがあげられる。もっとも、この問題は矯正施設だけに限定されるべきでない面もある。

第五に、職員の意識改革を目的とした研修の問題がある。例えばタジキスタンでは、矯正局の内務省から司法省への移管はなされたが、職員の大多数は内務省時代と同じである。海外ドナーによる、矯正職員を対象とした研修を受ける機会が少しずつ増えてはいるが、研修自体が単発的であり、また受講できる職員数も極めて限られる。多くの職員を対象に組織内部で研修を行う体制が整わなければ、実務改善は難しい。

第六に、第4の5でも触れたが、3国ともに男子少年は成人と分離独立した施設に収容されているが、女子少年は成人女性施設に混禁されており、その不利益は明らかである。女子少年についても成人との分離が果たされる必要がある。

## (2) 社会内処遇

犯罪者・非行少年に対して、身柄を拘束することなく刑罰を執行する選択肢として、罰金・矯正労働などがあることは前述した。自由剥奪刑の執行についても、

<sup>108</sup> キルギス司法省。「特に成人男性施設。ここ5～6年は横ばい」とのこと。

<sup>109</sup> タジキスタン最高検察庁。

<sup>110</sup> ウズベキスタン内務省。

<sup>111</sup> キルギス最高検察庁。

<sup>112</sup> キルギス司法省次官 Tashtemir Sydygalievich Aitbaev 氏によれば、同国の矯正施設では「分類は行われていない」。

リベラリゼーションの流れに沿って、なるべく身柄拘束を回避するため、3国共通で、仮釈放、執行猶予、恩赦が積極的に活用されてきているのが最近の動向だという。

しかしながら、歴史的に3国の現行制度の基盤となった旧ソ連邦の仮釈放制度を文献で振り返ると、「ソビエト執行委員会が責任を負い・・・矯正施設をはじめ関係国家機関および社会団体、勤労者集団が共同してこれに協力するという態勢が組み立てられている」<sup>113</sup>と、いわば地域資源のネットワークによる処遇態勢が構築されていた反面、「はたしてそれが現実にどの程度有効に機能しているのか」、また「保護よりも監視に重点がおかれる傾向」<sup>114</sup>が疑問視されていたことがわかる。つまり、旧ソ時代における仮釈放制度は、犯罪者本人の更生援助に主眼を置いたものではなかったと考えられる。

このような共通の背景を持つ3か国は、それぞれどのように、犯罪者に対する社会内処遇に取り組んでいるのか。「仮釈放」は犯罪者本人の更生に役立つように変わってきたのかどうか。この分野は制度面に関する資料が少なく、しかも運用実態が制度と異なる部分も少なくないようであるが、本調査団が収集した情報の範囲で言えることは、以下のとおりである。

#### A タジキスタン

タジキスタン最高検察庁で、次のような話があった。

「矯正施設から釈放後の犯罪者を支援するのは、本人が釈放後に居住する先である地方行政（ホキミヤット）である。矯正施設の長は、釈放の6か月前に当該ホキミヤットに通知の手紙を出すことになっている。ホキミヤットは、この通知を受け、本人に対する就労の世話などを行う。同時に、少年の場合は少年事件インスペクター、成人の場合は管区インスペクターが本人の行状をチェックし、記録を取っている。」

また、前述のとおり、タジキスタンの成人男性用コロニー（第7号）の所長は「旧ソ時代は、居住区に、釈放される人の仕事や住居を世話するインスペクターがいたのだが・・・」と語っていた。これらの話を総合すると、かつてはインスペクターが監視と同時に釈放者に対するケースワーク的援助もしていたが、現在は監視機能だけが残り、援助からは手を引いたということになる。

更に、調査団からの「仮釈放者には、期間中、内務省の管区インスペクターとの定期面接が義務付けられるか」という問いに対し、タジキスタン最高検察庁から、「コロニーで行状が悪く、満期釈放になった者で、コロニーの長が今後不安だと判断する事案には、“特別決定”を行い、この者には定期面接を義務付ける。しかし、仮釈放になる者はコロニーで行状が良かったのだから、面接を義務付け

<sup>113</sup> 藤田勇・畑中和夫・中山研一・直川誠蔵「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983）、pp184からの引用。

<sup>114</sup> 同上「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983）、pp184からの引用。

ない。ただし、インスペクターは本人の周囲の人々から情報を得て本人の行状を把握することになっている。また、従来は、仮釈放中の行状不良を事由に仮釈放取消がありえたが、現在は新たな再犯事件をおこさなければ取消になることはない。」との回答があった。

この回答の前半（満期釈放者と仮釈放者に対する扱いの違い）は、旧ソ時代の制度の踏襲である<sup>115</sup>が、仮釈放者の場合には「本人が預かり知らぬところで身辺の行状調査が行われる」こと、満期釈放者の場合にも「満期を過ぎたにもかかわらず、いつ終わるのかわからないまま、定期面接が義務付けられる」ことが正当化できるのかどうか、人権擁護の観点から疑問が持たれる。また、後半（再犯によらない仮釈放取消の廃止）は「コロニーで行状の良かった者を尊重し、仮釈放後に本人にかかる負担を減らした」ということで、リベラリゼーションに沿う趣旨であろうが、「行状不良の段階で仮釈放を取消しておけば、新たな再犯にまで至らなかったのに」という事案が出るリスクもある。

## B キルギス

キルギス最高検察庁では、仮釈放者に対し、内務省の管区インスペクターが行う活動を、「教育的意味も込めて予防的措置を取る」と表現していた。予防的措置とは、本人に義務付けられている定期的面接、そして家族や近所の人たちとの面接を通じて本人の生活や就労状況を把握して記録を取ることであった。これらは、「担当地域の治安を守る」というインスペクター本来の仕事の一部として位置付けられているとのことだった。旧ソやタジキスタンのように、満期釈放者に対しても期間制約がはっきりしない「定期面接の義務付け」を行うという話は出なかった<sup>116</sup>。

少年に付いては、執行猶予中・仮釈放中の者の処遇を、前述の少年事件委員会と内務省の少年事件インスペクターが共同で担当するとされる。しかしその実態について、キルギス最高裁判所の第一副長官 Zehnish Dosmatovich Dosmatov 判事から「少年事件委員会は市民的・人道的立場で、インスペクターは計画的で厳しい立場で、連携して少年の社会復帰に必要な再教育を行うのが目標だが、実務ではきめこまかい指導監督が行き届いているとは言えない。地域社会から少年のことで苦情が出たらインスペクターが裁判所に持ちこんで処分を決めてもらうという程度だ」とのコメントがあり、必ずしもきちんと機能しているとは言えないようであった。少年・成人を問わず、矯正施設から釈放された者については、実質上、援助らしい援助はほとんど行なわれていないようだ<sup>117</sup>。

<sup>115</sup> 同上「ソビエト法概論」有斐閣双書（1983）、pp184を参照。

<sup>116</sup> 確認は取れていない。

<sup>117</sup> 前述、キルギスの少年コロニーに同行した Umetalieva 氏の談話による。コロニー内部でも「居住地までの交通費がないため、満期後も施設にとどまっている者がいる」との説明があった。

## C ウズベキスタン

ウズベキスタン内務省で、次のような説明を受けた。

仮釈放<sup>118</sup>・執行猶予<sup>119</sup>中の者の行状を監視しているのは、内務省のインスペクターである。地域のマハリヤ委員会と連絡を取りながら活動する。矯正施設からの釈放者については、マハリヤが、釈放決定の際から影響力を持つ。例えば、去年（2002年）出た恩赦に関する大統領令の中に「宗教的過激派活動にかかわった者の刑事責任からの解放」という項目があり、そのための条件は「本人の所属するマハリヤから釈放申請が出て、釈放後もマハリヤが監督する」<sup>120</sup>である。

次に、ウズベキスタン最高裁判所で、2003年9月26日の大統領恩赦令について説明があり、これは矯正施設から居住型コロニーへの移行を決めたもので、軽い刑への切り替えという形で恩赦を行った例とのことだった。なお、調査団から、自由剥奪刑受刑者が仮釈放になる率をたずねたところ、成人・少年込みで25～30%くらいだとの回答を得た。この数字は「割り当て」ではなく個別審査ベースなので、高くも低くもなりうる、との補足付きであった。成人と少年を分ける統計は取っていないそうである。

マハリヤでの矯正施設釈放者処遇の実態については後述<sup>121</sup>するが、本人がマハリヤ委員会による「再教育のための集会」を受ける期間が不定とされていることは特記されよう。調査団にとっては厳然とした区別のある「仮釈放」と「満期釈放」であるが、どうやらマハリヤ委員会の側では、「矯正施設釈放者」という一つの共通のカテゴリーしかないようだ。もっとも、旧ソやタジキスタンと似た形で、①仮釈放者にも満期釈放者にもいつまで続くのかはっきりしない形でマハリヤが介入を続け、②仮釈放者の取消事由は再犯だけ、という制度になっているのであれば、両者を区別すること自体、あまり意味がないのかもしれない。

## D 共通する問題点と課題

自由刑剥奪からの回避を達成するための現実的な方策が、執行猶予及び矯正施設からの早期釈放であり、後者は恩赦の頻用もあって積極的に実施されるようになった。しかし、以上で見てきたように、これらの社会内処遇が本人の更生に役立ち、かつリベラリゼーション本来の目的である人道化民主化に貢献する内容になったかという点は、疑問である。従来の自由剥奪刑の害に比べればまだしもという程度かもしれない。

タジキスタンとウズベキスタンでは、仮釈放と満期釈放の区別がはっきりせず、

---

<sup>118</sup> 成人は刑法73条、少年は刑法89条に規定あり（日本側からの質問票に対する回答による）。

<sup>119</sup> 刑法72条。執行猶予中は、インスペクターとの定期面接を義務付けられる。再犯があったらインスペクターから裁判所に報告があり、裁判所の判断で取りされることがある。

<sup>120</sup> Human Right Watch、"Uzbekistan /From House to House: Abuse by Mahalla Committees" (2003) pp16に、この大統領令がいかにしてマハリヤによる人権抑圧をもたらしたか、について記述がある。

<sup>121</sup> 第7の1の(3)参照。

釈放者本人としては、刑の満期を迎えた後も監視や介入を受け続けることになる。また、内務省インスペクター（両国共通）、ホキミヤット（タジキスタン）、マハリヤ（ウズベキスタン）といった地域機関による処遇の内容面も問題がある。タジキスタンでは、かつてはコントロールの要素と一式になって主にインスペクターが供給していた、ケースワーク的な更生援助の要素（だけ）が失われてしまったようである。ウズベキスタンでは、マハリヤによる介入が本人や家族への援助も含むものの、「強すぎる」マハリヤが往々にして人権抑圧という副作用を起こしていることは否定できない。

キルギスでは、「仮釈放者はインスペクターと定期面接を行う」ということで、満期を迎えた者に対しても当局が介入を続けるという仕組みはないようだが、反面、矯正施設から一步出ると、少年成人を問わず、社会内でほとんど誰からも援助を受けられないことが問題である。

必要な援助を受けられない犯罪者は、再犯リスクが高くなる。3国とも、指導監督とともに社会復帰援助の両面をバランス良く併せ持つ在宅ケースワークとして、今後の社会内処遇を構築していく必要があるだろう。

なお、矯正施設から出所した者に対する社会復帰援助を効果的に行うには、矯正施設に本人が収容されている時点から、本人に対しても出所先の居住環境に対しても、将来の社会復帰を見越した働きかけが始められ、出所後にも引き継がれることが望ましい。これを「スルーケア（一貫処遇）」というが、特に少年に対して手厚い社会復帰援助を目指すとすれば、少年矯正施設、そしてその後の社会内処遇の受け皿となる少年事件委員会、ホキミヤット、マハリヤ、少年事件インスペクターなどの機関にこの考え方を浸透させる必要があるだろう。

## 第6 少年非行

今後、中央アジアの国々における少年非行対策を考える際、重要であると考えられる事項を以下にまとめた。

### 1 少年非行の背景と未然予防対策

第2の5で述べたように、国際 NGO 機関 International Crisis Group は報告書 *Youth in Central Asia: Losing the New Generation* において、中央アジアの青少年に関する憂うべき状況を記述している。非行犯罪の問題に関連する部分をまとめると以下のとおりである。

旧ソ時代に成人した親世代と比較すると、親世代が社会主義体制のもとで医療サービスとともに無料で享受してきた教育制度の崩壊<sup>122</sup>が、少年たちに大きな影響を与えている。政府の教育費歳出は、かつての GDP 比 5~6% から、2~3% 台に落ち<sup>123</sup>、就学率（特に女子）は下落を続けている<sup>124</sup>。親世代までは、受けた教育水準に応じた雇用を政府が保証したが、現在は失業率が高く、汚職が横行し、教育を受けた者でも仕事に就くのが難しい。政治参加の面でも、若年層はかやの外に置かれている。このような生活水準の低下と、中央アジアに共通する近年の出生率増加があいまって、不満を抱えた巨大な青少年層は社会の本流への適応ではなく、過激な政治活動、宗教、国外への移民、そして犯罪といった選択肢に方向付けられている。

少年の犯罪はアルコール・薬物問題と切り離せない。旧ソから引き継いだいわゆるウオッカ文化による酒癖が、往々にして青少年の暴力沙汰の前哨戦となり、ヘロインを主とする麻薬乱用も若者の間で急激に増えている<sup>125</sup>。社会も親もこの問題を直視しようとせず、かえって少年（特に女子）を意図的に無知無学のまま留め置こうとする<sup>126</sup>ため、被害が大きくなっている。

貧しい社会の中で金回りのいいギャングが成功者と見なされて青少年の役割モデルになる一方、少年非行への対処策はいまだに厳罰一辺倒から抜けきれていない。特に、少年は弱者であることから、時には拷問を用いる警官の手で、過去の未解決な刑事事件を背負わされて刑罰を執行されるという、旧ソ時代の悪弊の犠牲になることも少なくないという。

中央アジアの若者の 70%以上が、「どんな国でもいいから、出ていきたい」と考

---

<sup>122</sup> もっとも極端な例であるトルクメニスタンでは、教育そのものが現体制維持のための独裁者礼賛に変質してしまっている。ウズベキスタンでも教育はイデオロギーに支配され批判的思考は奨励されない（同報告 *Executive Summary and Recommendations* から）。

<sup>123</sup> 現在、カザフスタンで 3%、キルギスで 3.7%、タジキスタンで 2%（同報告 pp2）。

<sup>124</sup> 特に変化の激しかったタジキスタンの一部では、就学率がほぼ 100% から 50% 以下に落ちた（同報告 *Executive Summary and Recommendations* から）。

<sup>125</sup> 中央アジアで 50 万人と推定される静脈注射による麻薬乱用者の 70~80% が HIV 陽性であり、最も深刻なカザフスタンでは HIV 陽性者の半数が 20 代（同報告 pp26）。

<sup>126</sup> 増加している売春・人のトラフィッキングの問題にも通じる（同報告 pp28~29）。

えているという<sup>127</sup>。国外への移民も、不法移民が少なくないこともあって、労働災害の犠牲者となる可能性が大きいばかりか、人のトラフィッキング・麻薬の運び屋・売春などにも利用されやすい。

International Crisis Group は、同報告書のまとめとして、全 17 項目の提言を政府と国際ドナーに対して行っており、その多くは教育問題に関連している。直接、刑事政策に関連するのは、第 6 項目としてあげられている、教員による汚職に対する取り組みの必要性である。

International Crisis Group が社会情勢の大きな流れを踏まえて少年非行の背景を活写している一方、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) は中央アジア各国の少年司法実施者に対する現地セミナーを繰り返し行う中で、タジキスタンに対し次のような提言を行っている<sup>128</sup>。

- ◆ 関係する刑事法令を見なおし、児童の性的虐待及び性的搾取については加害者全員を、現地の者であろうと外国人であろうと、処罰の対象とすること。
- ◆ 上記について、被害を受けた児童が処罰の対象にならないことを保障すること。
- ◆ 体罰と性的虐待を含む、児童に対する全ての肉体的・精神的暴力が、家庭、学校、養育施設において禁止されることを保障すること。

ここに明記はされていないものの、児童虐待について、改善されるべき状況があった（特に、性的虐待については被害児童の側が悪者にされるような制度だった）ことが推測される。児童虐待の被害体験がどこまで、成長した後に犯罪行動を誘発する要因として機能するののかについては完全に解明されておらず、児童虐待の被害者であって将来犯罪者にならない者も多い。しかし、犯罪者に対象を限定すると、その中で児童虐待の被害を体験した者が多数派を占めることは明らかにされている。

したがって、少年非行の未然予防対策として、児童虐待を温存する体制が存在するのであれば、これを変革していくことが求められる。タジキスタンのみならず、各国それぞれの正確な状況把握が今後も必要であろう。

## 2 少年に対する司法手続の変貌

繰り返し述べてきた「刑罰のリベラリゼーション」の動向は、特に少年において積極的に進められている。2003 年 10 月、タジキスタンでは、ラフモノフ大統領の先導で、刑法改正案が下院に提出された<sup>129</sup>。軽微な犯罪、そして中程度の犯罪については、少年を矯正施設に送致することを廃するという内容である。同時に、裁判所に対し、自由剥奪刑に代わる処分を言い渡す権限を与えるとしているが、自由剥奪刑に代わる処分が具体的にどんな内容となるのかについては明示されていない。

---

<sup>127</sup> 同報告 pp31。

<sup>128</sup> 2000 年 10 月 16 日、25 回目のセッションから。

<sup>129</sup> BBC Monitoring により提供された情報（2003 年 10 月 22 日の Tajik TV 聴き取りによる）。

受け皿としての多様な処分の整備は今後の課題と思われる。

### 3 教育的強制措置

教育的強制措置とは、旧ソ時代の制度を継承したもので、比較的軽い犯罪事件を起こした少年に対する措置である。タジキスタン大統領府の人事政策上級顧問 Galiya R.Rabieva 氏から次のような説明を受けた。

裁判所は教育的強制措置を取ることで少年の刑事責任を免除することができる<sup>130</sup>。教育的強制措置<sup>131</sup>の中に(b)「両親かその代理の者、もしくは未成年者に関わる国家機関<sup>132</sup>の監督下に置く」という項目があり、少年事件委員会は、裁判所から事件を受け、強制教育措置の適用を検討する。その一つが少年を特別教育養育施設（「スペツ・シコーラ（特別学校）」と「スペツ・ウチーリツチェ（特別技術学校）」の総称）に送ることである。

特別教育養育施設は教育省の管轄で、少年を健全に育成して将来悪くなるのを防ぐための施設である。教育にあたるのは専門性と経験のある教育者である。

裁判官は、犯罪少年を全て自由剥奪刑にするわけではない。刑罰にも罰金や矯正労働といった選択肢がある<sup>133</sup>し、刑罰を免除して特別教育養育施設に送る<sup>134</sup>ことも可能である。

第4の5の(5)にも述べたが、制度として非行少年を司法制度からダイヴァートする仕組みが存在することがわかった。さらに、その運用状況を調査するため、当調査団はタジキスタン全国で1施設しかないスペツ・シコーラを訪問した。

#### A タジキスタンのスペツ・シコーラ（特別学校）<sup>135</sup>

スペツ・シコーラは首都ドゥシャンベの市街地にあり、3階建ての居住施設だが、コロニーのような柵はなかった。

現在の生徒数は35名。入校時年齢が11～14歳の男子少年が対象で、在所期間が3年間<sup>136</sup>なので、16歳までの少年が生活している。少年たちの多くは元はストリートチルドレンで、少年事件インスペクターが「法違反をチェックされ、記録に載っている」として書類を管轄の少年事件委員会に送り、同委員会の決定で入校してきた。

旧ソ時代は200名から250名の少年を収容していた施設なので、現状はガラガラ

<sup>130</sup> タジキスタン刑法 89 条 1。

<sup>131</sup> 同 89 条 2 の a～d。

<sup>132</sup> 「未成年に関わる国家機関」イコール「少年事件委員会」であるという定義は刑法に明記されていないが、後者が同 90 条の 3 で特別教育養育施設への収容を早期に打ち切る権限を持ち、同 89 条の 4 で教育的強制措置が失敗した場合の裁判所への通告を行う（この通告は内務省インスペクターでも可）とされていることから、実務上はほとんどイコールであると考えられる。

<sup>133</sup> 同 87 条 1。

<sup>134</sup> 同 90 条 1。

<sup>135</sup> 主に特別学校校長 Abdukayum Khudojdodov 氏の説明による。

<sup>136</sup> 委員会が認めれば追加で 2 年の延長が可能。

だが、今年中に 60 名、来年は 120 名の入校が予定されている。最近、教育省と最高検察庁の合意により制度が変わり、女子生徒を受け入れることになった。現在女子生徒はスペツ・ウチーリツェで、当校の受け入れ態勢が整うのを待っている。



タジキスタン 特別学校全景

職員は校長<sup>137</sup>、3 人の副校長（養護部門、生活部門、業務部門）、養護教師 6 人（上級養護教師、養護教師補佐、など細分化されている、高等教育修了者）、医者や看護師、宿直員<sup>138</sup>などからなる。このほかに教科教育担当教員（他校と兼職）。養護教師は、女子入校とともに増員予定である。



タジキスタン 特別学校 女子少年のために準備中の寝室

<sup>137</sup> 「ピオニール宮殿」という、旧ソ時代からある児童教育センター職員歴 23 年、副所長から当校校長に抜擢されて 9 か月とのこと。

<sup>138</sup> 「夜間の養護教師」とも呼ばれ、特に資格要件はない。この施設では、施設内で最終学年を終えた生徒 2 名が宿直員として住込就労していた。賃金は積みたてて、外へ出る時の生活準備資金とする。まとまった資金を持たせることが再犯防止にもなる。

ここでの教育の内容は、義務教育（9年生まで）の教科一般のほか、安定した暮らしをさせ、社会生活の基本となる生活習慣（洗顔・歯科を含めた健康管理・仲間と仲良くすることなど）を教えることも含む。少年たちは放課後、毎日、自由に散歩に出ている。地域の少年サッカー試合にも、学校単位で参加している。

学業を終えると、元の居住地域に帰すことになっている。学校を出てから2年間は、各自のカルテを作っておき、成り行きを把握するようにしている。親のいない少年に対しては、通常は親が作る公的な書類を学校が親の代理として作るなど、アフターケアもしている。



タジキスタン 特別学校の歯科室

## 第7 コミュニティのかかわり

タジキスタンとウズベキスタンにはマハリヤという住民自治組織があり、程度の差はあるが、住民の日常生活を通じて社会統制にも影響を及ぼしている。キルギスにはマハリヤはないが、アクサカルコートと呼ばれる仕組がある。

### 1 ウズベキスタンのマハリヤ<sup>139</sup>

当調査団はサマルカンド市とタシケント市で2か所のマハリヤを訪問した。

#### (1) マハリヤの概要

ウズベキスタンのマハリヤは強力な組織である。マハリヤの成立はソビエト時代以前の、伝統的社会に端を発していると言われるが、現在では政府による管理が進み、住民統治に関する下請け機関の様相を呈している。カリモフ大統領は2003年を「マハリヤの年」と定め、タシケントの街中のそこそこにスローガンが掲示されていた。地方政府（ホキミヤット）からマハリヤへの権限委譲は今後進む見とおしである。



ウズベキスタン 「2003年はマハリヤの年」のスローガン

マハリヤは地域ごとの小さなピラミッドが積み重なって全体で一人のマハリヤ長（住民の選挙による）をいなくピラミッド型組織構成を特徴としており、これは基本的に旧ソ連時代の社会統制の仕組と同じである。1つのマハリヤの構成員は3～5千人程度と言われる。住民登録の強制（オディール）制度があり、全員どこかのマハリヤに属さなければならない。下から上への密告システムも機能

<sup>139</sup> Human Right Watch, “Uzbekistan /From House to House: Abuse by Mahalla Committees” (2003)参照。

しており、マハリヤの長（アクサカル）は「何でも知っている」。住民へのサービス面では、マイクロクレジット、インフラ整備、食料供給の微調整など各種の役割を担っている。社会生活上のトラブル処理について、民事関係はマハリヤが扱って調停するが、泥棒など刑事関係は軽微なものを除き、警察に通報される。

マハリヤの機能のプラス面は、例えばタシケント市内における貧困層居住区である「旧市街」地区でも比較的治安（テロ予防を含め）が良いことに見られるように、社会統制に威力を発揮していることだ。ロシア人や新参者が多い地域はマハリヤの力が弱いせいで治安が悪いと言われる。朝鮮人が多い地域は、マハリヤとは呼ばないようだが、やはり強力な自治会がある。

マイナス面は、イスラム教の家父長制イデオロギーが強調されていることから、特に女性の人権を抑圧・侵害することが多いことである。DV、児童虐待、嫁いじめなどが温存され、女性の自殺が多いと言われる。ウズベク語吹き替えで放映されたテレビ番組「おしん」が大好評を得ている背景はここにもあるらしい。女性の支援・人権擁護については、各種NPOが入りつつある。

犯罪者処遇でマハリヤの果たす役割の例として、去年出た恩赦に関する大統領令の中に「宗教的過激派活動に関わった者の刑事責任からの解放」という項目があり、そのための条件に「本人の所属するマハリヤから申請が出て、釈放後マハリヤが監督する」があるとの指摘が内務省でなされた。

## (2) サマルカンドのマハリヤ

「Bogishamol（風の庭、の意）地区マハリヤセンター」を訪問し、センターが在するマハリヤ（「ミルサイド・バラカ」）の委員会構成員と面談した。



ミルサイド・バラカ・マハリヤ委員会メンバーとの面談

## 当マハリヤの説明

サマルカンド（人口 50 万）は 3 地区に分かれ、ここバギシャマル地区は最大の地区で 50 のマハリヤ委員会を抱える。センターはこれらのマハリヤ共有の施設である。

バギシャマル地区に住む民族は 100 以上。年金生活者は 1 万 5 千人で、うち 1 万人は「戦争ベテラン」（退役軍人）である。マハリヤ委員会の議長（アクサカル）と委員会構成員は 2 年半に一度、選挙で選ばれる。マハリヤは一つの小さな国家のようなもので、マハリヤが基盤となって国が出来ている。

全体的傾向として、地方行政（ホキミヤット）の権限はマハリヤに委譲されるようになってきている。犯罪予防活動や矯正教育措置についても、裁判所などと連絡を取り合って、マハリヤ委員会と「戦争ベテラン評議会<sup>140</sup>」が実施している。

ミルサイド・バラカマハリヤには 27 の民族が住んでいるが、離婚がない。マハリヤ委員会が夫婦間の仲裁をしたり家庭内の紛争の調停をうまくやっているからだ。犯罪率も低い。この 2 年間で 1 件しかなかった。これは、マハリヤは連帯感が強く、司法機関とも密に連携を取り合っているからだと思う。手におえないものは警察や裁判所に出すが、たいていは同志裁判所（Товарищеский суд）<sup>141</sup> で解決している。

### (3) タシケントのマハリヤ

タシケント市東部ユヌサバット区内の「Min-Urug（千の杏、の意）」マハリヤを訪問し、議長（アクサカル）、副議長、女性評議会の会長、マハリヤのペダゴグ（教師）、サルドール（警察官の補助）などと面談した。マハリヤの構成員は約 6 千人とのこと。周囲の町並み、建物や道路の状況から見て、生活に余裕のある住宅街と思われる。

---

<sup>140</sup> インタビューに応じてくれたマハリヤ委員会のメンバーは、ほとんど退役軍人でもあった。退役軍人会が地域自治を牛耳っている印象を得た。

<sup>141</sup> 第 2 の 3 の(2)で前述。



Ming-Urug マハリヤ委員会のメンバーと調査団員

### マハリヤにおける犯罪者の処遇

刑務所から釈放されてこのマハリヤに帰ってきた者が、2003年になってから2名いる。一人はロシア人、もう一人はウズベク人の、成人男性である。その前に出てきた者を含めると、全部で7名を把握している。

刑務所から本人が出てくると、マハリヤとして再教育のための集会を開く。20人ほどの規模になる。本人と親のほか、ここでは年配者が尊敬されているので、年配者を多く呼ぶようにしている。そしてその場でこれからどうするのか、本人から話を聞く。最初のうちは週に1度くらいの頻度で集会を開く。仕事が決まったかどうか聞く。悪い友達と付き合うなどか、何か助けて欲しいことはないかということも話す。仕事につくと、就労証明書を見せてもらい、(ホキミヤットに)報告する。その後は1月に1度くらいの頻度にする。

この方法での再教育がうまく行かない場合は、担当の管区インスペクターに相談し、インスペクターの方で指導したり仕事を世話したりする。

この集会をやめる時期が決まっているわけではないが、本人が結婚して行状が落ち着いたりすると、やめることがある。

### 質疑応答

- Q 本人がマハリヤから勝手に転居したり行方不明になったりすることはないのか。あるいは事件を起こしたマハリヤ以外の場所に帰ることは。
- A ない。本人たちは生まれ育ったマハリヤに帰ってくる。よそに行くことは考えられない。昔からの知り合いも居るし、我々は受け入れてやる。結婚相手も紹介してやる。行方不明というのも、うちのマハリヤにはいない。引っ越すときは親から行状を聞いて対応する。行った先のマハリヤが本人にどう接

しているかはわからない。

Q 昨日、少年用コロニーを訪問したところ、本人が釈放される前にマハリャに通知が届くという話をされた。通知が来たらどうするのか。

A うちのマハリャには、そのような非行少年はいないが、仮にそういう事案があるとすれば、通知が届いたら、やはり集会を開いて親から事情を聞かだろ。後で本人が出てきたら、やはり親と一緒に集会に呼んで話をする。その家庭が困窮していたら、マハリャの基金<sup>142</sup>から援助することも可能である。

## マハリャの役職

マハリャ委員会のメンバーは2年半に一度の住民投票で選ばれる。当マハリャは20のサブグループに分かれ、その長（「通りのアクサカル」）はマハリャ委員会が地域住民の中から選定する。

### 1) 女性評議会

7人の評議員が女性や子供の問題を扱う。困窮家庭への支援、女性からの相談（家族関係や育児相談、離婚など）受付、障害児への援助など。その他、子供に編物を教えたり、チェスやサッカーをやらせる機会をつくって少年の健全育成に貢献している。

### 2) マハリャのペダゴグ（教師）

当マハリャ内にある学校の先生と兼職（ホキミヤットから予算が出る）して、放置されている子、不登校の子、規律違反をする子などの指導や、学校との連絡、親への指導などを行う。ペダゴグはマハリャの住民の中からマハリャが選ぶ。

### 3) マハリャのサルドール（警察官の補助）<sup>143</sup>

サルドールもマハリャの住民から選ばれる。仕事は管区インスペクター（警官）の補助で、ペダゴグ同様、ホキミヤットから予算が出ている。マハリャの平和と秩序を守るのが役目である。サルドールは少年育成の仕事もしているが、成人も相手にしている。例えば「兵役対象者の管理」といったことである。

## 2 タジキスタンのマハリャ

タジキスタン最高検察庁において、以下のような話を聞いた。

タジキスタンにもマハリャはあるが、ウズベキスタンとは違う。ウズベキスタンのマハリャ委員会は行政に取りこまれており、区役所のように住民の出入りを監督

---

<sup>142</sup> 地域内でマハリャが経営しているチャイハナ（喫茶店兼食堂）の賃貸料、富裕な住民からの寄付などで成り立っている。

<sup>143</sup> サマルカンドのマハリャでは、「人民警護員」（マハリャ委員会が任命し、給料を払う。仕事は警察の補助で、夜回りなど。学歴や資格の要件はなく、地域を良く知っている若者が選ばれることが多い。1つのマハリャに3～5人）の説明を受けた。「サルドール」が「人民警護員」と同じかどうかは言葉の問題で断定できない。

するのが仕事となっている。結婚式の日取りはいつでもいい、と許可を出したり、住民に関する情報収集も義務付けられている。一方タジキスタンのマハリヤは単なる住民の集まりで、信頼の置ける人に長になってもらい、冠婚葬祭の相互扶助をしたり、近所で意見をまとめなければならない（ごみ収集や水など）場合にとりまとめる程度である。タジキスタンではマハリヤの規模（人数）やテリトリーについても規定はない。

家庭内の問題（離婚や紛争）についても、相談されれば応じるにしても、タジキスタンのマハリヤには個人生活に介入する義務も権限もないので、調停機能が制度にはなっていない。

### 3 キルギス<sup>144</sup>

アクサカルコートは、犯罪者や非行少年の扱いに関してはあまり機能していない。

以上で述べてきた通り、マハリヤという名称は同じだが、タジキスタンとウズベキスタンで、その実態はかなり異なっている。キルギスのアクサカルコートについては、その非公式な政治的影響力を高く評価する声はあった<sup>145</sup>ものの、日常的な地域社会内の犯罪・非行統制においては機能していないようであった。

ウズベキスタンにおける犯罪者・非行少年の社会内処遇を考えた場合、全ての分野にわたって地域活動をマハリヤが独占しているので、犯罪非行関係に特化された、日本における保護司のようなボランティアを新たに創設することは不可能であろう。一元化された強力なマハリヤが、住民一人一人の人権を守るという点ではマイナスに機能する場合もあることを踏まえながら、犯罪者非行少年の社会内処遇にはどのような実践が望ましく、また効果的かを示していくことが国際機関の役割であろう。

タジキスタンの場合、ウズベキスタンのような強力なマハリヤは存在せず、コロニーからの釈放者は「居住区までの交通費は矯正局が負担するが、その後は居住区行政（ホキミヤット）が援助することになっている」<sup>146</sup>。つまり、犯罪者の更生支援を目的として特化された援助ではなく、生活に困窮した一般住民として公的扶助を求める道筋しか利用できない状況と推測される。

一方、タジキスタン大統領府では「子供が多い国なので、多くの人が子供の健全育成に関心を持ち、関わっている。例えば、学校の先生や、地方政府内にあるジェイ・ウーと呼ばれる住宅管理局所属の“社会的メソジスト<sup>147</sup>”が健全なレクリエーションを提供する活動をおこなっている」とのコメントがあり、少年の健全育成については、様々な地域資源が期待できる。

---

<sup>144</sup> Young Lawyers Association の Lawyer である Violetta Yan 氏の説明による。

<sup>145</sup> 前述、Secretariat of the Special Representative of the President of the Kyrgyz Republic on Foreign Investment(大統領特別代表事務局)の Consultant である Edward M. Edgardo 氏のコメント。

<sup>146</sup> 第5の7の(1)Aにおけるコロニーでの質疑応答参照。

<sup>147</sup> メソジストの呼称はペダゴグ（教育学者、教師）とほぼ同義のようだ。

キルギスでは、今回調査の限りでは、犯罪者・非行少年の更生援助を担う有望な社会内資源を見出すことができなかった。しかし、中央アジア5か国中、海外からのドナーを最も多く受け入れているという全体状況を考慮すると、将来は国際援助を組み合わせる形で活路を見出すことが可能かと思われる。

## 第8 課題と所感

- 1 今回ウズベキスタン、キルギス及びタジキスタンの3か国の実情を現地において調査した結果により、各国とも刑事司法の捜査、裁判、処遇及び犯罪予防等の各過程において、多くの問題を抱えていることを知ることができた。いくつかについては、中央アジア固有の事情、すなわち地政学的事情、民族・歴史・社会構造の相違、治安状況、さらに旧ソビエト連邦の法制度の伝統、移行期における社会経済状況等のため、我が国の経験が即当てはまらない部分があることも否定できない。しかしながら、各国の抱える問題を見ると、我が国と共通するものも少なくなく、我が国の技術援助が役立ち得る分野も、刑事司法の各過程において認められる。
- 2 今回の3カ国の訪問先において聴取した研修に係る要望・コメント等をまとめれば、次のとおりである。
  - (1) 「中央アジア刑事司法セミナー」(新規コース) について
    - ・ 刑事司法分野で現在特に関心を持っており、研修を通じて日本からも情報を得たい内容としては、ヤミ経済対策、汚職の問題、犯罪捜査及び裁判における個人の権利の保護、未成年(ウズベキスタン人口の40~44%)の犯罪非行問題、非拘禁処置を含む犯罪者の処遇等。(10月15日、ウズベキスタン最高検察庁)
    - ・ 汚職には様々な要因があるが、中でも法執行機関の改善や公務員制度の改善(人事異動、職員教育、適切・適時の賞罰等)は当面取り組むべき課題。(10月20日、キルギス大統領特別代表事務局)
    - ・ 刑罰の執行は司法省でも関心を持っているポイントであり、研修のテーマとして取り上げられれば有意義だと思う(特に受刑者の人権保護、麻薬中毒者の治療等)。できることなら3年間毎年違うテーマを取り上げてもらいたい。幅広い分野に関する知識を得たい。(10月21日、キルギス司法省)
    - ・ 犯罪者の社会復帰について、社会への統合を支える方法、どのように準備をしたらいいかについて、研修で取り上げて欲しい。(10月24日、タジキスタン司法省)
    - ・ 矯正施設の財政問題を取り上げて欲しい。ソ連崩壊以降、矯正施設内の生産部門をフル稼働させられないため、各矯正施設の財政的自立が困難となっており、また受刑者に仕事を与え出所後の社会復帰準備資金を蓄えさせることも難しくなっている。(10月24日、タジキスタン第7コロニー)
    - ・ 若年人口が爆発的に増えており、健康問題、教育問題など少年問題全般が課題となっている。中でも憂慮しているのは未成年者用の拘禁施設(youth detention、特にアイソレーターと呼ばれる未決者用の施設)の惨状である。施設職員など

当事者の気づきは出来てきているようだが、職員の低賃金が改善されないと先へ進めないようだ。(10月24日、タジキスタン OSCE)

- ・ 5カ国を対象とした研修を実施するのであれば、各国の違いが問題にならないように国際的基準を紹介する内容にするか、あるいは地域共通の問題をテーマに選ぶ必要があるだろう(例えば外国人移住者の扱い、国境警備、捜査段階での人権の尊重、組織的テロ対策等)。あるいはある問題について、各国が相互に意見交換を行うような形もいいかもしれない。(10月24日、タジキスタン OSCE)
- ・ タジキスタンでは、内戦や貧困のため、少年問題は後回しにされてきた。「地域共同体の利害が常に個人の利害より優先」という伝統的価値観もあって、これまでは親の強権で子供を抑えつけるだけだったが、今後は子供を一個の人格と捉え、個別に理解して適切な対処をする必要が出てくる。外から入ってくる情報が限られているので、進んでいる国々で少年をどのように扱っているのか教えて欲しい。例えば、①少年事件を専門に扱う裁判のシステム。②心理学的な基盤を持つ少年の個別アセスメントと処遇プランの作成。③少年処遇の一環として親に対しどのように働きかけたらよいか、等。日本の裁判所や学校、少年施設等の見学もふさわしいのでは。(10月25日、タジキスタン大統領府)
- ・ アルコール依存症で、酔った状態で犯罪を犯す者に対する対策を上げて欲しい。タジキスタンでは、旧ソ時代にあった「特別治療養育施設」というトラ箱のような施設も廃止され、各職場単位で統制維持に貢献していた「社会団体」や「同志裁判所」も今はない。かといってAAのような自助組織も入ってきていない。(10月26日、ホジャンド帰国研修員、Saifuddin Makhsiddinov氏)
- ・ 少年専用の裁判制度を上げてはどうか。(10月26日、ホジャンド帰国研修員、Manzura Latifovna Mamadova氏)
- ・ 刑事司法関係で中央アジア5カ国対象の「地域」研修をやるなら、国ごとの違いを超えるテーマ、例えば国際基準や原則論が適切ではないか。少年非行を取り上げるなら UNICEF や Save the Children とコンタクトすること。研修参加者は研修で提示される方向性には何でもイエスと反応するが、その後改善がなされているかどうかをモニタリングする必要がある。(10月27日、ウズベキスタン OSCE)

## (2) 「タジキスタン司法制度セミナー」第3回研修について

- ・ 少年事件委員会のメンバーや特別学校の校長も研修対象に加えてはどうか。(10月23日、タジキスタン大統領府)
- ・ 少年に対する処遇には多くの機関がかかわっているので、少年事件委員会のメンバー(地方公務員)や特別学校の校長も参加させてはどうか。(10月23日、ドゥシャンベ帰国研修員、Muhabbat Goulzorova氏)

### (3)その他

- ・ これまでタジキスタンを対象とした研修コースを実施してきたということだが、今回の中央アジア5カ国対象の新規コースとは別に、キルギスを対象としたコースも立ち上げてもらえないものか。関係省庁とも協議し、具体的なニーズが出てくれば将来日本政府に要請したい。(10月20日、キルギス財務省)
- ・ 投資促進のための規制緩和や経済政策の検討を行っており、この一環として汚職対策にも取り組もうとしている。今後JICAの支援も得たいと思っている(専門家の派遣についてJICAキルギス駐在員事務所に打診している)。(10月20日、キルギス大統領特別代表事務局)

3 調査団として、これまでの中央アジアの刑事司法制度の分析に従って、研修の対象として考えられる分野を例示すれば、以下のとおりである。

#### (1) 汚職対策

各国とも大小様々な規模の汚職が蔓延している。汚職は、国の統治機構や経済基盤を揺るがしかねない重大な問題であり、キルギスをはじめ各国の関心は高い。

#### (2) 薬物対策

各国とも多くの薬物犯罪がある。摘発のみならず、乱用者の治療・処遇も課題である。乱用者の治療・処遇について、旧ソ時代の方法論は崩れたが、それに代わる新しい方法論については模索中である。

#### (3) 組織犯罪対策

各国とも近時の国連の取組を意識して対策を講じようとしているが、タジキスタンのマネーロンダリング対策に見られるように、必ずしも進んでいるとはいえず、制度の整備及び運用の改善の余地は大きい。

#### (4) 少年問題

##### (ア) 少年非行対策

若年人口の多さや社会環境の変化の下、少年非行対策には真剣な取組が必要である。非行犯罪の未然予防の点では、児童虐待への対策を含む、包括的な児童の健全育成が課題である。

##### (イ) 少年刑事手続

非行犯罪少年の捜査・裁判については、各国とも少年の特性に応じた制度が確立していない。また、少年については特に「刑罰のリベラリゼーション」が積極的に進められているが、自由刑に代わる処分としての多様な受け皿の整備が今後の課題である。

##### (ウ) 非行少年処遇

少年矯正施設では、ハードウェア面での整備及び職員研修が必要である。分類

制度に基づく個別的処遇の確立も今後の課題である。施設からの釈放者に対する社会復帰援助を体制化するためには、社会内処遇を支える法制度・受け皿機関の整備とともに、施設内と社会内処遇を一貫して見とおす「スルーケア」の観点が必要である。

#### (5) 刑事手続における人権保障

各国ともに、国際的な基準に合致した制度の確立に強い関心があり、法改正にも取り組んでいる。刑事手続における被害者の立場についても改善の余地がある。併せて、刑事司法にかかわる者に対して、国際的な人権保障の要請に合致した運用を徹底する必要が指摘されている。

#### (6) 拘禁代替策

各国ともに刑罰のリベラリゼーションとして今まさに取り組んでいるところである。また、矯正施設からの仮釈放の制度はあるものの、その制度を支えるはずの、指導監督と社会復帰援助の両面を持つ在宅ケースワーク（社会内処遇）の態勢がきわめて不備なため、実質的にはうまく機能していない。

#### (7) 職権主義から当事者主義への移行

伝統的な旧ソ連的な職権主義的刑事手続に対して、より適正手続を重視し、当事者主義的な要素を強化させた手続に移行させることが模索されている。大陸法手続にアメリカ的当事者主義を融合させた日本の経験は参考になり得る。

前記のとおり、訪問した中央アジア3か国の刑事司法関係者は、一様に、UNAFEIによる新規 JICA 研修は自国の刑事司法の改善に寄与し得るものとして、その実施を希望する旨述べており、ニーズが多く分野に存在することにかんがみても、毎年異なるテーマを取り上げることが好ましいとの意見もあった。

以上によれば、中央アジア諸国の刑事司法関係者に対して研修を実施することは、同地域の治安の安定及び社会経済の発展のために大きな意義があると考えられ、2004年度から UNAFEI において上記3か国並びに同様なニーズが存すると考えられるカザフスタン及びトルクメニスタンを加えた中央アジア5か国の刑事司法関係者に対して研修を実施することが適当である。各年度の研修テーマについては、上記のとおり、ニーズ及び研修希望分野が広範に存在することにもかんがみ、2004年3月の「少年非行対策」をテーマとする第3回タジキスタン司法制度セミナーの結果等をも踏まえながら、各年度において具体的に策定していくことが相当であると考えられる。

## 参 考 资 料

## 参考資料1 面談記録

10月15日(水)

### 1 JICA ウズベキスタン事務所

訪問時間：10:00～11:10

面談者：柳沢 香枝 所長

浅見 栄次 所員

Mr. Sharifzoda U. Sharipov, Program Officer

Mr. Aziz Khasanov, In-House Consultant (Security Advisor)

面談内容概略：

- ・ ウズベキスタンでは、法務総合研究所と名古屋大学の協力を得て商取引に関する法整備支援を進めており、またこの分野の国別研修も昨年度から JICA 大阪国際センターで実施されている。また昨年警視庁から2名の専門家を招き、内務省にてテロ対策に関するセミナーを行った。
- ・ ウズベキスタンの犯罪者の処遇における人権問題には国際的な関心が集まっており、今年タシケントで開かれた EBRD の会議の場でイギリスの当時の外相がカリモフ大統領に対してこの点について直接懸念を表明したといった出来事もあった。従ってウズベキスタン政府もこの点には最近特に敏感になっており、特に刑務所の訪問はなかなか受け入れてもらえない状況である。
- ・ ウズベキスタンをはじめとする中央アジア諸国の人権、民主化問題に関心を寄せている国際的な機関としては OSCE がある。OSCE は国連とは組織的に関連のない機関だが、欧州を中心に 50 か国以上が加盟しており、ウィーンに本部がある。OSCE からは以前より JICA ウズベキスタン事務所に対し、当該分野での連携について呼びかけがあったが、今般計画されている新規研修コースにおいては OSCE の講師を日本に派遣してはどうかという話がある。この場合の予算は日本国外務省または OSCE で負担することができるという話も出ている。いずれにしても OSCE はいろいろと情報を持っているので、訪問した際には参考になる情報が得られるのではないかと。
- ・ ウズベキスタンの政府機関は何事においても情報をオープンにしない傾向が強いので、政府機関だけを訪問してもなかなか実際のなところはわからない。犯罪件数なども、事前に設定された目標に合わせて数字を作っていると言われており、発表されている数字は信用できない。
- ・ ウズベキスタンには都市から農村まで全国にマハリヤという住民自治組織が存在し、これが行政の一環に組み込まれている。軽微な揉め事はマハリヤ内で処理される場合も多い。

### 2 最高検察庁

訪問時間：12:00～13:10

面談者：Mr. Erkin Abzalov, Director of the Training Center of Prosecutor's Office  
Mr. Pulat Nazarov, Deputy head of the directorate of criminal courts  
Mr. Rakhmonberdi Abdurakhmonov, Head of Dept. on control over investigation  
Mr. Nazrulla Fayzulloev, Head of Dept. on control over observance of law  
during holding in custody and execution of the punishment  
Mr. Nodir Akhmedjanov, Researcher of the Training Center at Prosecutor's Office  
Ms. Yulduz Mirzaeva, Chief Prosecutor, Dept. on observing law in respect to  
juvenile offenders  
Mr. Alisher Mukhamedov, Head of Dept. on international legal cooperation

面談内容概略：

- ・ 1991年に独立するまでの全体主義体制の下では、検察庁の役割は法の遵守状況をモニターすることが主であり、個人の人権に対する配慮はあまりなされてこなかった。現在は民法分野の法整備支援、刑罰の緩和（リベラリゼーション）、組織犯罪対策等について、他国の情報を参考にしながら国際的な規準にあったものに改善していくよう努力を続けており、既にかんがりの成果をあげている。
- ・ 刑事司法分野で現在特に興味を持っており、研修を通じて日本からも情報を得たい内容としては、闇経済対策、汚職の問題、犯罪捜査及び裁判における個人の権利の保護、未成年（ウズベキスタン人口の40～44%）の犯罪非行問題、非拘禁処置を含む犯罪者の処遇等が挙げられる。研修内容についての要望の詳細については、事前質問票の最終回答と併せて11月末までに連絡する。

### 3 内務省

訪問時間：15:00～16:45

面談者：Mr. Alisher Ozodovich Sharafutdinov, 予審総局 局長  
Mr. Zakir Artikbaevich Nurmatov, 対マスコミ法的保障局 部長  
Ms. Rano Shadmonovna Tashkhodjaeva, 刑執行総局 副本部長  
Mr. Shokhrat Mametdurdyevich Djumae, 組織インスペクター局対外関係部 部長  
Mr. Ruslan Bakhodirovich Ishmetov, 組織インスペクター局 対外関係部 チーフインスペクター  
Mr. Dilshod Makhamadniyazov Abutov, 予審総局 部長

面談内容概略：

- ・ ウズベキスタンでは、人権を尊重しつつ法秩序を保つための司法制度改革をすすめている。具体的には捜査における法の遵守と人権への配慮、ならびに刑罰執行の緩和（リベラリゼーション）である。
- ・ 捜査における法の遵守と人権への配慮に関しては、2002年の閣僚会議令により法執行機関の構造改革が勧告された。内務省でも現場での法の遵守の徹底

のため職員の啓蒙・教育を行っている。この結果捜査時の不当な取り扱いに対する市民からの異議申し立て件数が大幅に減少した。

- ・ 刑罰執行のリベラリゼーションに関しては、2001年8月に第6回国会で新法が採択されている。この法では、刑罰の主眼を、犯罪者を罰することではなく再教育し社会復帰させることに置いており、軽微な犯罪には自由剥奪刑を適用しないことをはじめとする各種の刑罰の軽減や、マハリヤを利用してコミュニティ内での犯罪の予防や犯罪者の更生・社会復帰状況の観察を行っていくことを規定した。この結果4万人がコロニーから釈放され、1万5千人が損害賠償や示談により刑事責任を免除された。

#### 4 日本大使館

訪問時間：17:00～18:30

面談者：森本 諭 二等書記官

鈴木 二等書記官

林 朋幸 三等書記官

面談内容概略：

- ・ 刑罰のリベラリゼーションについては、今年9月26日に大統領令が出ており、1か月以内に具体的な法案を各政府機関で作成するように、との内容の指令が下された模様だが、これまでの実態は不明。ウズベキスタン政府はよいところしか話さない傾向がある。
- ・ 汚職は政府のあらゆるレベルで行われている。しかし末端の警察官の給与が月数十ドルで、しかも副業も禁止されている現状では、汚職をすぐになくそうとしても実態として難しい。まだ独立して12年の国であり、経済分野をはじめあらゆる面で実務レベルの人材育成など底上げが必要な状況にある。現状では政府の腐敗という問題はあるが、これからも息の長い協力を行っていく必要がある。
- ・ 中央アジア5か国は、地下資源の有無、民族分布と国境の矛盾、歴史的背景など様々な要因がからみ、相互に複雑な感情を抱いている。5か国をまとめて考えるのは難しい。
- ・ マハリヤは数百年に及ぶウズベキスタンの伝統であり、揉め事がコミュニティ内で円滑に解決されたり、コミュニティ内で相互扶助的に福祉サービスが行われていたりといった良い面もある一方、何か問題を起こすといわば村八分にされ行き場がなくなる、女性が家庭内暴力に遭ってももみ消されるといったネガティブな面もある。いずれにしても刑事司法という制度的な枠組みの外で、実際的に軽微な事件の多くを処理していると考えられるのがマハリヤであり、ウズベキスタンにおける刑事事件処理の全体像を捉える上で重要な存在である。

## 10月16日(木)

### 1 司法省

訪問時間：10:00～11:30

面談者：Mr. Murad Malikovich Khakilov, 国際法局 局長

Mr. Saifidin Rakhimov, 教育機関法政策調整局 局長

Mr. Muzaffarjon Mutalibovich Ramazonov, 行政社会法局 局長

Mr. Umid Takhirovich Kayumov, 国際法局 チーフコンサルタント

面談内容概略：

- ・ ウズベキスタンでは 1992 年に新憲法が制定されて以来、約 300 の法律及び 15 の法典が成立した。新しい法を作る際、先進国の法や経験を広く参考にしてきたが、特に日本は欧米諸国の法や制度を取り入れつつ独自性も保ってきたので注目している。民事の分野では既に JICA を通じて日本との協力を行っている（面談者のうち 2 名は今年 10 月 20 日より大阪国際センターで実施される国別研修に参加予定）。
- ・ 司法省では、法の立案及び審査以外に、独立後に政党や宗教団体の設立が認められるようになったことからこれらの登録を行っている（現在ウズベキスタンでは 4 つの政党、約 4000 の社会団体、約 2000 の宗教団体が登録されている）。他に、海外投資家の登録や法曹関係者（裁判官、検事、弁護士、法務省職員、企業の法律コンサルタント、公証人、登記人等）に対する研修も行っている。司法省の傘下には司法鑑定センター、タシケント法科大学、法関係の出版社等がある。
- ・ 現在取り組んでいる優先課題としては、海外投資家を呼び込むための法制度整備、中小企業振興のための法制度整備、及び刑事司法における人権保護が挙げられる（人権保護に関しては内務省での説明と同様の説明がなされた）。
- ・ 裁判官の任命には、現行の制度では司法省は関わっておらず、研修の面でのみ関わりがある。司法省は裁判所に対して物質的・技術的な支援を行っているが、裁判所の判決に司法省が介入するようなことはなく、裁判所は独立を保っている。

### 2 最高裁判所

訪問時間：12:00～13:00

面談者：Mr. Bakhtiyar Djamalov, 副長官

Mr. Nilkhon Mamaranimov, 刑事合議部 副議長

Mr. Zakir Khudaikupov, 裁判官

Ms. Mutabar Khashimova, 裁判官

面談内容概略：

- ・ ウズベキスタンには憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所があり、最高裁判所の下には州レベル、地区レベルの裁判所が、また最高経済裁判所には

州レベルの裁判所が置かれている。最高裁判所は軍事、民事、刑事の3つに分けられている。

- ・ 現在は裁判官を募集・採用する段階から民事と刑事に分けている。裁判官の研修は司法省が行っているが、裁判所でも能力向上のための再教育を行っている。
- ・ 旧ソ連時代は、裁判所は国の懲罰機関という位置付けだったが、独立後に段階的に司法制度改革を進めてきた。近年は刑法及び刑事訴訟法のリベラリゼーションが進んでいる（内容については内務省及び司法省での説明と同じ）。

### 3 タシケント市 Akmol Ikramov 地区裁判所

訪問時間：14:00～16:30

面談者：Mr. Bakhtiyor Zhuraevich Ismoilov, 刑事担当所長

Mr. Zh. S. Abdullaev, 同裁判所 刑事裁判官

Mr. F. B. Shukurov, 同裁判所 刑事裁判官

Mr. M.S. Usmonov, 同裁判所 刑事裁判官

Mr. Zh. B. Usmonov, 同地区検察庁 上級検察補佐

面談内容概略：

- ・ 麻薬保持・乱用犯に対する刑事裁判を傍聴（約30分）。
- ・ 捜査及び起訴資料の実物を見ながら説明を受けた。
- ・ 裁判の実際の進め方（裁判所内部の配置、証人招致の手続き、裁判記録の取り方、検察官が求刑する際の基準、裁判官が刑を決定する際の判断基準等）について、日本とウズベキスタンの実務的な情報の交換を行った。

## 10月17日（金）

### 1 サマルカンド州検察庁

訪問時間：12:30～15:00

面談者：Mr. I. K. Achilov, サマルカンド州検察庁 第一副検事

Mr. M. Khamidov, サマルカンド州検察庁 上級検察補佐

Mr. S. Khalilov, サマルカンド州検察庁 上級検察補佐

Mr. M. Kucharov, サマルカンド州検察庁 上級検察補佐

Mr. G. Toshniyozov, サマルカンド州検察庁 部長

Mr. Mukhitdin Tukhtaev, サマルカンド州裁判所 裁判官

Mr. Kakhramon Ulzhaev, サマルカンド州裁判所 裁判官

Mr. Davlat Khodjaev, サマルカンド州裁判所 裁判官

面談内容概略：

- ・ サマルカンド州では近年犯罪率は減少傾向にある。特に殺人などの重大犯罪や窃盗が減少している。横領や経済犯罪は増加傾向にある。

- ・ サマルカンド市でも州全体と同様に、犯罪率は減少傾向にある。サマルカンド市はバギシャマル区、シアブ区、鉄道区の3つの区から成っている。
- ・ 犯罪が減っているのは、各司法機関の連携が良いことと予防措置が効を奏しているためだと考えられる。予防措置の主要なものは、内務省インスペクター（制服を来たお巡りさんのような警察官）による担当マハリヤの日常的なモニター活動である。また公務員ではないが、マハリヤから給与を受けてそのマハリヤ内でパトロール等を行う人民警護員の存在も犯罪の予防に寄与していると考えられる。
- ・ 上述の内務省インスペクターは、保護観察中、仮釈放中、及び刑期を終えた人々の生活や就業の様子を観察し、定期的に面談も行う（刑期を終えた人については通常の生活に戻ったら面談はなくなる）。

## 2 サマルカンド市バギシャマル区マハリヤ集会所（バギシャマル区にある50のマハリヤの集会所）

訪問時間：16:00～16:30

面談者：Mr. Sunnat Kubaev, マハリヤ・コミッティー 議長

Mr. Tursun Safarov, ボギシャモル基金 議長

Mr. Otamon Ibragimov, 退役軍人

Mr. Pulat Zakiriev, 退役軍人

Mr. Faizi Abdusamanov, 退役軍人

面談内容概略：

- ・ バギシャマル区には50のマハリヤがあり、100以上の民族が居住している。集会所の所在地はミル・サイド・バラカという名前のマハリヤ内である。
- ・ 行政機能の一部がマハリヤに下りてきており、防犯もその一つである。マハリヤ委員会とマハリヤの人民弁護人、また退役軍人評議会のメンバーが警察と連絡を取り合いながらマハリヤ内の防犯に努めている。
- ・ マハリヤ委員会は例えば夫婦間のいざこざや離婚などの家庭問題に介入し仲裁している。小さな問題はマハリヤ内で解決している。

## 10月19日（日）

### 1 JICA キルギス駐在員事務所

訪問時間：13:00～13:30

面談者：石井 潔 所長

Ms. Baktygul Kubanychbekova, Administrative Assistant

面談内容概略：

- ・ キルギスにおいて JICA はグッド・ガバナンス支援の一環として公務員制度改革に取り組んでおり、今年10月から11月にかけて人事院から専門家を招

く予定である。

- ・汚職防止についても取り組んでいきたいと考えており、キルギス政府とも協議しながらどういった形の協力ができるか検討しているところである。キルギス政府はカザフスタンやウズベキスタンに比べるとリベラルであり、汚職の問題が公然と新聞に載るようなこともある。
- ・キルギス政府はオトルバエフ副首相のイニシアティブの下、グッド・ガバナンスという大きな文脈の中で汚職防止を捉えようとしている。このため、今年4月にキルギス政府は国家グッド・ガバナンス審議会（National Council of Good Governance）を組織し、更に今後ドナーもメンバーに含めたグッド・ガバナンス調整委員会（Coordination Committee for Good Governance）を作り、そこからキルギス政府に助言をしてもらおうという構想を抱いている。この調整委員会に JICA から専門家を派遣してもらえないかという打診を受けている状況である。
- ・司法分野では USAID や GTZ も司法関係者向けのセミナーや研修を実施するなどの協力を行っている。NGO の活動もキルギスにおいてはかなり活発だが、司法分野での支援を行っているところがあるかは不明。Young Lawyers' Association というローカル NGO が、女性刑務所内の結核対策支援を行いたいということでコンタクトしてきたということはある。

## 10月20日（月）

### 1 財務省（援助調整窓口機関）

訪問時間：10:00～10:30

面談者：Mr. Uchkunbek Tashbaev, International Cooperation Dept., Head

Ms. Nadiya Yusupova, International Cooperation Dept., Chief Specialist

面談内容概略：

- ・キルギスはまだ若い国であり、あらゆる分野で支援を必要としている。援助調整を担当している財務省としては、より多くの分野で多くの研修員を日本に受け入れてもらえるとありがたい。
- ・これまでタジキスタンを対象とした研修コースを実施してきたということだが、今回の中央アジア5か国対象の新規コースとは別に、キルギスを対象としたコースも立ち上げてもらえないものか。関係省庁とも協議し、具体的なニーズが出てくれば将来日本政府に要請したい。

### 2 在キルギス日本大使館

訪問時間：11:00～11:30

面談者：渡辺 英人 二等書記官

面談内容概略：

- ・ キルギスは中央アジアでは比較的民主的な国と言われているが、それでも大統領に反対する者は許されないという雰囲気があり、政敵が迫害されて刑務所に入っているような例もある。冤罪も少なくないのではないかと思われる。
- ・ 少年司法関連ということでは、草の根無償資金協力により少年院（コロニー）での職業訓練（マカロニ製造）プロジェクトを支援している（当該少年院の訪問・視察も可能とのことでありアポイントメントの取り付けを依頼）。

### 3 大統領特別代表事務局

訪問時間：15:00～16:00

面談者：Mr. Edward M. Edgardo, Consultant

面談内容概略：

- ・ この事務局では投資促進のための規制緩和や経済政策の検討を行っており、この一環として汚職対策にも取り組もうとしている。今後 JICA の支援も得たいと思っている。
- ・ 刑事司法制度については、捜査、裁判、刑の執行までの各プロセスで法的・制度的な問題がまだ多いのは事実である。しかし法や制度の問題以上に社会・文化的なところから発生している問題もある。例えばキルギスでは法よりも人的な縁故で物事が処理されることも多い。民主主義と縁故主義が共存している状態である。
- ・ キルギスの伝統的な紛争解決の場としては部族の長（アクサカル）が判事となるアクサカル・コートというものがある。これは公式的には認められていないが、事実上は様々なケースで機能している。
- ・ 今年4月に Anti-corruption Law が成立した。しかし法ができたということと、実際きちんと適用されるということは別である。
- ・ 汚職は賄賂を渡す側と受け取る側の双方がいるから成り立つもの。受け取る側だけを改善してもなくなる。ただ受け取る側の改善はやはり必要であり、法執行機関の改善や公務員制度の改善（人事異動、職員教育、適切・適時の賞罰等）は取り組まれるべき課題だろう。

### 4 最高検察庁

訪問時間：16:00～17:40

面談者：Mr. Zhandarbek Zhorobekovich Mamytbekov, 汚職国家安全関連犯罪捜査監督部 上級検察官

面談内容概略：

- ・ キルギスで現在特に問題となっている犯罪は、麻薬犯罪、汚職、経済犯罪／民法問題（国家公務員が絡んだ犯罪）である。
- ・ 麻薬犯罪はほとんどが取引に絡むもので国内には乱用者は少ない。法で定められた量以下の麻薬使用は犯罪にはならないのでカウントされていないせい

もある。麻薬取引では、末端で女性や未成年が運び屋として関わっているケース、外国人が関わっているケースも多く、捜査がなかなか難しい。

- ・ 汚職に関しては今年4月に Anti-corruption Law が成立したが、まだ発効はしていない。よくできた法律だと思う。
- ・ 最高検察庁は犯罪者の処遇施設の監督をする権限がある。最高検察庁またはその支部（オシュ及びバリクチに所在）が施設の状態を調査し、ひどい場合は改善させる。
- ・ 犯罪者の処遇施設は司法省の所管。判決が出る前の拘禁施設（拘置所）は isolator、判決後の受刑施設は colony と呼ばれている。未成年用コロニー（少年院）は男子向けの施設が全国に1か所、チュイ州にある。女子の未成年者用コロニーはなく、成人女性用のコロニーと一緒に収容されている。
- ・ キルギスでも、今年検事総長より大統領に対し、刑罰のリベラリゼーションを提案した。国内の実情を調査したところ、あまりにも軽微な犯罪で自由剥奪刑に処せられているケースが少なくなく、これは国の発展に悪影響を及ぼすと思われたのがリベラリゼーション提案の理由である。
- ・ 犯罪者の処遇施設における過剰拘禁は問題となっている。より深刻なのはコロニーよりも拘置所の方である。
- ・ 保護観察中や仮釈放中の人々は内務省インスペクターがモニターし、定期的に面談を行う。

## 10月21日（火）

### 1 最高裁判所

訪問時間：10:00～11:30

面談者：Mr. Zehnish Dosmatovich Dosmatov, 第一副長官

面談内容概略：

- ・ 独立以降司法制度改革が進んでいるが、各機関がそれぞれ動いており全体の調整が取れているとは言いがたい状況である。
- ・ 現在は、刑事事件が提起されてから判決が出るまで通常3か月かかる（捜査に2か月、裁判に1か月）。被疑者が容疑を認めている場合も認めていない場合も同じ手続きをとっているが、容疑を認めている場合は裁判までの手続きを迅速にできるような仕組みを整えていった方がいいのではないかと思っている。

### 2 司法省

訪問時間：11:30～12:10

面談者：Mr. Tashtemir Sydygalievich Aitbaev, 次官

Mr. Sergej Alekseevich Katkov, 刑事執行制度改革部 部長

Mr. Marat Turgunbaevich Djamankulov, 刑事執行制度改革部 副部長

面談内容概略：

- ・ 刑罰の執行は司法省でも関心を持っているポイントであり、研修のテーマとして取り上げられれば有意義だと思う（特に受刑者の人権保護、麻薬中毒者の治療等）。
- ・ 受刑施設（コロニー）では入所時に健康診断をし、結核などの感染症の有無を調べるが、日本のような処遇プログラムに反映するための受刑者の分類は行っていない。
- ・ 日本での新規の研修に関して、できることなら3年間毎年違うテーマを取り上げてもらいたい。幅広い分野に関する知識を得たい。
- ・ 特に成人男性用のコロニーでは過剰収容が問題になっている。ここ5～6年程は横ばいの状況。それ以前は今ほど過剰収容ではなかった。
- ・ 刑罰のリベラリゼーションについては法改正を進めているところである。

### 3 内務省

訪問時間：13:30～14:15

面談者：Mr. Vadim Stanislavovich Nevirovich, 組織犯罪対策部 部長

面談内容概略：

- ・ キルギスの刑事事件捜査は欧米のモデルとは違い、旧ソ連のモデルである。初動捜査（犯罪の摘発）と予審（事件書類の作成や犯罪の立証等起訴のための捜査）から成る。
- ・ 組織犯罪捜査部には10名の予審官がおり、殺人、強盗、集団破壊行為等の刑事事件の捜査を行っている。
- ・ キルギス内務省ではまだ人的、物質的に組織犯罪と効果的に対決する体制が整っているとは言えない。ただし犯罪組織の側もそれほどレベルが高いわけではなく、今はまだ従来の捜査方法で何とか対応している状況。

### 4 未成年者のための教育コロニー（ビシュケクから車で約1時間のボズネセルスキ村に所在）

訪問時間：16:00～18:00

面談者：Mr. Ivan Fedrovich Khalupenko, 所長

Mr. Viktor Pavlovich Starostenko, 刑事執行総局 局長

Ms. Toktaim Umetalieva, Chairperson of NGO's and NCO's Association

面談内容概略：

- ・ 国内で唯一の未成年者用受刑施設（コロニー）であり、14歳から21歳の男子約300名を収容している。同じ敷地の中に別に区切られたスペースとして未成年者のための拘置所（アイソレーター）も置かれている。
- ・ 施設は居住区と生産区から成っている。居住区には子どもたちが住んでいる

居住棟、食堂、学校があり、生産区には職業訓練校と各種生産現場（製粉所、マカロニ・パン製作所、木工所、旋盤などの工作機械のある工場、等）がある。

- ・ 今年の初めから日本大使館の草の根無償資金協力により現地の NGO（ウメタリエバ女史が主催）を通して製粉及びマカロニ製作所の建物と生産設備が整備された。既にマカロニの試作を始めており、できたマカロニはコロニー内で消費するのと同時に外部にも販売する予定。木工所はスイスの援助により、パン製作所はカナダの援助により、それぞれ整備したもの。
- ・ コロニー全体として予算が少なく、様々な問題を抱えている。例えば食堂の食器が足りない、子どもの食費は1日1人あたり16ソムしかない、ガス設備が壊れて使えないため調理の際に不便、上水の配管を40年間替えていないため不衛生、等。
- ・ ウメタリエバ女史によれば、収容されている子どもたちはほとんどが貧しい家庭の出身で、中には軽微な犯罪で捕まった後行き場も無くコロニーに来ている場合もある。出所後の再犯率が旧ソ連時代は12%だったが現在は60%程度となっていることにも表れているように、出所後の社会復帰がなかなか難しいのが現状とのこと。

## 10月22日（水）

### 1 Young Lawyers' Association（現地 NGO）

訪問時間：9:30～10:30（JICA キルギス駐在員事務所にて面談）

面談者：Ms. Violetta Yan, Lawyer

面談内容概略：

- ・ Young Lawyers' Association はキルギス全国で約100名のメンバーから成る NGO で、女子刑務所に未成年女子が大人と一緒に収容されている問題への対策のため、2年前に JICA キルギス駐在員事務所にて相談に訪れた経緯がある。受刑者の処遇改善や社会復帰支援のためにキルギス政府へ働きかけたり、各所から資金を得て受刑施設で支援プロジェクトを実施したりしている。
- ・ 現在特に問題視しているのは、上述の未成年女子の受刑の問題に加え、判決が出るまでの拘留期間（アイソレーターに入る期間）が成人も未成年も同様に最大1年と長いこと。
- ・ 未成年者が事件を起こした場合は、まず内務省のインスペクターが地方行政下の少年事件委員会に持ち込み、そこで審査の結果、罰金、訓戒、各種施設に送る等の判断がなされる。少年事件委員会は他にも、保護観察や仮釈放中の未成年者の観察・指導を行うことになっているが、実際は機能が割に人員が少なく、きちんと機能していない。

## 2 女性のためのコロニー

訪問時間：10:50～12:00

面談者：Mr. Nikolaj Ivanovich Ivanov, 所長

面談内容概略：

- ・ 1962年にできた施設で、国内唯一の女性向けコロニー。受刑者は約700名。
- ・ 居住区と生産区から成る。居住区では受刑者は5班に分かれている。老人や病気の受刑者向けの棟は別になっている。生産区には編物作業室、縫製室、薬草製作作業室等があり、外部に販売している。食堂で食事を作る仕事も受刑者が行っている。
- ・ 居住施設と生産施設の他に、医療室、受刑者の子どものためのナーサリー、結核患者（現在8名）の隔離施設、図書館、講堂等があるのを見学した。
- ・ 課題は未成年のための処遇施設を別に設置することと、下水処理設備を整備すること。
- ・ 入所者の犯罪の上位第1位は窃盗、第2位は殺人、第3位は麻薬乱用・密売。

## 3 在タジキスタン日本大使館

訪問時間：17:30～18:00

面談者：鎌田 一等書記官

面談内容概略：

- ・ タジキスタンの治安は2000年以降急速に改善してきている。2001年には政府要人の暗殺が相次いだこともあったが、2002年以降は暗殺事件も起きていない。治安が悪いと思われていた中部ガルム地方にも最近はNGOが入って活動しているし、東部も数度にわたり調査してきたが治安は安定していると見ている。治安の改善に伴い多くの国際機関、NGO、一部海外企業が入ってきている。
- ・ しかしタジキスタン国民の平均年収は160～180ドルと言われており、富裕外国人を狙った犯罪は増加傾向にある。
- ・ 司法分野ではスイス政府とUSAIDが法制度整備支援のためのセミナーを行っている。OSCEは人権問題に関心を持って活動している。

## 10月23日（木）

### 1 大統領府

訪問時間：10:00～12:00

面談者：Ms. Galiya R. Rabieva, 人事政策上級顧問

Mr. B. Khudoyorov, 上級顧問

Ms. K.I. Khamidova, 法務部 副部長

Mr. R.G. Tobilov, 防衛法秩序部 副部長

Ms. Guljzorova M. M., 法務部 課長

Mr. Kh.B. Mirzoev, 法務部 課長

Mr. Kh. N. Abdunazarov, 人事政策顧問

面談内容概略：

- ・ タジキスタンにおける刑事事件の捜査（初動捜査、予審）から裁判、刑罰の決定・執行の一連の流れについて詳細な説明があった。
- ・ 刑事訴訟法の全面改訂が行われる予定であり、大統領府内に改訂法案作成のためのチームが作られている。改訂にあたって検討のポイントとなっているのは、軽微な刑事事件の公判における簡易手続きの導入、刑事事件のプロセスへの弁護士の参加拡大、少年事件の捜査における特別な配慮等である。
- ・ 未成年の刑事事件における少年事件委員会と内務省の少年事件インスペクターの役割について詳細な説明があった。両者ともに、少年犯罪の予防及び保護観察中や仮釈放中の少年の指導・監督に関わっていることから、少年犯罪の防止、非行少年の処遇、犯罪者の社会復帰支援の3点をテーマとして実施する第3回タジキスタン司法制度セミナー（2004年2～3月）の対象者に含めてはどうかという意見が出た。また、犯罪を犯したものの刑罰を適用する程ではなく、教育的強制措置に処せられた少年が入る特別学校の職員も対象者として考えうるとの意見も出た。

## 2 最高検察庁

訪問時間：14:00～16:00

面談者：Ms. Matlyuba Abdullaeva, 民族・国際関係法執行監督部 部長

Mr. Mukhamadjon Khajrullaev, 刑事決定合法性監督局 局長

Mr. Radjabali Sodikov, 内務省及び大統領付属麻薬統制庁予審初動捜査監督局 副局長

Mr. Mirzo Sanginov, 自由刑施設及び判決執行監督部 上級検察官

Mr. Makhmadullo Nurov, 未成年・青年法執行監督部 上級検察官

面談内容概略：

- ・ 未成年犯罪者の処遇を中心に情報収集を行った。
- ・ 犯罪を犯したものの刑罰を適用する程ではない少年が教育的強制措置に処せられた場合は、特別学校に送られる。特別学校には14歳までの少年を対象とするスペツ・シコーラと14歳～18歳までの少年を対象とするスペツ・ウチーリツェがある。どちらも男子のみの施設であり女子用はない。
- ・ 未成年者のためのコロニー（受刑施設）は国内に1か所しかなく男子用である。女子の未成年用のコロニーはなく、成年女性用のコロニーと一緒に入っている。成年女性用のコロニーは国内に1か所で470名が収容されているが、そのうち未成年女子の受刑者は8名と少ないため、別に未成年女子用のコロニーを設置するということは検討されていない。なお成年男性用のコロニーは8ヶ所、居住型コロニーは4か所ある。

- ・ 矯正施設での過剰拘禁は、内戦直後は問題だったが、その後何度か恩赦があったこともあり、現在は大分改善されてきている。犯罪率も近年低下しており、1992年には年間2万5千件の犯罪が報告されていたが、今では年間1万1千件となっている。
- ・ 重大犯罪が減少してきたため、従来の刑罰をより軽い刑罰に緩和したり死刑の適用範囲を狭めたりするといったような刑罰のリベラリゼーションを実施していこうとしている。現在このための法案を国会で審議中である。
- ・ タジキスタンにも住民組織マハリヤは存在するが、ウズベキスタンのように制度的に行政に取り込まれたものではなく、単なる住民の集まりである。コミュニティ内の冠婚葬祭の時にお互い手伝ったり、行政サービスの改善を政府に申し入れるときに意見をまとめたりといった程度のことではあるが、組織的に防犯活動を行うようなことはなく、マハリヤ委員会が家庭問題を解決する機能を持っているということもない。

### 3 「タジキスタン司法制度セミナー」帰国研修員との面談（UNTOPビル内にて）

訪問時間：16:30～17:30

面談者：Mr. Khursandmurod Mirzoev, President's Office

Mr. Faizimad Karimov, General Prosecutor's Office

Mr. Iskandarsho Mirzoev,

Prosecutor's Office in Zheleznodorojniy District of Dushanbe City

Mr. Bobokhon Muhiddinov, Ministry of Internal Affairs

Mr. Ismoilhon Rahmonov, Ministry of Internal Affairs

Ms. Muhabbat Goulzorova, President's Office

Mr. Hasan Nizomovich Boboev, General Prosecutor's Office

Mr. Abdurahmon Gafurovich Tavurov, Ministry of Internal Affairs

Mr. Azamjon Bobomyrodovich Balosov, Ministry of Internal Affairs

面談内容概略：

- ・ 帰国研修員より、「1回目、2回目の研修はそれぞれレベルが高く、みな満足している」、「タジキスタンでは犯罪者の矯正が内務省から法務省に移管されたり、刑罰のリベラリゼーションが検討されていたり、他にも多くの刑事分野の法案が作られるなど刑事司法改革が進んでいる。日本での研修はこの中で大変役立つものだった」、「特にマネーロンダリングに関する内容は帰国後に実務で役立っている」などといったコメントがなされた。

## 10月24日（金）

### 1 司法省

訪問時間：8:30～8:50

面談者：Mr. Khodjaev Olim Fakhrievich, 人事特別業務局 局長

Mr. Garibsho Sofdarovich Aknazarbekov, 矯正労働局 副局長

Ms. Shakhnoza Nodirova, 国際法関係・経済利益保護局 局長

Mr. Furdavs Dadabaev, 国際法関係・経済利益保護局 チーフスペシャリスト

面談内容概略：

- ・ 犯罪者の矯正は昨年の大統領令で内務省から司法省へ移管されることとなり、昨年末までに移管が終了した。移管の目的は犯罪者の矯正と教育的措置をより人道的かつ効果的に行うことであった。
- ・ 今後の研修では、タジキスタンで重要なテーマである犯罪者の社会復帰を取り上げ、犯罪者を効果的に社会に再適応させる手法を紹介してもらえればと思う。

## 2 強化体制コロニー

訪問時間：9:15～11:00

面談者：Mr. F. Sh. Makhmudov, 所長

面談内容概略：

- ・ 初犯で重大犯罪を犯した成人男性を収容する施設で、定員は 1500 名。現在収容されている実際の人数は定員をやや上回っている。12 班に分けて収容しており、各班に担当職員がついている。
- ・ 施設自体は 1957 年にできたもので、強化体制コロニーとして使われるようになったのは 1962 年からである。
- ・ 敷地内には工作機械を備えた工場、温室、畑、木工作业所、鶏や牛を飼っている小屋、魚の養殖池などがあり、コロニー内で消費する食物や消耗品を作るのと同時に、外部からの発注にも応えている。しかし特に工場については、ソ連崩壊後は部品が手に入らなくなったため生産ができなくなりつつあり、稼動していない機械が多いのが問題となっている。
- ・ 居住エリアには、居住棟の他に食堂、医療室、モスク、喫茶室、講堂、テレビを見たりするためのコモンスペース、図書室などがある。
- ・ 敷地内に学校と職業訓練学校があり、学校には約 200 名、職業訓練学校には約 100 名の受刑者が通っている。希望者が通うことが出来、学費は無料。
- ・ 新規に入所してきた受刑者は最初に別棟でオリエンテーション(最長 17 日まで)を受けてから居住エリアに移る。出所する前に受刑者を対象とした出所準備プログラムを行うといったことはしていないが、出所の 3 か月前にその人の居住地の地方政府に対して情報を渡し、再就職の斡旋やその他の受入れ準備を始めてもらうように依頼する。
- ・ 刑期の一定期間(犯罪の重さにより全体の二分の一または三分の二)を終えた受刑者から申請があった場合は、コロニー内で委員会を開き、仮釈放や刑の軽減が適当かどうかを検討する。適当とみなされた受刑者については、裁

判所に対して仮釈放や居住型コロニーへの移管等の請願を出す。

- ・コロニーが内務省から司法省へ移管された際、90%の職員はそのまま所属が司法省に移る形で業務を継続した。矯正官の能力向上に関しては、スイスの援助を得てセミナーを実施してきた。また司法省の中に矯正官の研修を行うインスティテュートを作り来春オープンする予定。

### 3 特別学校

訪問時間：11:30～13:15

面談者：Mr. Abdukayum Khudojdodov, 校長

面談内容概略：

- ・教育省が管轄する施設であり、犯罪や非行を行ったものの刑事罰の対象とならなかった、入所時に11歳～14歳の少年男子を受け入れている。入所した少年はここに居住すると共に義務教育を受ける（タジキスタンの義務教育は9年生まで）。9年生を終えるために必要な場合は16歳までこの特別学校に在籍することができる。
- ・1964年にできた施設で、ソ連時代は200名～250名くらいの少年を受け入れていたが、現在は35名しかいない。今年から女子も受け入れることになり、現在準備を行っているところである。
- ・新規受入れの際には、内務省の少年事件インスペクターにより対象者が刑事罰の対象外であると認められ、かつ居住地域の少年事件委員会で特別学校への入所が決定されている必要がある。
- ・特別学校には3年間いなければならない。3年間が終わっても、居住地域の少年事件委員会の決定があり親と本人の合意があれば更に2年まで延長できる。
- ・入所しているほとんどの子どもは、いわゆるストリートチルドレンや不遇な家庭の子どもであり、教育を受けていなかったり学年が遅れていたりするケースが多い。学校では生徒数名に一人の先生が付き、集中して教えて遅れを取り戻すように努めている。
- ・教科を教える先生としては、他の学校や大学で教えている人を招いている。校長、副校長、養護の先生は教育省所属でこの学校専従。
- ・刑罰を与えるための施設ではないので、外出は自由にできる。

### 4 ドゥシャンベ市裁判所

訪問時間：14:20～16:30

面談者：Mr. Amirkhodja Abdulloevich Foibnazarov, 所長

面談内容概略：

- ・第2審の裁判所で、ドゥシャンベ市の4つの地区裁判所から上がってきた訴訟を取り扱っている。第1審をここで行う場合もある。

- ・ 18名の裁判官と54名のその他職員がいる。
- ・ 麻薬の不法所持に関する刑事裁判（第1審）を傍聴した。裁判官は1名で、2名の人民参審員が加わる形でタジク語で行われていた。
- ・ 裁判傍聴の後、捜査及び起訴資料の実物を見ながら説明を受けた。
- ・ タジキスタンでは刑事事件の無罪率は5～10%程度とのこと。

## 5 OSCE ドゥシャンベ事務所

訪問時間：17:15～18:15

面会者：Mr. Riccardo Lepri, Human Dimension Officer

面談内容概略：

- ・ OSCE はタジキスタンにおいて、①法制度改善、②矯正システム改善、③拷問の問題、④死刑制度、に取り組んでいる。
- ・ 上記の問題についてタジキスタン政府の動きをモニターするとともに、様々な他の機関とも連携しながら、政府と NGO 双方の関係者を対象としたセミナー（2、3日から長くて10日程度）を実施したり、情報をパンフレットやマニュアルにまとめて配布している。
- ・ 中央アジア5か国は多くの共通点があるが、個別具体的な問題についてはそれぞれ違いがある。5か国を対象とした研修を実施するのであれば、各国の違いが問題にならないように国際的基準を紹介する内容にするか、あるいは地域共通の問題をテーマに選ぶ必要があるだろう（例えば外国人移住者の扱い、国境警備、捜査段階での人権の尊重、組織的テロ対策等）。あるいはある問題について、各国が相互に意見交換を行うような形もいいかもしれない。
- ・ 刑事司法分野では、他にスイス・コーポレーション、UNTOP、ソラス基金、Open Society Institute も活動しており情報を持っているので、コンタクトしたらよいと思う。OSCE も当該分野で講義を行えるような人材を把握しているので、必要であれば紹介できる。

## 10月25日（土）

### 1 大統領府（追加情報収集のため再度訪問）

訪問時間：15:00～16:40

面談者：Ms. Galiya R. Rabieva, 人事政策上級顧問

Mr. Kh. N. Abdunazarov, 人事政策顧問

面談内容概略：

- ・ 麻薬中毒等の少年を収容する治療養育施設というものが法律には規定されているが、対象人数が少ないので施設自体は存在しない。成人のための施設はある。
- ・ 刑事訴訟法の改訂版が国会で承認されるまでには、まだあと1年程度かかる

見込みとのこと。

- ・ 2004年2～3月に実施する「タジキスタン司法制度セミナー」第3回目の具体的な内容について意見を求めたところ、子どもの心理面に配慮した処遇の方法と少年事件を専門に扱う裁判所（家庭裁判所）の紹介が挙げられた。また学校や裁判所を実際に訪問したいとのコメントがあった。

## 2 ADB ドウシャンベ事務所

訪問時間：17:00～18:00

面談者：本村 和子 所長

面談内容概略：

- ・ タジキスタンは一人あたり GNP が約 170 ドルというレベルで、ADB 加盟国の中でも再貧の国の一つである。まずは経済を上向かせることが重要で、ADB としても経済発展に資するための様々なプロジェクトを行っている。刑事司法の分野では直接的な協力は行っていない。
- ・ タジキスタンではまだ商業銀行がほとんど機能しておらず、銀行に口座を持っている人は少ないし、海外送金やクレジットカードでの決済もままならない状況であるため、マネーロンダリングが実際に大きな問題になっているというようなことはないのではないか。
- ・ 汚職は深刻な状況であるが、公務員の正規の給与があまりにも安く、とても給与だけでは生活できないため、なかなか解決の難しい問題である。
- ・ 内戦が終結し治安が良くなるにつれて経済活動も少しずつ活発になってきている。今は一番よかった頃の 6 割くらいまでの水準に戻ってきている。しかしソ連時代の経済モデルにそのまま戻しても維持できないことは明白であり、サービス産業など新しい産業を振興していく必要があるだろう。
- ・ 日本で一般的に入手できるタジキスタンの具体的な情報が少ないこともあり、いまだに危険な国というイメージが先行している感があるが、実際には多くのドナーや NGO も入っており、アフガニスタンやウズベキスタン国境など特定の地域を除けばそれほど危険ではないと認識している。

## 10月27日（月）

### 1 最高検察庁

訪問時間：10:50～11:10

面談者：Mr. Nazrulla Fayzulloev, Head of Dept. on control over observance of law during holding in custody and execution of the punishment, General Prosecutor's Office

面談内容概略：

- ・ 少年コロニーは全国に2つあり、いずれも一般コロニー/強化コロニー合体型

である。

- ・ 未成年女子は成人女性用コロニー（全国に1か所）と一緒に入れている。
- ・ 今日これから訪問するのは一般体制の少年コロニーである。

## 2 ザンギアタ教育コロニー

訪問時間：11:30～12:30

面談者：Mr. Ikrom Zhuraev, 所長

Mr. Khasan Agzamov, オペレイティヴ・レジーム局 副局長(刑事執行総局)

面談内容概略：

- ・ 16～21歳の少年を対象とした施設。定員は300名以上だが現在入所しているのは100名程度。学年ごとに20～25名ずつ4班に分けている。人数が少ない理由は、刑罰のリベラリゼーションに伴う恩赦により出所した少年が多いため。
- ・ 重大犯罪を犯した少年が入所している（軽犯罪の場合、今はコロニーには入らない）。80%の少年は盗み（再犯）、後は麻薬関連の犯罪が多い。
- ・ 施設内には11年生までの中等教育を行う学校と、職業技術校がある。学校にはコンピュータークラスがあり、授業はウズベク語/ロシア語の両方で行っている。職業技術校では自動車の運転、電気工事等の技術を教えており、教育期間は6か月である。
- ・ 入所時に心理学者、教育学者が少年たちの分類を行っており、分類によって矯正プログラムを立て、実施している。
- ・ 矯正官のトレーニングは内務省にある訓練センターで行っている。

## 3 OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe) Centre in Tashkent

訪問時間：14:00～15:00

面談者：Per Normark, Human Dimension Officer

Dr. Marie-Carin von Guppenberg, Political Officer

面談内容概略：

- ・ タシケント OSCE は、刑事司法関係では、国際基準に沿う方向への刑事関係法の見なおし、関連業種に対する各種研修実施（実施というより企画や資金提供）を行っている。研修に関しては UNICEF、Save the Children、UNODC 等と一緒に仕事をしている。研修のテーマは人間のトラフィッキング、刑務所改革等。ウズベキスタンでは警察、裁判官、内務省、防衛関係の4つに研修機関がある。
- ・ 間のトラフィッキング問題については、地元の NGO が小規模で部分的に取り組んでいるのを例外として調査が行われておらず、実態がわからない。しかし人間のトラフィッキングの温床となる全ての根本原因がウズベキスタンにはそろっている。女性はもちろん、男性が労働力として (Labour Trafficking)

韓国、ロシアに送られているとの断片的な情報があるが、根拠となり得る事実がつかめていない。対策は、社会の中での認知を上げていくことが予防になる。国全体としてこの問題への認識がようやく出来てきたところで、隣のキルギスに比べ遅れている。

- ・ アフガニスタン国境近くのテルメスで2週間、両国の警察・入管を対象に研修をした。苦労したのは、国家が強すぎるウズベキスタン (hyper-state) と国家が機能していない (no-state) アフガニスタンの落差が大きく、アフガニスタンの研修生を正式にウズベキスタンに入国させること自体が一苦労だった。実態は、正式の手続きを取らず、毎日のように人々が入り出している国境なのだが。オーストリアのアフガニスタン大使館に依頼したがカブールに情報が届かず、ぎりぎりになってウズベキスタンの大使館に頼み、個人的なコネで動かしてもらった。他に、アフガニスタン研修生がダリー語、ウズベキスタン研修生がウズベク語またはロシア語、ということで言語の壁があった。持ちこんだ研修機材をウズベキスタン側がどう使うのかわからない、電気の供給が不安定、など技術的な問題もあった。
- ・ 中央アジア5か国をひとつの「地域」として見るのは無理がある。独立後の国情も、目指す方向性も、国ごとの差が大きいため。あえて刑事司法関係で「地域」研修をやるなら、国際基準や原則論が適切か。少年非行を取り上げるなら UNICEF や Save the Children とコンタクトすること。刑務所など矯正施設は悲惨な状況で、入るだけで拷問に値するとの認識があり、職員への研修を始めている。研修参加者は研修で提示される方向性には何でもイエスと反応する。その後改善もなされているのではないかと我々は見ているが、先々のモニタリングが必要。
- ・ (調査団が朝見学したザンギアタ教育コロニーについて) 院長が頑張っていて施設改善を行っていると聞いている。ただウズベキスタンは政治的圧力が強く、何かのポストで健闘するとすぐ他の部署に移されたりすることがある。

#### 4 ICRC (International Committee of the Red Cross) Regional Delegation for Central Asia

訪問時間：16：00～17：00

面談者：Rolin Wavre, Head of the Regional Delegation for Central Asia

Pascal Hundt, Deputy Head of the Regional Delegation for Central Asia

面談内容概略：

- ・ 国際赤十字設立以来ずっと100年、中央アジアでは10年、各国で刑務所を訪問し内部からの状況改善を働きかけている。近々トルクメニスタンでも活動が可能になりそう。「内部からの」という理由は、介入方法が次のような手順を踏むことになっているからである。
  - ①当該国の政府（矯正施設を監督する機関）と協定を結ぶ
  - ②訪問先の矯正施設の長と話し、現状と問題点を把握

- ③施設内部に数十回、足を運び、職員の立会いなく単独で受刑者と面接
- ④施設長に赤十字としてのアセスメントを伝える
- ③④を繰り返した後、矯正施設を監督する機関に報告する
- ・ 介入作業の際、原則が二点ある。一つは矯正施設には繰り返し訪問すること。一度きりなら先方も見せたいものだけを見せることができるが、何度も何度もとなると糊塗しきれない。もう一つは赤十字が知った情報は④で内部に返し、決して外部に公開しないこと。上述の事情から、我々が当地で得ている情報を提供することはできない。

## 10月28日(火)

### 1 JICA ウズベキスタン事務所

訪問時間：10:00～11:00

面談者：柳沢 香枝 所長

杉山 悦子 企画調査員

Mr. Sharifzoda U. Sharipov, Program Officer

面談内容概略：

- ・ 調査団より、三か国の調査で刑事司法分野の課題として認識された以下の項目について調査結果の概略と所感を説明した。
  - ヤミ経済の捜査
  - 汚職対策
  - 少年司法制度
  - 刑罰のリベラリゼーション
  - 受刑施設における入所時の分類が十分でないこと
  - 少年事件専門の裁判所がないこと
- ・ JICA ウズベキスタン事務所より、研修と専門家の派遣を組み合わせることにより、より効果が高まるであろうとのコメントがあった。

### 2 タシケント市 ユヌサバッド地区 Min-Urug マハリヤ

訪問時間：11:30～12:30

面談者：Mr. Toir Sultanov, マハリヤ・コミッティ 議長

Mr. Abdullaev, マハリヤ・コミッティ 副議長、軍人会会長

Mr. Tolkun Aliev, マハリヤ・コミッティ 副議長

Ms. Zainidinova Malika, 女性評議会 議長

他、マハリヤ教師、Saldor (リーダー役)が同席

面談内容概略：

- ・ ユヌサバッド地区には50のマハリヤがある。Min-Urug マハリヤには6000名の住民がおり、固まって住んでいる。マハリヤ内の20の通りごとに長がおり、

また 17 の団地の 1 棟ごとに長がいる。

- ・ マハリヤ・コミッティのメンバーは住民の投票によって選ばれ、任期は 2 年半。各通りと団地の長、及び女性評議会のメンバーは、マハリヤ・コミッティが推薦する人の中から、コミッティで話し合っ決めて決める。任期は同じく 2 年半。
- ・ マハリヤ・コミッティの議長、セクレタリー、女性評議会、Saldor は地区政府から給与をもらっている。
- ・ 2003 年に刑務所を出てこのマハリヤに戻ってきたのは 2 名。マハリヤでは 20 人くらいから成る会議を開き、出所してきた人を呼んで、これからの暮らし方やつきあう友人などについてアドバイスをする（週 1 回程度）。就職が決まったら、その人はコミッティに報告し、後は月 1 回程度の頻度で報告する。その後結婚するなどして生活が落ち着いたとみなされたら、以降は報告しなくてよくなるが、また生活ぶりが良くないと思われたら呼び出される。
- ・ 女性評議会は、女性・子供に関する問題を取り扱う。夫婦間の揉め事、離婚の調停、貧困家庭のケア、子供向けのレクリエーション、教育上問題のある子供の過程訪問等。
- ・ Saldor は地区政府に雇われており、問題家庭の訪問、内務省インスペクターのアシスタント的な仕事（問題人物の調書作成等）、兵役対象者の管理等のマハリヤ内の仕事をしている。
- ・ マハリヤ独自の基金があり、原資は裕福な人の寄付やチャイハナ（喫茶店）からの賃貸料である。使途は貧困家庭の救済や催し物の実施費用である。

### 3 タシケント法科大学

訪問時間：15:00～16:00

面談者：Mr. Mirzayusuv Khakimovich Rustambaev, 学長

Mr. Gulnara N. Tursunova, 国際関係副学長

面談内容概略：

- ・ タシケント法科大学は 1991 年に創立された。前身は国立大学法学部。ウズベキスタンで唯一の法科大学であり、法曹関係者の教育に特化している。20 名の教授、80 名の助教授を含む 200 名の講師陣を擁している。
- ・ 法律案もほぼ 100%この大学が関わって作っている。
- ・ 名古屋大学をはじめ多くの海外の大学と協力関係を持っている。法務総合研究所とも緊密に協力しあっている。
- ・ 刑罰のリベラリゼーション及び汚職関連法整備の現状等について情報収集を行った。

### 4 日本大使館

訪問時間：17:00～17:40

面談者：高橋氏

林 朋幸 三等書記官

面談内容概略：

- ・ 各国での調査結果概略を報告した。

## 5 対外経済関係庁

訪問時間：18:00～18:30

面談者：Mr. R. Shayakubov, アジア太平洋地域局 局長

Mr. M. Khadjimetov, アジア太平洋地域局 副局長

面談内容概略：

- ・ 調査団の目的と今後の予定について報告した。

## 参考資料 2 収集資料リスト

### 中央アジア全般

- ・ International Narcotics Control Strategy Report (U.S. Dept. of State Bureau for International Narcotics and Law Enforcement Affairs)
- ・ Central Asia: The Politics of Police Reform (ICG)
- ・ The Application of the United Nations Standards and Norms for Crime Prevention and Criminal Justice (UN Office on Drugs and Crime) (抜粋)
- ・ 中央アジアにおける域内社会・経済安定化への取り組みと国際支援 (抜粋)

### ウズベキスタン関連

- ・ JETROアジア経済研究所(名古屋大学への委託研究)報告書(2000年度「中央アジアの裁判制度」、2001年度「中央アジアの紛争解決過程」)
- ・ 「ICD NEWS」(法務省法務総合研究所国際協力部報)(創刊号「ウズベキスタン現地レポート」、第4号「ウズベキスタンの司法制度、憲法和訳、司法高官による発表会記録」、第7号「ウズベキスタン見聞録」、第9号「ウズベキスタン国法整備支援研修結果概要」)
- ・ ウズベキスタン司法調査報告(日本弁護士連合会)
- ・ JICA専門家報告書(ウズベキスタン法整備支援)
- ・ JICA国別研修「ウズベキスタン法整備支援」参加者のカントリーレポート
- ・ ウズベキスタン刑事訴訟法(ロシア語)
- ・ From House to House - Abuses by Mahalla Committees (Human Rights Watch)
- ・ 調査団質問票への回答

### キルギス関連

- ・ キルギス共和国刑法、刑事訴訟法、刑事執行法(ロシア語)
- ・ UNAFEIで過去に実施したJICA集団研修参加者のカントリーレポート(キルギス)
- ・ 調査団質問票への回答

### タジキスタン関連

- ・ タジキスタン憲法、刑法(和文)
- ・ 調査団質問票への回答